官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟規則等の一部を改正する規則（最高裁一四）　一
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（同一五）　三六

最高裁規則

○最高裁判所規則第十四号

民事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十七日

最高裁判所

民事訴訟規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟規則の一部改正）

第一条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則	第一編　［同上］
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　訴訟手続	第五章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　送達等	第四節　送達等（第三十九条―第四十七条）
第一款　総則（第三十九条）	
第二款　書類の送達（第四十条―第四十五条）	
第三款　電磁的記録の送達（第四十五条の二―第四十五条の四）	
第四款　公示送達（第四十六条）	
第五款　書類又は電磁的記録の送付（第四十七条・第四十七条の二）	
［第五節・第六節　略］	［第五節・第六節　同上］
［第六章　略］	［第六章　同上］
第七章　電子情報処理組織による申立て等（第五十二条の九―第五十二条の十七）	第七章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第五十二条の九―第五十二条の十三）
第八章　当事者に対する住所、氏名等の秘匿（第五十二条の十八―第五十二条の二十三）	
第二編　第一審の訴訟手続	第二編　［同上］
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　証拠	第三章　［同上］
第一節　総則（第九十九条―第百五条の五）	第一節　総則（第九十九条―第百五条の二）
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
［第五節　書証（第百三十七条―第百四十九条）	［第五節　書証（第百三十七条―第百四十九条）
第五節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ（第百四十九条の二―第百四十九条の四）	
第六節　検証（第百五十条―第百五十一条の二）	第六節　検証（第百五十条・第百五十一条）
［第七節　略］	第七節　同上］
［第四章～第七章　略］	［第四章～第七章　同上］
［第三編～第六編　略］	［第三編～第六編　同上］
第七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則（第二百三十一条の二―第二百三十一条の十）	第七編　督促手続（第二百三十二条―第二百三十七条）
第八編　督促手続（第二百三十二条―第二百三十七条）	第八編　執行停止（第二百三十八条）
第九編　執行停止（第二百三十八条）	第九編　雑則（第二百三十九条）
第十編　雑則（第二百三十九条）	
附則	附則

（申立て等の方式等）

第一条　申立て等（民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「法」という。）第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項に規定する申立て等をいう。以下同じ。）は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

２　口頭で申立て等をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

３　前項の電子調書が送達すべき書類の提出に代えて作成されたものであるときは、これを当事者に送達しなければならない。

（電子調書のファイルへの記録の方式）

第一条の二　裁判所書記官は、電子調書を作成してファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第二条　訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名（当該書面がその提出により訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。

［一～五　略］

［２　略］

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第三条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

［一　略］

二　法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（第八章（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）において「秘匿事項届出書面」という。）

［三～五　略］

［２・３　略］

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条の二　裁判所は、電子判決書の作成に用いる場合その他必要があると認める場合において、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有しているときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第八十七条（法第百六十七条の規定による当事者の説明の方式）第一項及び第九十四条（法第百七十八条の規定による当事者の説明の方式）第一項において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

［２　略］

（申立て等の方式）

第一条　申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

２　口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。

［新設］

［新設］

（当事者が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

第二条　訴状、準備書面その他の当事者又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

［一～五　同上］

［２　同上］

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第三条　［同上］

［一　同上］

二　秘匿事項届出書面

［三～五　同上］

［２・３　同上］

（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）

第三条の二　裁判所は、判決書の作成に用いる場合その他必要があると認める場合において、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載した情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有しているときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

［２　同上］

（催告及び通知）

第四条　［略］

［2　略］

3　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う。

一　ファイルに記録された催告すべき事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条（定義）第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。第四十六条（公示送達の方法）第一項第二号において同じ。）を使用するもの

［4　略］

5　この規則の規定による通知（第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。

［6　略］

（普通裁判籍所在地の指定・法第四条）

第六条　法第四条（普通裁判籍による管轄）第三項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（移送による記録の引継ぎ・法第二十二条）

第九条　移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法第二十九条）

第十四条　［略］

2　前項の場合において、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、当事者は、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、第一項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第五十二条の十第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもって作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき　当該電磁的記録

（催告及び通知）

第四条　［同上］

［2　同上］

3　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合には、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

［新設］

［4　同上］

5　この規則の規定による通知（第四十六条（公示送達の方法）第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を訴訟記録上明らかにしなければならない。

［6　同上］

（普通裁判籍所在地の指定・法第四条）

第六条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号。以下「法」という。）第四条（普通裁判籍による管轄）第三項の最高裁判所規則で定める地は、東京都千代田区とする。

（移送による記録の送付・法第二十二条）

第九条　移送の裁判が確定したときは、移送の裁判をした裁判所の裁判所書記官は、移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出・法第二十九条）

第十四条　［同上］

［新設］

［新設］

4　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

（法定代理権等の証明・法第三十四条）

第十五条　法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権を証明する書面の画像情報又は電磁的記録を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

3　裁判所は、前項の規定により書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

4　前三項の規定は、選定当事者の選定及び変更について準用する。

（法人の代表者等への準用等・法第三十七条）

第十八条　［略］

2　当事者が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（会社法人等番号）（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第六項において同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該当事者は、前項において準用する第十五条（法定代理権等の証明）第一項の証明に必要な情報として、当該登記簿に記録されている事項をファイルに記録したものとみなす。

3　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

（補助参加の申出書の送達等・法第四十三条等）

第二十条　［略］

2　前項に規定する送達は、補助参加の申出をした者から提出された副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法により補助参加の申出がされた場合にあっては、当該申出をした者から提出された法第百九条（電磁的記録に記録された事項を出力した書面による送達）に規定する書面（以下「送達すべき出力書面」という。）によってする。

3　前項の規定は、法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をした当事者に対する送達については、適用しない。

4　前二項の規定は、法第四十七条（独立当事者参加）第一項及び第五十二条（共同訴訟参加）第一項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

（訴訟告知書の送達等・法第五十三条）

第二十二条　［略］

2　前項に規定する送達は、訴訟告知をした当事者から提出された副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法により訴訟告知がされた場合にあっては、当該当事者から提出された送達すべき出力書面）によってする。

3　前項の規定は、訴訟告知を受けるべき者が訴訟告知の書面の送達を受ける前に法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

4　［略］

［新設］

（法定代理権等の証明・法第三十四条）

第十五条　法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権は、書面で証明しなければならない。選定当事者の選定及び変更についても、同様とする。

［新設］

［新設］

（法人の代表者等への準用・法第三十七条）

第十八条　［同上］

［新設］

［新設］

（補助参加の申出書の送達等・法第四十三条等）

第二十条　［同上］

2　前項に規定する送達は、補助参加の申出をした者から提出された副本によってする。

［新設］

3　前項の規定は、法第四十七条（独立当事者参加）第一項及び第五十二条（共同訴訟参加）第一項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

（訴訟告知書の送達等・法第五十三条）

第二十二条　［同上］

2　前項に規定する送達は、訴訟告知をした当事者から提出された副本によってする。

［新設］

3　［同上］

（訴訟代理権の証明等・法第五十四条等）

第二十三条　訴訟代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　前項の書面又は電磁的記録が私人により作成されたものであるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを訴訟代理人に命ずることができる。

3　第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項の規定は、法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者が第一項の権限の証明をする場合について準用する。

4　［略］

（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等・法第七十一条等）

第二十四条　［略］

2　前項の申立てにより訴訟費用又は和解の費用（以下この節において「訴訟費用等」という。）の負担の額を定める処分を求めるときは、同項の申立てをする者は、費用計算書及び費用額の疎明に必要な資料を裁判所書記官に提出するとともに、同項の書面及び費用計算書について第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項の直送をしなければならない。

3　第一項の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、前項の資料が書面等をもって作成されているときは、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　第一項の申立てをする法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第五十二条の十第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもって作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき　当該電磁的記録

5　裁判所書記官は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

（相手方への催告等・法第七十一条等）

第二十五条　裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な資料並びに申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが訴訟費用等を負担する場合において、記録上申立人の訴訟費用等についての負担の額が明らかなときは、この限りでない。

2　前条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項までの規定は、前項の費用額の疎明に必要な資料の提出について準用する。

3　相手方が第一項の期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な資料を提出しないときは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用等の負担の額を定める処分をすることができる。ただし、相手方が訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てをすることを妨げない。

（訴訟代理権の証明等・法第五十四条等）

第二十三条　訴訟代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

2　前項の書面が私文書であるときは、裁判所は、公証人その他の認証の権限を有する公務員の認証を受けるべきことを訴訟代理人に命ずることができる。

［新設］

3　［同上］

（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等・法第七十一条等）

第二十四条　［同上］

2　前項の申立てにより訴訟費用又は和解の費用（以下この節において「訴訟費用等」という。）の負担の額を定める処分を求めるときは、当事者は、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面を裁判所書記官に提出するとともに、同項の書面及び費用計算書について第四十七条（書類の送付）第一項の直送をしなければならない。

［新設］

［新設］

（相手方への催告等・法第七十一条等）

第二十五条　裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに申立人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが訴訟費用等を負担する場合において、記録上申立人の訴訟費用等についての負担の額が明らかなときは、この限りでない。

［新設］

2　相手方が前項の期間内に費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しないときは、裁判所書記官は、申立人の費用のみについて、訴訟費用等の負担の額を定める処分をすることができる。ただし、相手方が訴訟費用等の負担の額を定める処分を求める申立てをすることを妨げない。

（費用額の確定処分の方式・法第七十一条等）

第二十六条　裁判所書記官は、訴訟費用等の負担の額を定める処分をするときは、処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（法第七十一条第三項の最高裁判所規則で定める場合）

第二十七条　法第七十一条（訴訟費用額の確定手続）第三項の最高裁判所規則で定める場合は、相手方が第二十五条（相手方への催告等）第一項の期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な資料を提出しない場合とする。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日・法第八十七条の二第一項）

第二十八条の二　［略］

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（和解のための処置・法第八十九条）

第三十二条　［略］

［2・3　略］

4　前項の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に電子調書を作成させるときは、同項の手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項を電子調書に記録させなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求等の方式・法第九十一条等）

第三十三条　訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求は、書面でしなければならない。

2　前項の訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録中の当該請求に係る部分を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

（非電磁的訴訟記録の正本等の様式等・法第九十一条）

第三十三条の二　非電磁的訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

［削る］

2　非電磁的訴訟記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しが提出された場合には、提出された写しによってさせることができる。

（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等・法第九十一条の二）

第三十三条の三　法第九十一条の二（電磁的訴訟記録の閲覧等）第一項の最高裁判所規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　裁判所設置端末（電磁的訴訟記録の閲覧等又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明する電磁的記録の提供の用に供する目的で裁判所の構内に設置された電子計算機をいう。以下この条において同じ。）の映像面に電磁的訴訟記録の内容を表示する方法

（費用額の確定処分の方式・法第七十一条等）

第二十六条　訴訟費用等の負担の額を定める処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

（法第七十一条第二項の最高裁判所規則で定める場合）

第二十七条　法第七十一条（訴訟費用額の確定手続）第二項の最高裁判所規則で定める場合は、相手方が第二十五条（相手方への催告等）第一項の期間内に同項の費用計算書又は費用額の疎明に必要な書面を提出しない場合とする。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日・法第八十七条の二第一項）

第二十八条の二　［同上］

2　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を口頭弁論の調書に記載しなければならない。

（和解のための処置・法第八十九条）

第三十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　前項の手続を行い、かつ、裁判所等がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、同項の手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

（訴訟記録の正本等の様式・法第九十一条等）

第三十三条　訴訟記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（訴訟記録の閲覧等の請求の方式等・法第九十一条）

第三十三条の二　訴訟記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付の請求は、書面でしなければならない。

2　前項の請求（訴訟に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、訴訟記録中の当該請求に係る部分を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

3　訴訟記録の閲覧又は謄写は、その対象となる書面を提出した者からその写しが提出された場合には、提出された写しによってさせることができる。

［新設］

二　第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用して当事者又は利害関係を疎明した第三者（次項及び第四十八条（判決の確定証明）第一項において「当事者等」という。）の使用に係る電子計算機の映像面に電磁的訴訟記録の内容を表示する方法

2　法第九十一条の二第二項の最高裁判所規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　第五十二条の十第一項の電子情報処理組織を使用して当事者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに電磁的訴訟記録に記録されている事項を記録させる方法

二　裁判所設置端末に当事者等の使用に係る記録媒体を接続させ、当該裁判所設置端末を用いて当該記録媒体に電磁的訴訟記録に記録されている事項を記録させる方法

3　第一項第一号又は前項第二号に掲げる方法により電磁的訴訟記録の閲覧又は複写をしようとする者は、裁判所書記官から通知された閲覧等用識別符号（電磁的訴訟記録の閲覧又は複写を請求した者に対し、裁判所書記官から当該閲覧又は複写のためにその都度付与される符号をいう。）を当該裁判所設置端末に入力しなければならない。

4　法第九十一条の二第三項の最高裁判所規則で定める電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明する方法は、当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を当該書面に記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

5　法第九十一条の二第三項の最高裁判所規則で定める電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明する方法は、当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部と同一であることを証明する旨を記録し、裁判所書記官が当該電磁的記録に記録された情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条（定義）第一項に規定する電子署名をいう。次条（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項において同じ。）を行う方法とする。

6　法第九十一条の二第三項の最高裁判所規則で定める電磁的記録の提供の方法は、前項に規定する電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部又は一部を記録した電磁的記録を第二項各号に掲げる方法により記録させる方法とする。

7　第三項の規定は、第二項第二号に掲げる方法により前項の電磁的記録の提供を受けようとする者について準用する。

（訴訟に関する事項の証明の方法等・法第九十一条の三）

第三十三条の四　法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）の最高裁判所規則で定める書面に記載された訴訟に関する事項を証明する方法は、訴訟に関する事項が記載された書面に当該事項を証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

2　法第九十一条の三の最高裁判所規則で定める電磁的記録に記録された訴訟に関する事項を証明する方法は、訴訟に関する事項が記録された電磁的記録に当該事項を証明する旨を記録し、裁判所書記官が当該電磁的記録に記録された情報に電子署名を行う方法とする。

3　法第九十一条の三の最高裁判所規則で定める電磁的記録の提供の方法は、前項に規定する訴訟に関する事項が記録された電磁的記録を前条（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項各号に掲げる方法により記録させる方法とする。

4　前条第三項の規定は、同条第二項第二号に掲げる方法により前項の電磁的記録の提供を受けようとする者について準用する。

［新設］

（電磁的訴訟記録からの消去等）

第三十三条の五　裁判所は、当事者の全員が電磁的訴訟記録のうち次に掲げる部分を消去することに同意した場合において、当該部分を消去することを相当と認めるときは、電磁的訴訟記録から当該部分を消去する措置を講ずることができる。

一　準備書面に係る部分（当該準備書面に記載された事項が陳述された場合を除く。）

二　第百三十七条（書証の申出等）第一項の規定により提出された文書の写し及び第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の規定により提出された電磁的記録の複製（最高裁判所の細則で定めるファイル形式により複製された電磁的記録をいう。以下同じ。）に係る部分（当該文書の写し又は当該電磁的記録の複製に係る証拠が法第百八十一条（証拠調べを要しない場合）第一項の規定により取り調べることを要しないこととされた場合に限る。）

2　裁判所は、ファイルに記録された事項がその係属する事件に関するものでないこと又は誤って記録されたことが明らかであると認めるときは、当該事項が記録された部分をファイルから消去する措置を講ずることができる。ただし、当事者その他の関係人がファイルに記録した事項については、当該当事者その他の関係人が当該事項の消去を求める旨の申出を速やかに行うことが困難であると認める事情その他の特別の事情がある場合を除き、当該当事者その他の関係人から当該事項の消去を求める旨の申出がある場合に限る。

3　裁判所は、前二項の規定による措置を講ずる場合には、裁判所書記官に当該措置の内容を記録した電磁的記録を作成させ、ファイルに記録させなければならない。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第九十二条）

第三十四条　［略］

2　当事者は、自らが提出する文書その他の物件（以下この条及び第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）において「文書等」という。）について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

［3～7　略］

8　第一項の申立てをした者は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘密記載部分を除いたもの（以下この項及び第十項において「閲覧等対象部分」という。）を提出しなければならないときは、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

9　第二項から第七項までの規定は、当事者が電磁的記録（当事者が法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。）について第一項の申立てをする場合について準用する。

10　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、閲覧等対象部分（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件に係るものを除く。）及び前項において準用する第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により電磁的記録から秘密記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項」と読み替えるものとする。

［新設］

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第九十二条）

第三十四条　［同上］

2　当事者は、自らが提出する文書その他の物件（以下この条及び第五十二条の十一（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）において「文書等」という。）について前項の申立てをするときは、当該文書等の提出の際にこれをしなければならない。

［3～7　同上］

8　第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

［新設］

11　法第九十二条第九項の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的訴訟記録中同項の営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置とする。

（証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第九十二条の二）

第三十四条の四　裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）第三項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期日において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができる。

［２　略］

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第九十二条の三）

第三十四条の七　法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項又は第三項の期日において、法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を電子調書に記録しなければならない。

３　第一項の規定は、法第九十二条の二第四項の期日又は進行協議期日において法第九十二条の三に規定する方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。

（受命裁判官等の権限・法第九十二条の七）

第三十四条の十　受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二条の二（専門委員の関与）の手続を行う場合には、第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）、第三十四条の四（証拠調べ期日における裁判長の措置等）、第三十四条の五（当事者の意見陳述の機会の付与）、第三十四条の六（専門委員に対する準備の指示等）第一項並びに第三十四条の七（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）第一項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（受命裁判官等の期日指定等・法第九十三条）

第三十五条　受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

第四節　送達等

第一款　総則

第二款　書類の送達

（送達すべき書類・法第百一条）

第四十条　［略］

［削る］

［新設］

（証拠調べ期日における裁判長の措置等・法第九十二条の二）

第三十四条の四　裁判長は、法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項の規定により専門委員が手続に関与する場合において、証人尋問の期日において専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門委員の説明が証人の証言に影響を及ぼさないための証人の退廷その他適当な措置を採ることができる。

［２　同上］

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第九十二条の三）

第三十四条の七　法第九十二条の二（専門委員の関与）第一項又は第二項の期日において、法第九十二条の三（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）に規定する方法によって専門委員に説明又は発問をさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

［新設］

２　専門委員に前項の説明又は発問をさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を調書に記載しなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を記載することができる。

３　第一項の規定は、法第九十二条の二第三項の期日又は進行協議期日において第一項の方法によって専門委員に説明をさせる場合について準用する。

（受命裁判官等の権限・法第九十二条の七）

第三十四条の十　受命裁判官又は受託裁判官が法第九十二条の二（専門委員の関与）各項の手続を行う場合には、第三十四条の二（進行協議期日における専門委員の関与）、第三十四条の四（証拠調べ期日における裁判長の措置等）、第三十四条の五（当事者の意見陳述の機会の付与）、第三十四条の六（専門委員に対する準備の指示等）第一項並びに第三十四条の七（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与）第一項及び第三項の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（受命裁判官等の期日指定・法第九十三条）

第三十五条　受命裁判官又は受託裁判官が行う手続の期日は、その裁判官が指定する。

第四節　［同上］

［新設］

（送達すべき書類等・法第百一条）

第四十条　［同上］

２　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（送達場所等の届出の方式・法第百四条）

第四十一条　書類の送達を受けるべき場所の届出及び法第百四条（送達場所等の届出）第一項後段の送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

［２　略］

３　書類の送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の当事者、法定代理人又は訴訟代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

（送達場所等の変更の届出・法第百四条）

第四十二条　当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、書類の送達を受けるべき場所として届け出た場所又は法第百四条（送達場所等の届出）第一項後段の送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

［２　略］

第三款　電磁的記録の送達

（電子情報処理組織による送達・法第百九条の二）

第四十五条の二　法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項本文の通知は、次条（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式）第二項の規定により届け出られた電子メールアドレス（電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条（定義）第一号に規定する電子メールをいい、最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。以下この条及び第五十二条の二（予告通知の書面の記載事項等）第四項において同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）に宛てて電子メールを送信する方法によってする。

（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出の方式・法第百九条の二）

第四十五条の三　法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の最高裁判所規則で定める方式は、法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法とする。ただし、法第百九条の二第二項後段の送達受取人を併せて届け出る場合は、書面によることができる。

２　法第百九条の二第一項ただし書の届出をする場合には、同条第二項の連絡先として送達を受ける者の使用に係る電子メールアドレスを届け出なければならない。この場合において、同項後段の送達受取人を届け出るときは、当該送達受取人の当事者等識別符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条（識別符号の付与の方法）第三項又は第二条（弁護士等に対する識別符号の付与の方法）第二項の規定により付与された識別符号をいう。以下同じ。）を併せて届け出なければならない。

（送達すべき電磁的記録に記録されている事項の閲覧の方法・法第百九条の三）

第四十五条の四　法第百九条の三（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）第一項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、送達を受けるべき者により、第五十二条の十（電子情報処理組織）第二項の電子情報処理組織を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に入力された符号がその者に付与された当事者等識別符号及び暗証符号（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第三条（届出事項の変更等）の規定により設定された暗証符号をいう。第五十二条の九（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等）第二項及び第五十二条の十一（氏名又は名称を明らかにする措置）第一項において同じ。）であることが確認されたときに、送達すべき電磁的記録に記録されている事項をその者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法とする。

（送達場所等の届出の方式・法第百四条）

第四十一条　送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

［２　同上］

３　送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の当事者、法定代理人又は訴訟代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

（送達場所等の変更の届出・法第百四条）

第四十二条　当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

［２　同上］

［新設］

第四款　公示送達

（公示送達の方法・法第百十一条）

第四十六条　［1］　法第百十一条（公示送達の方法）の最高裁判所規則で定める方法は、裁判所の使用に係る電子計算機と同条各号に定める事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものを使用する方法のうち、次のいずれにも該当するものとする。

一　ファイルに記録された法第百十一条各号に定める事項を当該事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二　インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

［2　略］

第五款　書類又は電磁的記録の送付

（書類又は電磁的記録の送付）

第四十七条　裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類又は電磁的記録の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

2　前項の書類の送付は、送付すべき書類の写しを交付する方法又はその書類をファクシミリを利用して送信する方法によってする。

3　第一項の電磁的記録の送付は、次の各号のいずれかに掲げる方法によってする。ただし、第三号に掲げる方法については、送付を受けるべき者が法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている場合に限る。

一　送付すべき電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面を交付し、又はファクシミリを利用して送信する方法

二　送付すべき電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

三　送付すべき電磁的記録に記録されている事項につき法第百九条の三（電子情報処理組織による送達の効力発生の時期）第一項第一号の閲覧又は同項第二号の記録をすることができる措置をとるとともに、送付を受けるべき者に対し、第五十二条の十（電子情報処理組織）第二項の電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発する方法

4　法第百九条の四（電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならない者に関する特例）第一項の規定は、法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者に対する前項第三号に掲げる方法による電磁的記録の送付について準用する。この場合において、法第百九条の四第一項中「第百九条の二第一項ただし書」とあるのは「民事訴訟規則第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項ただし書」と、「同項ただし書」とあるのは「第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書」と、「同項本文」とあるのは「民事訴訟規則第四十七条第三項第三号」と読み替えるものとする。

［新設］

（公示送達の方法・法第百十一条）

第四十六条　［1］　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［2　同上］

［新設］

（書類の送付）

第四十七条　直送（当事者の相手方に対する直接の送付をいう。以下同じ。）その他の送付は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用しての送信によってする。

2　裁判所が当事者その他の関係人に対し送付すべき書類の送付に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

3　裁判所が当事者の提出に係る書類の相手方への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者がその書類について直送をしたときは、その送付は、することを要しない。

4　当事者が直送をしなければならない書類について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類の相手方への送付（準備書面については、送達又は送付）を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

5　当事者から前項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類の直送を受けた相手方は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類の直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

（書類又は電磁的記録の直送）

第四十七条の二　裁判所が当事者の提出に係る書類又は電磁的記録の相手方への送付をしなければならない場合（送達をしなければならない場合を除く。）において、当事者がその書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付することをいう。以下同じ。）をしたときは、その送付は、することを要しない。

2　当事者が直送をしなければならない書類又は電磁的記録について、直送を困難とする事由その他相当とする事由があるときは、当該当事者は、裁判所に対し、当該書類又は電磁的記録の相手方への送付（準備書面については、送達又は送付）を裁判所書記官に行わせるよう申し出ることができる。

3　前項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類について前条第二項の方法により直送を受けた相手方は、当該書類を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、前項の書類又は裁判所が当事者に対し送付すべき書類の直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した当該書類を裁判所に提出したときは、この限りでない。

4　第二項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について前条第三項第一号又は第二号に掲げる方法により直送を受けた相手方は、同項第一号の書面又は同項第二号の記録媒体を受領した旨を記載した書面について直送をするとともに、当該書面を裁判所に提出しなければならない。ただし、第二項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について同条第三項第一号に掲げる方法により直送をした当事者が、受領した旨を相手方が記載した同号の書面を裁判所に提出したときは、この限りでない。

5　第二項の電磁的記録又は裁判所が当事者に対し送付すべき電磁的記録について前条第三項第三号に掲げる方法により直送を受けた相手方は、当該電磁的記録について同号に規定する閲覧又は記録をした旨をファイルに記録しなければならない。

（判決の確定証明・法第百十六条）

第四十八条　第一審裁判所の裁判所書記官は、当事者等の請求により、訴訟記録に基づいて判決の確定を証明した法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

2　訴訟がなお上訴審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、上訴裁判所の裁判所書記官が、判決の確定した部分のみについて同項の書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

（法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）

第四十九条　法第百十七条（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え）第一項の訴えの訴状には、変更を求める確定判決（電子判決書又は法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項（法第三百七十四条（判決の言渡し）第二項において準用する場合を含む。）の電子調書（以下「電子判決書に代わる電子調書」という。）が作成されているものを除く。以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

2　原告は、前項の確定判決の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該確定判決に係る画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の確定判決の写しの添付について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第四十九条（法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）第二項」と読み替えるものとする。

［新設］

（判決確定証明書・法第百十六条）

第四十八条　第一審裁判所の裁判所書記官は、当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求により、訴訟記録に基づいて判決の確定についての証明書を交付する。

2　訴訟がなお上訴審に係属中であるときは、前項の規定にかかわらず、上訴裁判所の裁判所書記官が、判決の確定した部分のみについて同項の証明書を交付する。

（法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類）

第四十九条　法第百十七条（定期金による賠償を命じた確定判決の変更を求める訴え）第一項の訴えの訴状には、変更を求める確定判決の写しを添付しなければならない。

［新設］

［新設］

（決定及び命令・法第百十九条等）

第五十条　決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

2　決定及び命令には、前項に規定するほか、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（電子調書による決定）

第五十条の二　最高裁判所が決定をする場合において、相当と認めるときは、電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）の作成に代えて、決定の内容を電子調書に記録させることができる。

（訴訟手続の受継の申立ての方式等・法第百二十四条等）

第五十一条　［略］

［2　略］

3　第一項の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、前項の資料が書面等をもって作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　第一項の申立てをする法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを第五十二条の十第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもって作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもって作成されているとき　当該電磁的記録

［新設］

5　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

［新設］

6　訴訟手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該訴訟手続を受け継ぐ者は、第二項の資料として、当該事項が記載された登記事項証明書を添付したものとみなす。

［新設］

7　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

［新設］

（決定及び命令の方式等・法第百十九条等）

第五十条　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

2　決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

3　決定及び命令には、前二項に規定するほか、その性質に反しない限り、判決に関する規定を準用する。

（調書決定）

第五十条の二　最高裁判所が決定をする場合において、相当と認めるときは、決定書の作成に代えて、決定の内容を調書に記載させることができる。

（訴訟手続の受継の申立ての方式・法第百二十四条等）

第五十一条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（予告通知の書面の記載事項等・法第百三十二条の二）

第五十二条の二　［略］

［２・３　略］

４　法第百三十二条の二第一項の最高裁判所規則で定める方法は、電子メールを送信する方法とする。

５　第一項から第三項までの規定は、法第百三十二条の二第四項の規定による電磁的方法による予告通知について準用する。この場合において、第一項中「記載し、予告通知をする者又はその代理人が記名押印する」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

（予告通知に対する返答の書面の記載事項等・法第百三十二条の三）

第五十二条の三　［略］

［２　略］

３　前二項の規定は、法第百三十二条の三第二項において準用する法第百三十二条の二（訴えの提起前における照会）第四項の規定による電磁的方法による返答について準用する。この場合において、第一項中「記載し、その返答をする者又はその代理人が記名押印するものとする」とあるのは、「記録する」と読み替えるものとする。

（訴えの提起前における照会及び回答の書面の記載事項等・法第百三十二条の二等）

第五十二条の四　法第百三十二条の二（訴えの提起前における照会）の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合には、照会の書面及び回答の書面を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会の書面は、当該代理人に対し送付するものとする。

２　前項の照会の書面には、次に掲げる事項を記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印するものとする。

［一～七　略］

八　書面又は第五十二条の二（予告通知の書面の記載事項等）第四項の方法のいずれかにより回答することを求める場合にはその旨及び照会をする者の電子メールアドレス

３　第一項の回答の書面には、前項第一号及び第二号に掲げる事項、回答の年月日並びに照会事項に対する回答を記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第百三十二条の二第一項第一号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、法第百六十三条（当事者照会）第一項各号のいずれに該当するかをも、法第百三十二条の二第一項第二号又は第三号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、そのいずれに該当するかをも記載するものとする。

［４　略］

５　前各項の規定は、法第百三十二条の三（訴えの提起前における照会）の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合について準用する。

６　第一項から第四項までの規定は、法第百三十二条の二又は第百三十二条の三の規定による照会及びこれに対する回答を電磁的方法によってする場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「照会の書面」とあるのは「電磁的方法による照会」と、第一項及び第三項中「回答の書面」とあるのは「電磁的方法による回答」と、第一項中「送付して」とあるのは「送信して」と、「送付する」とあるのは「送信する」と、第二項中「記載し、照会をする者又はその代理人が記名押印する」とあり、及び第三項中「記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印する」とあるのは「記録する」と読み替えるものとする。

（予告通知の書面の記載事項等・法第百三十二条の二）

第五十二条の二　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

［新設］

（予告通知に対する返答の書面の記載事項等・法第百三十二条の三）

第五十二条の三　［同上］

［２　同上］

［新設］

（訴えの提起前における照会及び回答の書面の記載事項等・法第百三十二条の二等）

第五十二条の四　法第百三十二条の二（訴えの提起前における照会）第一項の規定による照会及びこれに対する回答は、照会の書面及び回答の書面を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会の書面は、当該代理人に対し送付するものとする。

２　［同上］

［一～七　同上］

［新設］

３　第一項の回答の書面には、前項第一号及び第二号に掲げる事項、回答の年月日並びに照会事項に対する回答を記載し、照会を受けた者又はその代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第百三十二条の二第一項第一号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、法第百六十三条（当事者照会）各号のいずれに該当するかをも、法第百三十二条の二第一項第二号又は第三号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、そのいずれに該当するかをも記載するものとする。

［４　同上］

５　前各項の規定は、法第百三十二条の三（訴えの提起前における照会）第一項の規定による照会及びこれに対する回答について準用する。

［新設］

（証拠収集の処分の申立ての方式・法第百三十二条の四）

第五十二条の五　［略］

2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　申立ての根拠となる申立人又は相手方がした予告通知（以下この項並びに次条（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第一項各号及び第二項において単に「予告通知」という。）に係る請求の要旨及び紛争の要点

［四～六　略］

3　第一項の書面には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　法第百三十二条の四第一項第一号の処分　当該文書の所持者又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者の居所

［二～四　略］

4　法第百三十二条の四第一項第一号の処分の申立てにおける第二項第二号に掲げる事項の記載は、送付を求める文書（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を含む。）又は電磁的記録を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の処分の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める物についても、同様とする。

［5・6　略］

（証拠収集の処分の申立書の添付書類等・法第百三十二条の四）

第五十二条の六　前条（証拠収集の処分の申立ての方式）第一項の書面（以下この条において「申立書」という。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　予告通知の書面の写し（電磁的方法により予告通知をした場合にあっては、当該予告通知に係る電磁的記録に記録されている事項を出力することによって作成した書面）

［二　略］

2　予告通知に対する返答をした被予告通知者が法第百三十二条の四（訴えの提起前における証拠収集の処分）第一項の処分の申立てをするときは、当該申立書には、前項各号に掲げる書類のほか、当該返答の書面の写し（電磁的方法により返答をした場合にあっては、当該返答に係る電磁的記録に記録されている事項を出力することによって作成した書面。第四項において同じ。）を添付しなければならない。

［3　略］

4　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の方法により前条第一項の申立てをする者は、第一項各号に掲げる書類、第二項の書面の写し及び前項の登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面（以下この項及び次項において「書類等」という。）の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書類等の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

（証拠収集の処分の申立ての方式・法第百三十二条の四）

第五十二条の五　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　申立ての根拠となる申立人又は相手方がした予告通知（以下この項並びに次条（証拠収集の処分の申立書の添付書類）第一項各号及び第二項において単に「予告通知」という。）に係る請求の要旨及び紛争の要点

［四～六　同上］

3　［同上］

一　［同上］　当該文書の所持者の居所

［二～四　同上］

4　法第百三十二条の四第一項第一号の処分の申立てにおける第二項第二号に掲げる事項の記載は、送付を求める文書（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を含む。）を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。法第百三十二条の四第一項第三号又は第四号の処分の申立てにおける前項第三号又は第四号に定める物についても、同様とする。

［5・6　同上］

（証拠収集の処分の申立書の添付書類・法第百三十二条の四）

第五十二条の六　［同上］

一　予告通知の書面の写し

［二　同上］

2　予告通知に対する返答をした被予告通知者が法第百三十二条の四（訴えの提起前における証拠収集の処分）第一項の処分の申立てをするときは、当該申立書には、前項各号に掲げる書類のほか、当該返答の書面の写しを添付しなければならない。

［3　同上］

［新設］

5　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は第一項から第三項までの規定による書類等の添付について、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第五項の規定は前項の規定により書類等の画像情報が提出された場合について準用する。この場合において、法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第五十二条の六（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第四項」と読み替えるものとする。

6　第三項の規定にかかわらず、申立人が不動産識別事項（不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第六条（申請情報の一部の省略）第一項に規定する不動産識別事項をいう。第五十五条（訴状の添付書類等）第五項において同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して第三項の登記事項証明書に係る情報を入手することができる場合には、同項の登記事項証明書を添付することを要しない。

7　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記事項証明書に係る情報の提供を求めることができる。

（証拠収集の処分の手続等・法第百三十二条の六）

第五十二条の七　［略］

［2　略］

3　第百三条（外国における証拠調べの嘱託の手続）の規定は、法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第六項において準用する法第百八十四条（外国における証拠調べ）第一項の規定により外国においてすべき法第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分に係る嘱託の手続について準用する。

［4～6　略］

7　法第百三十二条の六第三項の規定により第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により行う調査結果の報告又は意見の陳述は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該調査結果の報告又は意見の内容に係る情報を入力する方法により行うものとする。

8　第三十三条（訴訟記録の閲覧等の請求等の方式）第一項の規定は法第百三十二条の七（事件の記録の閲覧等）の非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等の請求又は法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、第三十三条第二項の規定は法第百三十二条の七の非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等の請求について、第三十三条の二（非電磁的訴訟記録の正本等の様式等）の規定は非電磁的証拠収集処分記録（法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分を除いた部分をいう。）について、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）の規定は法第百三十二条の七の電磁的証拠収集処分記録の閲覧等について、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）の規定は法第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供について準用する。この場合において、第三十三条の三第一項第二号中「当事者又は利害関係を疎明した第三者（次項及び第四十八条（判決の確定証明）第一項において「当事者等」という。）」とあり、及び同条第二項中「当事者等」とあるのは、「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。

［新設］

（証拠収集の処分の手続等・法第百三十二条の六）

［新設］

第五十二条の七　［同上］

［2　同上］

3　第百三条（外国における証拠調べの嘱託の手続）の規定は、法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第五項において準用する法第百八十四条（外国における証拠調べ）第一項の規定により外国においてすべき法第百三十二条の四第一項第一号から第三号までの処分に係る嘱託の手続について準用する。

［4～6　同上］

［新設］

［新設］

第七章　電子情報処理組織による申立て等

（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等・法第百三十二条の十）

第五十二条の九　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項に規定する方法によってする申立て等（以下「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

2　電子申立て等をしようとする者は、当該電子申立て等をする者に係る当事者等識別符号及び暗証符号を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3　前項の規定にかかわらず、数人が共同して電子申立て等をする場合には、同項の規定による入力をする者（以下この項及び第五十二条の十一（氏名又は名称を明らかにする措置）第二項において「入力者」という。）以外の者は、前項の規定による入力に代えて、当該入力者以外の者が入力者と共同して電子申立て等を行う旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報及び当該入力者以外の者に係る当事者等識別符号を、当該入力者の使用に係る電子計算機から記録させるものとする。

4　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等を行う際に、法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしなければならない。ただし、既に同項ただし書の届出がされている場合は、この限りでない。

（電子情報処理組織）

第五十二条の十　次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一　法第九十一条の二（電磁的訴訟記録の閲覧等）第二項（法第百三十二条の七（事件の記録の閲覧等）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の二第二項の規定による複写の請求

二　法第九十一条の二第三項（法第百三十二条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の二第三項の規定による電磁的記録の提供の請求

三　法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）（法第百三十二条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第九十一条の三の規定による電磁的記録の提供の請求

四　法第九十二条の二（専門委員の関与）第二項　同項の説明

五　法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第三項　同項の調査結果の報告又は意見の陳述

六　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項　電子申立て等

七　法第百五十一条（釈明処分）第二項　同項の電磁的記録の提出

八　法第二百五条（尋問に代わる書面の提出）第二項（法第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第二百五条第二項の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録

九　法第二百十五条（鑑定人の陳述の方式等）第二項（法第二百七十八条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第二百十五条第二項の規定による意見の陳述

［新設］

十　法第二百三十一条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第二項　同項の電磁的記録の提出

十一　法第二百三十一条の三（書証の規定の準用等）第二項（法第百三十二条の六第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）　法第二百三十一条の三第二項の電磁的記録の提出又は送付

2　法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第五十二条の十一　法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、当事者等識別符号及び暗証符号を電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から入力することとする。ただし、申立て等をする者が第三者に依頼して第五十二条の九（電子情報処理組織を使用する申立て等の方式等）第一項の規定による入力をさせる場合において、当該申立て等をする者が当事者等識別符号及び暗証符号を入力することができないときは、当該申立て等をした者が当該第三者に同項の規定による入力を依頼した旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印した書面の画像情報を、当該第三者の使用に係る電子計算機から記録させることとする。

2　数人が共同して電子申立て等を行う場合における入力者以外の者に係る法第百三十二条の十第四項の氏名又は名称を明らかにする措置は、前項の規定にかかわらず、第五十二条の九第三項の書面の画像情報を、入力者の使用に係る電子計算機から記録させることとする。

（法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者以外の者による申立て等の方法等）

第五十二条の十二　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者以外の者は、申立て等をする場合には、電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器であって電子申立て等をするために必要となるものを利用することができない事情があるときを除き、第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によってするものとする。

2　前項の規定は、申立て等以外の行為であって、法令の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができるものをする場合について準用する。

3　電子申立て等をする者は、当該電子申立て等についてファイルから入手可能な様式に従い、当該電子申立て等をするよう努めるものとする。

（電子情報処理組織の使用を担当する訴訟代理人）

第五十二条の十三　当事者に十人を超える訴訟代理人があるときは、当該訴訟代理人は、特別の事情がある場合を除き、その中から十人を超えない範囲内で、第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十号に掲げる行為及び送達を受けることを担当する訴訟代理人を定めるものとする。

（電子情報処理組織による申立て等の特例・法第百三十二条の十一）

第五十二条の十四　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者が書面等により当該各号に定める事件の申立て等をするときは、当該書面等に、同条第三項に規定する事由がある旨及びその具体的内容を記載した書面を添付しなければならない。

（裁判所書記官によるファイルへの記録等）

第五十二条の十五　裁判所書記官は、法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定により書面等に記載された事項をファイルに記録するときは、当該書面等の提出後、速やかにこれを行うものとする。

2　前項の書面等を裁判所に提出した者は、当該書面等を提出した日から一月以内に限り、裁判所書記官に対し、当該書面等の閲覧を請求することができる。

（書面等の提出が電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法によりされたときの送付）

第五十二条の十六　法又はこの規則の規定により、書面等の提出に代えて、当該書面等に記載すべき事項又は当該書面の画像情報が電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録されたときは、当該書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織の使用によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送付によってする。

（記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付）

第五十二条の十七　法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等に係る送付は、当該書面等に係るこの規則の規定にかかわらず、当該事項に係る電磁的記録の送付をもって代えることができる。

第八章　［略］

（申立ての方式）

第五十二条の十八　［略］

（秘匿事項届出書面の記載事項等）

第五十二条の十九　［略］

（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）

第五十二条の二十　［略］

［2～6　略］

7　第一項の申立てをした者は、第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの（以下この項及び第九項において「閲覧等対象部分」という。）を提出しなければならないときは、これに代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等対象部分の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

8　第二項から第六項までの規定は、秘匿対象者が電磁的記録（秘匿対象者が法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定によりファイルに記録する事項に係る電磁的記録を含む。次項において同じ。）について第一項の申立てをする場合について準用する。

9　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、閲覧等対象部分（法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件を除く。）及び前項において準用する第三項、第五項本文又は第六項の規定により電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの（電磁的記録の複製に係るものを除く。）の提出について準用する。この場合において、法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟規則第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項」と読み替えるものとする。

第七章　［同上］

（申立ての方式）

第五十二条の九　［同上］

（秘匿事項届出書面の記載事項等）

第五十二条の十　［同上］

（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）

第五十二条の十一　［同上］

［2～6　同上］

7　第三項、第五項本文又は前項の規定により文書等から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

［新設］

（押印を必要とする書面の特例等）

第五十二条の二十一　氏名について秘匿決定があった場合には、この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しない。

［2　略］

（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）

第五十二条の二十二　秘匿決定の一部について法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第二項の許可の裁判が確定したときは、法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（次項及び第三項において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

2　前項の申立てをした者は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、閲覧等用秘匿事項届出書面の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、閲覧等用秘匿事項届出書面の提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項」と読み替えるものとする。

（安全管理のために必要な措置・法第百三十三条の二等）

第五十二条の二十三　法第百三十三条の二（秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則）第五項（法第百三十三条の三（送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の特則）第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の最高裁判所規則で定める措置は、電磁的訴訟記録等中法第百三十三条の二第五項の秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し、当該書面に記載された事項の漏えいを防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置とする。

（訴状の記載事項・法第百三十四条）

第五十三条　［略］

［2・3　略］

4　訴状には、第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等

二　当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条（定義）第十五項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている場合にあっては、当該法人番号

（押印を必要とする書面の特例等）

第五十二条の十二　氏名について秘匿決定があった場合には、この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者がするものに限る。）は、することを要しない。

［2　同上］

（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）

第五十二条の十三　秘匿決定の一部について法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消しの裁判が確定したとき又は秘匿事項届出書面の一部について同条第二項の許可の裁判が確定したときは、法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者は、遅滞なく、既に提出した秘匿事項届出書面から当該取消しの裁判又は当該許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたもの（次項において「閲覧等用秘匿事項届出書面」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。

2　前項の規定により閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、当該閲覧等用秘匿事項届出書面によってさせることができる。

［新設］

（訴状の記載事項・法第百三十四条）

第五十三条　［同上］

［2・3　同上］

4　訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号等を記載しなければならない。

［新設］

（訴えの提起前に証拠保全が行われた場合の訴状の記載事項）

第五十四条　訴えの提起前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、訴状には、前条（訴状の記載事項）第一項に規定する事項及び同条第四項各号に掲げる事項のほか、その証拠調べを行った裁判所及び証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

（訴状の添付書類等）

第五十五条　［略］

［２　略］

３　原告は、第一項各号に定める書類又は前項の書証の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書類又は同項の証拠となるべき文書の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

４　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は第一項各号に定める書類又は第二項の書証の写しの添付について、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第五項の規定は前項の規定により第一項各号に定める書類の画像情報が提出された場合について準用する。この場合において、法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第五十五条（訴状の添付書類等）第三項」と読み替えるものとする。

５　第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、原告が不動産識別事項を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して同項第一号の登記事項証明書に係る情報を入手することができる場合には、同号の登記事項証明書を添付することを要しない。

６　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記事項証明書に係る情報の提供を求めることができる。

（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）

第五十五条の二　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号に掲げる者は、訴えを提起した場合において、被告から委任を受けて当該訴えに係る法律関係に関して弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条（弁護士の職務）第一項に規定する法律事務を行っていた者を知っているときは、当該者の氏名その他の当該者を特定するために必要な情報を裁判所に届け出なければならない。ただし、当該者が当該訴えについて被告の訴訟代理人にならないことが明らかな場合その他の当該情報を届け出ることに支障がある場合は、この限りでない。

第五十六条　削除

（訴状の送達等・法第百三十八条等）

第五十八条　訴状の送達は、原告から提出された副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えが提起された場合にあっては、原告から提出された送達すべき出力書面）によってする。

２　前項の規定は、被告が訴状の送達を受ける前に法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をした場合には、適用しない。

３　前二項の規定は、法第百四十三条（訴えの変更）第二項（法第百四十四条（選定者に係る請求の追加）第三項及び第百四十五条（中間確認の訴え）第四項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

（訴えの提起前に証拠保全が行われた場合の訴状の記載事項）

第五十四条　訴えの提起前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、訴状には、前条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、その証拠調べを行った裁判所及び証拠保全事件の表示を記載しなければならない。

（訴状の添付書類）

第五十五条　［同上］

［２　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（訴状却下命令に対する即時抗告・法第百三十七条等）

第五十七条　訴状却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された訴状を添付しなければならない。

（訴状の送達等・法第百三十八条等）

第五十八条　訴状の送達は、原告から提出された副本によってする。

［新設］

２　前項の規定は、法第百四十三条（訴えの変更）第二項（法第百四十四条（選定者に係る請求の追加）第三項及び第百四十五条（中間確認の訴え）第四項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

（電磁的記録の提出方法・法第百五十一条）

第六十三条の二　法第百五十一条（釈明処分）第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（音声の送受信による通話の方法による通訳人の関与・法第百五十四条）

第六十四条の二　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、法第百五十四条（通訳人の立会い等）第二項後段に規定する方法によって通訳人に通訳をさせる場合について準用する。

（口頭弁論に係る電子調書の形式的記載事項・法第百六十条）

第六十六条　口頭弁論に係る電子調書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～六　略］

2　裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。

3　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等・法第百六十条）

第六十七条　口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領を記録し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～五　略］

六　裁判長が記録を命じた事項及び当事者の請求により記録を許した事項

七　電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）を作成しないでした裁判

［八　略］

2　前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記録を省略することができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から一週間以内にその記録をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3　口頭弁論に係る電子調書には、弁論の要領のほか、当事者による攻撃又は防御の方法の提出の予定その他訴訟手続の進行に関する事項を記録することができる。

4　法第百六十条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）第三項の異議が述べられたときは、裁判所書記官は、異議が述べられた旨及びその内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

（電子調書の記録に代わる電磁的記録のファイルへの記録）

第六十八条　裁判所書記官は、前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項の規定にかかわらず、裁判長の許可があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイルに記録し、これをもって電子調書の記録に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［新設］

（口頭弁論調書の形式的記載事項・法第百六十条）

第六十六条　口頭弁論の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　同上］

2　前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

［新設］

（口頭弁論調書の実質的記載事項・法第百六十条）

第六十七条　口頭弁論の調書には、弁論の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

［一～五　同上］

六　裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

七　書面を作成しないでした裁判

［八　同上］

2　前項の規定にかかわらず、訴訟が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が訴訟の完結を知った日から一週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3　口頭弁論の調書には、弁論の要領のほか、当事者による攻撃又は防御の方法の提出の予定その他訴訟手続の進行に関する事項を記載することができる。

［新設］

（調書の記載に代わる録音テープ等への記録）

第六十八条　裁判所書記官は、前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項の規定にかかわらず、裁判長の許可があったときは、証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録し、これをもって調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　前項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めたときも、同様とする。

（他の電磁的記録の引用）

第六十九条　口頭弁論に係る電子調書には、他の電磁的記録を引用し、これをファイルに記録して電子調書の一部とすることができる。

（電子速記録の作成）

第七十一条　裁判所速記官は、前条（陳述の速記）の規定により速記した場合には、速やかに、速記原本を反訳して速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）を作成しなければならない。ただし、裁判所が電子速記録を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（電子速記録の引用）

第七十二条　裁判所速記官が作成した電子速記録は、電子調書に引用し、ファイルに記録して電子調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が電子速記録の引用を適当でないと認めるときは、この限りでない。

第七十三条から第七十五条まで　削除

2　前項の場合において、訴訟が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。訴訟が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めたときも、同様とする。

（書面等の引用添付）

第六十九条　口頭弁論の調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるものを引用し、訴訟記録に添付して調書の一部とすることができる。

（速記録の作成）

第七十一条　裁判所速記官は、前条（陳述の速記）の規定により速記した場合には、速やかに、速記原本を反訳して速記録を作成しなければならない。ただし、第七十三条（速記原本の引用添付）の規定により速記原本が調書の一部とされるときその他裁判所が速記録を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（速記録の引用添付）

第七十二条　裁判所速記官が作成した速記録は、調書に引用し、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所が速記録の引用を適当でないと認めるときは、この限りでない。

（速記原本の引用添付）

第七十三条　証人及び当事者本人の尋問並びに鑑定人の口頭による意見の陳述については、裁判所が相当と認め、かつ、当事者が同意したときは、裁判所速記官が作成した速記原本を引用し、訴訟記録に添付して調書の一部とすることができる。

（速記原本の反訳等）

第七十四条　裁判所は、次に掲げる場合には、裁判所速記官に前条（速記原本の引用添付）の規定により調書の一部とされた速記原本を反訳して速記録を作成させなければならない。

一　訴訟記録の閲覧、謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求する者が反訳を請求したとき。

二　裁判官が代わったとき。

三　上訴の提起又は上告受理の申立てがあったとき。

四　その他必要があると認めるとき。

2　裁判所書記官は、前項の規定により作成された速記録を訴訟記録に添付し、その旨を当事者その他の関係人に通知しなければならない。

3　前項の規定により訴訟記録に添付された速記録は、前条の規定により調書の一部とされた速記原本に代わるものとする。

（速記原本の訳読）

第七十五条　裁判所速記官は、訴訟記録の閲覧を請求する者が調書の一部とされた速記原本の訳読を請求した場合において裁判所書記官の求めがあったときは、その訳読をしなければならない。

（口頭弁論における陳述の録音）

第七十六条　裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、裁判所が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反訳した電子調書を作成しなければならない。

（口頭弁論における陳述の録音）

第七十六条　裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、録音装置を使用して口頭弁論における陳述の全部又は一部を録取させることができる。この場合において、裁判所が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

（更正処分の方式・法第百六十条の二）

第七十六条の二　裁判所書記官は、口頭弁論に係る電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　第六十六条（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項）第二項及び第三項の規定は、前項の電磁的記録について準用する。

（写真の撮影等の制限）

第七十七条　民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。期日外における審尋及び法第百七十六条（書面による準備手続の方法等）第二項に基づく協議についても、同様とする。

（裁判所の審尋等への準用）

第七十八条　法第百六十条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及び第百六十条の二（口頭弁論に係る電子調書の更正）並びに第六十六条から第七十二条まで（口頭弁論に係る電子調書の形式的記録事項、口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等、電子調書の記録に代わる電磁的記録のファイルへの記録、他の電磁的記録の引用、陳述の速記、電子速記録の作成及び電子速記録の引用）、第七十六条（口頭弁論における陳述の録音）及び第七十六条の二（更正処分の方式）の規定は、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続について準用する。

（答弁書）

第八十条　［略］

［2　略］

3　第五十三条（訴状の記載事項）第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

（答弁に対する反論）

第八十一条　［略］

2　第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付について準用する。

（準備書面に引用した文書の取扱い）

第八十二条　［略］

［2　略］

3　当事者は、第一項の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、同項の文書の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項」と読み替えるものとする。

［新設］

（写真の撮影等の制限）

第七十七条　民事訴訟に関する手続の期日における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可を得なければすることができない。期日外における審尋及び法第百七十六条（書面による準備手続の方法等）第三項に基づく協議についても、同様とする。

（裁判所の審尋等への準用）

第七十八条　法第百六十条（口頭弁論調書）及び第六十六条から第七十六条まで（口頭弁論調書の形式的記載事項、口頭弁論調書の実質的記載事項、調書の記載に代わる録音テープ等への記録、書面等の引用添付、陳述の速記、速記録の作成、速記録の引用添付、速記原本の引用添付、速記原本の反訳等、速記原本の訳読及び口頭弁論における陳述の録音）の規定は、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続について準用する。

（答弁書）

第八十条　［同上］

［2　同上］

3　第五十三条（訴状の記載事項）第四項の規定は、答弁書について準用する。

（答弁に対する反論）

第八十一条　［同上］

［新設］

（準備書面に引用した文書の取扱い）

第八十二条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

（準備書面の提出等の促し・法第百六十二条）

第八十三条の二　裁判長は、法第百六十二条（準備書面等の提出期間）第一項の規定により同項の準備書面の提出又は証拠の申出をすべき期間を定めたときは、裁判所書記官に命じて、当該準備書面の提出又は証拠の申出の促しをさせることができる。

（当事者照会・法第百六十三条）

第八十四条　法第百六十三条（当事者照会）の規定による照会及びこれに対する回答を書面によってする場合には、照会書及び回答書を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会書は、当該代理人に対し送付するものとする。

2　前項の照会書には、次に掲げる事項を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。

［一～八　略］

九　相手方の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答することを求める場合にはその旨及び照会をする者の電子メールアドレス

3　第一項の回答書には、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び照会事項に対する回答を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第百六十三条第一項各号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、その条項をも記載するものとする。

［4　略］

5　前各項の規定は、法第百六十三条の規定による照会及びこれに対する回答を電磁的方法によってする場合について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「照会書」とあるのは「電磁的方法による照会」と、第一項及び第三項中「回答書」とあるのは「電磁的方法による回答」と、第一項中「送付して」とあるのは「送信して」と、「送付する」とあるのは「送信する」と、第二項及び第三項中「記載し、当事者又は代理人が記名押印する」とあるのは「記録する」と読み替えるものとする。

（証明すべき事実の電子調書への記録等・法第百六十五条）

第八十六条　裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べによって証明すべき事実が確認された場合において、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該事実を準備的口頭弁論に係る電子調書に記録させなければならない。

［2　略］

（法第百六十七条の規定による当事者の説明の方式）

第八十七条　法第百六十七条（準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

2　前項の説明が期日において口頭でされた場合には、相手方は、説明をした当事者に対し、当該説明の内容につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう求めることができる。

（弁論準備手続に係る電子調書等・法第百七十条等）

第八十八条　弁論準備手続に係る電子調書には、当事者の陳述に基づき、法第百六十一条（準備書面）第二項に掲げる事項を記録し、特に、証拠については、その申出を明確にしなければならない。

［2　略］

［新設］

（当事者照会・法第百六十三条）

第八十四条　法第百六十三条（当事者照会）の規定による照会及びこれに対する回答は、照会書及び回答書を相手方に送付してする。この場合において、相手方に代理人があるときは、照会書は、当該代理人に対し送付するものとする。

2　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

3　第一項の回答書には、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び照会事項に対する回答を記載し、当事者又は代理人が記名押印するものとする。この場合において、照会事項中に法第百六十三条各号に掲げる照会に該当することを理由としてその回答を拒絶するものがあるときは、その条項をも記載するものとする。

［4　同上］

［新設］

（証明すべき事実の調書記載等・法第百六十五条）

第八十六条　裁判所は、準備的口頭弁論を終了するに当たり、その後の証拠調べによって証明すべき事実が確認された場合において、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該事実を準備的口頭弁論の調書に記載させなければならない。

［2　同上］

（法第百六十七条の規定による当事者の説明の方式）

第八十七条　法第百六十七条（準備的口頭弁論終了後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の説明が期日において口頭でされた場合には、相手方は、説明をした当事者に対し、当該説明の内容を記載した書面を交付するよう求めることができる。

（弁論準備手続調書等・法第百七十条等）

第八十八条　弁論準備手続の調書には、当事者の陳述に基づき、法第百六十一条（準備書面）第二項に掲げる事項を記載し、特に、証拠については、その申出を明確にしなければならない。

［2　同上］

３　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を弁論準備手続に係る電子調書に記録しなければならない。

４　第一項及び前項に規定するほか、弁論準備手続に係る電子調書については、法第百六十条（口頭弁論に係る電子調書の作成等）及びこの規則中口頭弁論に係る電子調書に関する規定を準用する。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第百七十条等）

第九十条　第六十三条（期日外釈明の方法）、第六十五条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）及び第八十三条の二（準備書面の提出等の促し）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による協議・法第百七十六条）

第九十一条　裁判長は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

２　前項の方法による協議をしたときは、裁判長は、裁判所書記官に当該手続についての電子調書を作成させ、これに協議の結果を記録させることができる。

３　第一項の方法による協議をし、かつ、裁判長がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議をした旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続に係る電子調書等）第二項第二号に掲げる事項を記録させなければならない。

［４　略］

５　前各項の規定は、受命裁判官が書面による準備手続を行う場合について準用する。

（口頭弁論の規定等の準用・法第百七十六条）

第九十二条　第六十三条（期日外釈明の方法）、第八十三条の二（準備書面の提出等の促し）及び第八十六条（証明すべき事実の電子調書への記録等）第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の電子調書への記録・法第百七十七条）

第九十三条　書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論に係る電子調書に記録しなければならない。

（法第百七十八条の規定による当事者の説明の方式）

第九十四条　法第百七十八条（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面又は電磁的方法によりしなければならない。

［２　略］

（進行協議期日）

第九十五条　［略］

［２　略］

３　法第二百六十一条（訴えの取下げ）第五項及び第六項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

３　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を弁論準備手続の調書に記載しなければならない。

４　第一項及び前項に規定するほか、弁論準備手続の調書については、法第百六十条（口頭弁論調書）及びこの規則中口頭弁論の調書に関する規定を準用する。

（準備的口頭弁論の規定等の準用・法第百七十条等）

第九十条　第六十三条（期日外釈明の方法）及び第六十五条（訴訟代理人の陳述禁止等の通知）並びに前款（準備的口頭弁論）の規定は、弁論準備手続について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による協議・法第百七十六条）

第九十一条　裁判長又は高等裁判所における受命裁判官（以下この条において「裁判長等」という。）は、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって書面による準備手続における協議をする場合には、その協議の日時を指定することができる。

２　前項の方法による協議をしたときは、裁判長等は、裁判所書記官に当該手続についての調書を作成させ、これに協議の結果を記載させることができる。

３　第一項の方法による協議をし、かつ、裁判長等がその結果について裁判所書記官に記録をさせたときは、その記録に同項の方法による協議をした旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項第二号に掲げる事項を記載させなければならない。

［４　同上］

［新設］

（口頭弁論の規定等の準用・法第百七十六条）

第九十二条　第六十三条（期日外釈明の方法）及び第八十六条（証明すべき事実の調書記載等）第二項の規定は、書面による準備手続について準用する。

（証明すべき事実の調書記載・法第百七十七条）

第九十三条　書面による準備手続を終結した事件について、口頭弁論の期日において、その後の証拠調べによって証明すべき事実の確認がされたときは、当該事実を口頭弁論の調書に記載しなければならない。

（法第百七十八条の規定による当事者の説明の方式）

第九十四条　法第百七十八条（書面による準備手続終結後の攻撃防御方法の提出）の規定による当事者の説明は、期日において口頭でする場合を除き、書面でしなければならない。

［２　同上］

（進行協議期日）

第九十五条　［同上］

［２　同上］

３　法第二百六十一条（訴えの取下げ）第四項及び第五項の規定は、前項の訴えの取下げについて準用する。

（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）

第九十六条　［略］

［2　略］

3　第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に電子調書を作成させるときは、同項の方法による手続を行った旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続に係る電子調書等）第二項第二号に掲げる事項を電子調書に記録させなければならない。

［4　略］

（嘱託に基づく証拠調べの記録の引継ぎ・法第百八十五条）

第百五条　受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ・法第百八十五条）

第百五条の二　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、法第百八十五条（裁判所外における証拠調べ）第三項に規定する方法による証拠調べの手続を行う場合について準用する。

（電子情報処理組織による調査結果の報告・法第百八十六条）

第百五条の三　調査結果に係る情報を記録した電磁的記録により法第百八十六条（調査の嘱託）第一項の嘱託に係る調査結果の報告をするときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機と当該調査結果の報告をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行うものとする。

（映像等の送受信による通話の方法による参考人等の審尋・法第百八十七条）

第百五条の四　法第百八十七条（参考人等の審尋）第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する方法による審尋は、当事者の意見を聴いて、参考人又は当事者本人を裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

2　前項の方法による審尋をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の審尋の実施に必要な情報を同項の参考人又は当事者本人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の方法による審尋をする場合について準用する。

（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）

第百五条の五　［略］

（尋問事項書）

第百七条　証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書（尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2・3　略］

（音声の送受信による通話の方法による進行協議期日）

第九十六条　［同上］

［2　同上］

3　第一項の方法による手続を行い、かつ、裁判所又は受命裁判官がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときは、同項の方法による手続を行った旨及び次項において準用する第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項第二号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。

［4　同上］

（嘱託に基づく証拠調べの記録の送付・法第百八十五条）

第百五条　受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、受訴裁判所の裁判所書記官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

［新設］

［新設］

（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）

第百五条の二　［同上］

（尋問事項書）

第百七条　証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事項書（尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。）二通を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2・3　同上］

（電子呼出状の記録事項等）

第百八条　証人の電子呼出状には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

［一～三　略］

2　前項の電子呼出状を証人に送達するときは、同時に、尋問事項書を送達しなければならない。

（宣誓・法第二百一条）

第百十二条　［略］

［2　略］

3　第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4　裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

［削る］

5　［略］

（文書等の質問への利用）

第百十六条　［略］

［2　略］

3　裁判長は、電子調書の作成に用いる場合その他必要があると認めるときは、当事者に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（対質）

第百十八条　［略］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を電子調書に記録させなければならない。

［3　略］

（書面による質問又は回答の朗読等・法第百五十四条）

第百二十二条　耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、裁判長は、裁判所書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。質問の内容を証人若しくは裁判所の使用に係る電子計算機の映像面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人若しくは裁判所の使用に係る電子計算機に入力させる方法で回答させたときも、同様とする。

（付添い・法第二百三条の二）

第百二十二条の二　［略］

2　前項の措置をとったときは、その旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係を電子調書に記録しなければならない。

（遮へいの措置・法第二百三条の三）

第百二十二条の三　［略］

2　前項の措置をとったときは、その旨を電子調書に記録しなければならない。

（呼出状の記載事項等）

第百八条　証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項書を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［新設］

（宣誓・法第二百一条）

第百十二条　［同上］

［2　同上］

3　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名押印に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

6　［同上］

（文書等の質問への利用）

第百十六条　［同上］

［2　同上］

3　裁判長は、調書への添付その他必要があると認めるときは、当事者に対し、文書等の写しの提出を求めることができる。

（対質）

第百十八条　［同上］

2　前項の規定により対質を命じたときは、その旨を調書に記載させなければならない。

［3　同上］

（書面による質問又は回答の朗読・法第百五十四条）

第百二十二条　耳が聞こえない証人に書面で質問したとき、又は口がきけない証人に書面で答えさせたときは、裁判長は、裁判所書記官に質問又は回答を記載した書面を朗読させることができる。

（付添い・法第二百三条の二）

第百二十二条の二　［同上］

2　前項の措置をとったときは、その旨並びに証人に付き添った者の氏名及びその者と証人との関係を調書に記載しなければならない。

（遮へいの措置・法第二百三条の三）

第百二十二条の三　［同上］

2　前項の措置をとったときは、その旨を調書に記載しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百四条）

第百二十三条　法第二百四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法による尋問は、当事者（同条第二号に掲げる場合にあっては、当事者及び証人）の意見を聴いて、証人を次に掲げる要件を満たす場所であって裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

一　当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第二百四条第一号又は第三号に掲げる場合において、当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくはその代理人が当該場所に在席することにつき当事者に異議がないときを除く。

二　証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと。

2　法第二百四条第二号に掲げる場合において、証人を受訴裁判所に出頭させて前項の方法による尋問をするときは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　第一項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

4　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の方法による尋問をする場合について準用する。

（書面尋問・法第二百五条）

第百二十四条　法第二百五条（尋問に代わる書面の提出）第一項の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、裁判所は、尋問の申出をした当事者の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

［２　略］

3　証人は、前項の書面に署名しなければならない。

4　法第二百五条第二項の規定により証人が第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から第二項の書面の画像情報を入力する方法により行うものとする。

（宣誓の方式）

第百三十一条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。

2　前項の宣誓は、次の各号のいずれかに掲げる方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を鑑定人に送付する方法によって行う。

一　宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式

二　鑑定人が署名した宣誓書の画像情報を、最高裁判所の細則で定めるところにより、裁判所の使用に係る電子計算機と鑑定人の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録する方式

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百四条）

第百二十三条　法第二百四条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。

2　法第二百四条第二号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び証人の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、証人を受訴裁判所又は当該尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に出頭させてする。この場合において、証人を受訴裁判所に出頭させるときは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所にその証人を在席させるものとする。

3　前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

4　第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した裁判所（当該裁判所が受訴裁判所である場合を除く。）を調書に記載しなければならない。

（書面尋問・法第二百五条）

第百二十四条　法第二百五条（尋問に代わる書面の提出）の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、裁判所は、尋問の申出をした当事者の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

［２　同上］

3　証人は、前項の書面に署名押印しなければならない。

［新設］

（宣誓の方式）

第百三十一条　宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（鑑定人の陳述の方式・法第二百十五条）

第百三十二条　［略］

［２　略］

３　法第二百十五条（鑑定人の陳述の方式等）第二項の規定により鑑定人が第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用して行うファイルへの記録は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該記録をする者の使用に係る電子計算機から前項の書面に記載すべき事項を入力する方法により行うものとする。

（鑑定人に更に意見を求める事項・法第二百十五条）

第百三十二条の二　法第二百十五条（鑑定人の陳述の方式等）第三項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～５　略］

（映像等の送受信による通話の方法による陳述・法第二百十五条の三）

第百三十二条の五　法第二百十五条の三（映像等の送受信による通話の方法による陳述）に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者の意見を聴いて、鑑定人を裁判所が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

２　前項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

３　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の方法によって鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（鑑定人の発問等）

第百三十三条　［略］

２　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、鑑定人に同項に規定する尋問の求め又は発問をさせることができる。

３　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、前項に規定する方法によって鑑定人に尋問の求め又は発問をさせる場合について準用する。

（異議・法第二百十五条の二）

第百三十三条の二　当事者は、第百三十二条の三（質問の順序）第一項、第三項ただし書及び第四項、第百三十二条の四（質問の制限）第四項、前条（鑑定人の発問等）第一項並びに第百三十四条（証人尋問の規定の準用）において準用する第百十六条（文書等の質問への利用）第一項の規定による裁判長の裁判に対し、異議を述べることができる。

［２　略］

（証人尋問の規定の準用・法第二百十六条）

第百三十四条　第百八条（電子呼出状の記録事項等）の規定は鑑定人の電子呼出状について、第百十条（不出頭の届出）の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第百十二条（宣誓）第二項、第四項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第百十六条（文書等の質問への利用）、第百十八条（対質）、第百十九条（文字の筆記等）、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び第百二十二条（書面による質問又は回答の朗読等）の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第百二十五条（受命裁判官等の権限）の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（鑑定人の陳述の方式・法第二百十五条）

第百三十二条　［同上］

［２　同上］

［新設］

（鑑定人に更に意見を求める事項・法第二百十五条）

第百三十二条の二　法第二百十五条（鑑定人の陳述の方式等）第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～５　同上］

（映像等の送受信による通話の方法による陳述・法第二百十五条の三）

第百三十二条の五　法第二百十五条の三（映像等の送受信による通話の方法による陳述）に規定する方法によって鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者の意見を聴いて、当事者を受訴裁判所に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であって裁判所が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

２　前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

３　第一項の方法によって鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

（鑑定人の発問等）

第百三十三条　［同上］

［新設］

（異議・法第二百十五条の二）

第百三十三条の二　当事者は、第百三十二条の三（質問の順序）第一項、第三項ただし書及び第四項、第百三十二条の四（質問の制限）第四項、前条（鑑定人の発問等）並びに第百三十四条（証人尋問の規定の準用）において準用する第百十六条（文書等の質問への利用）第一項の規定による裁判長の裁判に対し、異議を述べることができる。

［２　同上］

（証人尋問の規定の準用・法第二百十六条）

第百三十四条　第百八条（呼出状の記載事項等）の規定は鑑定人の呼出状について、第百十条（不出頭の届出）の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第百十二条（宣誓）第二項から第四項まで及び第六項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第百十六条（文書等の質問への利用）、第百十八条（対質）、第百十九条（文字の筆記等）、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び第百二十二条（書面による質問又は回答の朗読）の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第百二十五条（受命裁判官等の権限）の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（電子情報処理組織による鑑定結果の報告・法第二百十八条）

第百三十五条の二　鑑定結果に係る情報を記録した電磁的記録により法第二百十八条（鑑定の嘱託）第一項の嘱託に係る鑑定結果の報告をするときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電磁的記録を裁判所の使用に係る電子計算機と当該鑑定結果の報告をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により行うものとする。

（書証の申出等・法第二百十九条）

第百三十七条　文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時までに、その写しを提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

２　前項の申出をする当事者は、同項の写し及び証拠説明書について直送をしなければならない。

３　第一項の申出をする当事者は、同項の規定による文書の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

４　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による文書の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第百三十七条（書証の申出等）第三項」と読み替えるものとする。

（書証の申出における当事者の努力義務）

第百三十七条の二　当事者は、書証の申出をするに当たっては、証明すべき事実に照らして当該申出が必要かつ十分なものになるよう努めなければならない。

２　前条（書証の申出等）第一項の申出をする当事者は、当該申出に係る文書中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、当該文書の写しにおいて当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

（訳文の添付等）

第百三十八条　外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。この場合において、第百三十七条（書証の申出等）第二項の規定による直送をするときは、同時に、その訳文についても直送をしなければならない。

［２　略］

（書証の写しの提出期間・法第百六十二条）

第百三十九条　法第百六十二条（準備書面等の提出期間）第一項の規定により、裁判長が特定の事項に関する書証の申出（文書を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときは、当事者は、その期間が満了する前に、書証の写しを提出しなければならない。

［新設］

（書証の申出等・法第二百十九条）

第百三十七条　文書を提出して書証の申出をするときは、当該申出をする時までに、その写し二通（当該文書を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出するとともに、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（当該書面を送付すべき相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

２　前項の申出をする当事者は、相手方に送付すべき文書の写し及びその文書に係る証拠説明書について直送をすることができる。

［新設］

［新設］

（訳文の添付等）

第百三十八条　外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。この場合において、前条（書証の申出等）第二項の規定による直送をするときは、同時に、その訳文についても直送をしなければならない。

［２　同上］

（書証の写しの提出期間・法第百六十二条）

第百三十九条　法第百六十二条（準備書面等の提出期間）の規定により、裁判長が特定の事項に関する書証の申出（文書を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときは、当事者は、その期間が満了する前に、書証の写しを提出しなければならない。

（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）

第百四十二条　受命裁判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、裁判所は、当該証拠調べについての電子調書に記録すべき事項を定めることができる。

［削る］

（文書の提出等の方法）

第百四十三条　［略］

［２　略］

３　法第二百二十三条（文書提出命令等）第一項の命令に係る文書の提出又は法第二百二十六条（文書送付の嘱託）の嘱託に係る文書の送付をする者は、当事者に異議がないときは、当該文書の提出又は送付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該文書の画像情報を裁判所の使用に係る電子計算機と当該文書の提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機であって最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提出し、又は送付することができる。

（録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い）

第百四十四条　録音若しくは録画により作成された電磁的記録（以下この節において「録音データ等」という。）又は録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下この節において「録音テープ等」という。）を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者は、相手方がその録音データ等の提供又は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

（筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書等・法第二百二十九条）

第百四十六条　裁判所書記官は、法第二百二十九条（筆跡等の対照による証明）第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の画像情報を電子調書に添付しなければならない。

２　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百二十三条（文書提出命令等）第一項の規定による文書その他の物件の提出について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百十九条（書証の申出）、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条（文書送付の嘱託）の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する。

（文書に準ずる物件への準用・法第二百三十一条）

第百四十七条　第百三十七条（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（書証の申出における当事者の努力義務、訳文の添付等、書証の写しの提出期間、文書提出命令の申立ての方式等、提示文書の保管、受命裁判官等の証拠調べの電子調書、文書の提出等の方法、録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い、文書の成立を否認する場合における理由の明示及び筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る電子調書等）の規定は、特別の定めがある場合を除き、法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件について準用する。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第百四十二条　受命裁判官又は受託裁判官に文書の証拠調べをさせる場合には、裁判所は、当該証拠調べについての調書に記載すべき事項を定めることができる。

２　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、前項の調書に同項の文書の写しを添付することができる。

（文書の提出等の方法）

第百四十三条　［同上］

［２　同上］

［新設］

（録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い）

第百四十四条　録音テープ等を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならない。

（筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書等・法第二百二十九条）

第百四十六条　法第二百二十九条（筆跡等の対照による証明）第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

２　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百二十三条（文書提出命令等）第一項の規定による文書その他の物件の提出について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百十九条（書証の申出）、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条（文書送付の嘱託）の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書について準用する。

（文書に準ずる物件への準用・法第二百三十一条）

第百四十七条　第百三十七条から前条まで（書証の申出等、訳文の添付等、書証の写しの提出期間、文書提出命令の申立ての方式等、提示文書の保管、受命裁判官等の証拠調べの調書、文書の提出等の方法、録音テープ等の反訳文書の書証の申出があった場合の取扱い、文書の成立を否認する場合における理由の明示及び筆跡等の対照の用に供すべき文書等に係る調書等）の規定は、特別の定めがある場合を除き、法第二百三十一条（文書に準ずる物件への準用）に規定する物件について準用する。

［新設］

第五節の二　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等・法第二百三十一条の二）

第百四十九条の二　電磁的記録を提出して法第二百三十一条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第一項の申出をするときは、当該申出をする時までに、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製を記録した記録媒体を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電子証拠説明書（電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした電磁的記録をいう。次項において同じ。）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2　前項の申出をする当事者は、同項の電磁的記録の複製及び電子証拠説明書について直送をしなければならない。

3　法第二百三十一条の二第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法・法第二百三十一条の三）

第百四十九条の三　法第二百三十一条の三（書証の規定の準用等）第二項（法第百三十二条の六（証拠収集の処分の手続等）第六項において準用する場合を含む。）の電子情報処理組織を使用する方法により行う電磁的記録の提出及び送付は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該提出又は送付をする者の使用に係る電子計算機から当該電磁的記録を入力する方法により行うものとする。

（書証の規定の準用・法第二百三十一条の三）

第百四十九条の四　第百三十七条の二から第百三十九条まで（書証の申出における当事者の努力義務、訳文の添付等、書証の写しの提出期間）、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）、第百四十五条（文書の成立を否認する場合における理由の明示）、第百四十八条（写真等の証拠説明書の記載事項）及び第百四十九条（録音テープ等の内容を説明した書面の提出等）の規定は、法第二百三十一条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出）第一項の証拠調べについて、第百四十条（文書提出命令の申立ての方式等）第一項及び第二項の規定は、法第二百三十一条の三（書証の規定の準用等）第一項において準用する法第二百二十三条（文書提出命令等）第一項の命令の申立てについて、第百四十条第三項の規定は、法第二百三十一条の三第一項において準用する法第二百二十二条（文書の特定のための手続）第一項の規定による申出について準用する。この場合において、第百三十七条の二第二項中「前条（書証の申出等）第一項」とあるのは「第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項」と、「文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百三十八条第一項中「第百三十七条（書証の申出等）第二項」とあるのは「第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第二項」と、第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条中「写真又は録音テープ等」とあるのは「写真に係る情報を記録した電磁的記録又は録音データ等」と、第百四十九条第一項中「録音テープ等」とあるのは「録音データ等」と読み替えるものとする。

（検証の目的の提示等・法第二百三十二条）

第百五十一条　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、検証の目的の提示について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する。

（映像等の送受信による方法による検証・法第二百三十二条の二）

第百五十一条の二　法第二百三十二条の二（映像等の送受信による方法による検証）に規定する方法によって検証をするときは、裁判所は、検証の目的の所在する場所を確認しなければならない。

2　前項の方法による検証をしたときは、その旨及び同項の場所を電子調書に記録しなければならない。

（証拠保全の記録の引継ぎ）

第百五十四条　証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の裁判所書記官に証拠調べに関する記録の管理を引き継がなければならない。

（電子判決書・法第二百五十二条等）

第百五十五条　判決をした裁判官は、電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2　合議体の裁判官が電子判決書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければならない。

（言渡しの方式等・法第二百五十三条等）

第百五十七条　判決の言渡しは、裁判長が主文を朗読してする。

2　裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。

3　法第二百五十三条（言渡しの方式）第二項の規定による電子判決書のファイルへの記録及び法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達は、判決の言渡し後、速やかに行うものとする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定による判決の言渡しは、裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする。

第百五十八条　削除

（電子判決書等の送達・法第二百五十五条）

第百五十九条　電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

2　法第二百五十五条第二項第一号の最高裁判所規則で定める方法は、同号の書面の内容が電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印する方法とする。

（検証の目的の提示等・法第二百三十二条）

第百五十一条　第百四十一条（提示文書の保管）の規定は、検証の目的の提示について、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書について準用する。

［新設］

（証拠保全の記録の送付）

第百五十四条　証拠保全のための証拠調べが行われた場合には、その証拠調べを行った裁判所の裁判所書記官は、本案の訴訟記録の存する裁判所の裁判所書記官に対し、証拠調べに関する記録を送付しなければならない。

（言渡しの方式・法第二百五十二条等）

第百五十五条　判決の言渡しは、裁判長が主文を朗読してする。

2　裁判長は、相当と認めるときは、判決の理由を朗読し、又は口頭でその要領を告げることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定による判決の言渡しは、裁判長が主文及び理由の要旨を告げてする。

（判決書・法第二百五十三条）

第百五十七条　判決書には、判決をした裁判官が署名押印しなければならない。

2　合議体の裁判官が判決書に署名押印することに支障があるときは、他の裁判官が判決書にその事由を付記して署名押印しなければならない。

（裁判所書記官への交付等）

第百五十八条　判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

（判決書等の送達・法第二百五十五条）

第百五十九条　判決書又は法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項（法第三百七十四条（判決の言渡し）第二項において準用する場合を含む。）の調書（以下「判決書に代わる調書」という。）の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

2　判決書に代わる調書の送達は、その正本によってすることができる。

（判決の更正決定等の方式・法第二百五十七条等）

第百六十条　裁判所は、判決の更正決定をするときは、電子決定書を作成しなければならない。裁判所書記官は、当該電子決定書を法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項各号に掲げる方法のいずれかにより当事者に送達しなければならない。

2　前項の規定は、法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定及び法第二百六十七条の二（和解等に係る電子調書の更正決定）第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の更正決定について準用する。

（訴えの取下げがあった場合の取扱い・法第二百六十一条）

第百六十二条　訴えの取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えの取下げがされた場合にあっては、当該取下げをした者から提出された送達すべき出力書面）によってする。

2‖　前項の規定は、相手方が法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている場合には、適用しない。

3‖　［略］

（和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条）

第百六十三条　法第二百六十四条（和解条項案の書面による受諾）の規定に基づき裁判所等が和解条項案を提示するときは、書面又は電磁的記録に記載し、又は記録してしなければならない。この書面又は電磁的記録には、同条に規定する効果を付記し、又は記録するものとする。

［2　略］

3　法第二百六十四条第一項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

4‖　法第二百六十四条第二項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所等は、裁判所書記官に当該和解を記録した電子調書を作成させるものとする。

（裁判所等が定める和解条項・法第二百六十五条）

第百六十四条　［略］

2　法第二百六十五条第五項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

3　前項に規定する場合において、和解条項の定めを期日における告知以外の方法による告知によってしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に電子調書を作成させるものとする。この場合においては、告知がされた旨及び告知の方法をも電子調書に記録しなければならない。

（反訴の提起に基づく移送による記録の引継ぎ・法第二百七十四条）

第百六十八条　第九条（移送による記録の引継ぎ）の規定は、法第二百七十四条（反訴の提起に基づく移送）第一項の規定による移送の裁判が確定した場合について準用する。

（訴え提起前の和解の電子調書・法第二百七十五条）

第百六十九条　訴え提起前の和解が調ったときは、裁判所書記官は、これを電子調書に記録しなければならない。

（更正決定等の方式・法第二百五十七条等）

第百六十条　更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

2　前項の規定は、法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定について準用する。

（訴えの取下げがあった場合の取扱い・法第二百六十一条）

第百六十二条　訴えの取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本によってする。

［新設］

2‖　［同上］

（和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条）

第百六十三条　法第二百六十四条（和解条項案の書面による受諾）の規定に基づき裁判所等が和解条項案を提示するときは、書面に記載してしなければならない。この書面には、同条に規定する効果を付記するものとする。

［2　同上］

3　法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を調書に記載しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

（裁判所等が定める和解条項・法第二百六十五条）

第百六十四条　［同上］

2　法第二百六十五条第五項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を調書に記載しなければならない。

3　前項に規定する場合において、和解条項の定めを期日における告知以外の方法による告知によってしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に調書を作成させるものとする。この場合においては、告知がされた旨及び告知の方法をも調書に記載しなければならない。

（反訴の提起に基づく移送による記録の送付・法第二百七十四条）

第百六十八条　第九条（移送による記録の送付）の規定は、法第二百七十四条（反訴の提起に基づく移送）第一項の規定による移送の裁判が確定した場合について準用する。

（訴え提起前の和解の調書・法第二百七十五条）

第百六十九条　訴え提起前の和解が調ったときは、裁判所書記官は、これを調書に記載しなければならない。

（証人等の陳述の電子調書への記録の省略等）

第百七十条　簡易裁判所における口頭弁論に係る電子調書については、裁判官の許可を得て、証人等の陳述又は検証の結果の記録を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判官が許可をする際に、意見を述べることができる。

２　前項の規定により電子調書の記録を省略する場合において、裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人等の陳述又は検証の結果を録音し、又は録画した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第二百七十七条の二）

第百七十条の二　法第二百七十七条の二（映像等の送受信による通話の方法による尋問）に規定する方法によってする証人又は当事者本人の尋問は、当事者の意見を聴いて、尋問を受ける者を裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。この場合において、当該場所は、尋問を受ける者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所であってはならない。

２　第百二十三条（映像等の送受信による通話の方法による尋問）第三項及び第四項の規定は、前項の方法による尋問について準用する。

（書面尋問・法第二百七十八条）

第百七十一条　第百二十四条（書面尋問）の規定は、法第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）第一項の規定により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について準用する。

（控訴提起による事件送付）

第百七十四条　［略］

２　前項の規定による事件の送付は、第一審裁判所の裁判所書記官が、控訴裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継いでしなければならない。

第百七十六条　削除

（攻撃防御方法の提出等の期間・法第三百一条）

第百八十一条　第百三十九条（書証の写しの提出期間）の規定（第百四十九条の四（書証の規定の準用）において準用する場合を含む。）は、法第三百一条（攻撃防御方法の提出等の期間）第一項の規定により裁判長が書証又は電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出（文書又は電磁的記録を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときについて、第八十七条（法第百六十七条の規定による当事者の説明の方式）第一項の規定は、法第三百一条第二項の規定による当事者の説明について準用する。

（第一審の電子判決書等の引用）

第百八十四条　控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

（第一審裁判所への記録の引継ぎ）

第百八十五条　控訴審において訴訟が完結したときは、控訴裁判所の裁判所書記官は、第一審裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

（証人等の陳述の調書記載の省略等）

第百七十条　簡易裁判所における口頭弁論の調書については、裁判官の許可を得て、証人等の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判官が許可をする際に、意見を述べることができる。

２　前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音テープ等に証人等の陳述又は検証の結果を記録しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該録音テープ等の複製を許さなければならない。

［新設］

（書面尋問・法第二百七十八条）

第百七十一条　第百二十四条（書面尋問）の規定は、法第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）の規定により証人若しくは当事者本人の尋問又は鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について準用する。

（控訴提起による事件送付）

第百七十四条　［同上］

２　前項の規定による事件の送付は、第一審裁判所の裁判所書記官が、控訴裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付してしなければならない。

（控訴状却下命令に対する即時抗告・法第二百八十八条等）

第百七十六条　第五十七条（訴状却下命令に対する即時抗告）の規定は、控訴状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

（攻撃防御方法の提出等の期間・法第三百一条）

第百八十一条　第百三十九条（書証の写しの提出期間）の規定は、法第三百一条（攻撃防御方法の提出等の期間）第一項の規定により裁判長が書証の申出（文書を提出してするものに限る。）をすべき期間を定めたときについて、第八十七条（法第百六十七条の規定による当事者の説明の方式）第一項の規定は、法第三百一条第二項の規定による当事者の説明について準用する。

（第一審の判決書等の引用）

第百八十四条　控訴審の判決書又は判決書に代わる調書における事実及び理由の記載は、第一審の判決書又は判決書に代わる調書を引用してすることができる。

（第一審裁判所への記録の送付）

第百八十五条　控訴審において訴訟が完結したときは、控訴裁判所の裁判所書記官は、第一審裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

第百八十七条　削除

（電子上告提起通知書の送達等）

第百八十九条　上告の提起があった場合においては、上告状却下の命令又は法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第一号の規定による上告却下の決定があったときを除き、当事者に電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を送達しなければならない。

２　前項の規定により被上告人に電子上告提起通知書を送達するときは、同時に、上告状を送達しなければならない。

３　原裁判所の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達前に上告の提起があったときは、第一項の規定による電子上告提起通知書の送達は、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書とともにしなければならない。

４　電子上告提起通知書が作成されたときは、裁判所書記官は、これをファイルに記録しなければならない。

（上告理由書の提出期間・法第三百十五条）

第百九十四条　上告理由書の提出の期間は、上告人が第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第一項の規定による電子上告提起通知書の送達を受けた日から五十日とする。

（上告理由を記載した書面）

第百九十五条　上告の理由を記載した書面には、被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）を添付しなければならない。

（上告裁判所への事件送付）

第百九十七条　［略］

２　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、上告裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継いでしなければならない。

３　上告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による訴訟記録の管理の引継ぎを受けたときは、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。

（上告受理の申立て・法第三百十八条）

第百九十九条　［略］

２　第百八十六条（控訴の規定の準用）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）及び第百九十二条から前条まで（判例の摘示、上告理由の記載の仕方、上告理由書の提出期間、上告理由を記載した書面、補正命令、上告裁判所への事件送付及び上告理由書の送達）の規定は、上告受理の申立てについて準用する。この場合において、第百八十九条及び第百九十四条中「電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書」と、第百八十九条第一項中「上告の提起があった旨」とあるのは「上告受理の申立てがあった旨」と、第百八十九条第二項、第百九十五条及び前条中「被上告人」とあるのは「相手方」と、第百九十六条第一項中「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「第百九十九条（上告受理の申立て）第一項」と読み替えるものとする。

（上告提起の場合における費用の予納）

第百八十七条　上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

（上告提起通知書の送達等）

第百八十九条　上告の提起があった場合においては、上告状却下の命令又は法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第一号の規定による上告却下の決定があったときを除き、当事者に上告提起通知書を送達しなければならない。

２　前項の規定により被上告人に上告提起通知書を送達するときは、同時に、上告状を送達しなければならない。

３　原裁判所の判決書又は判決書に代わる調書の送達前に上告の提起があったときは、第一項の規定による上告提起通知書の送達は、判決書又は判決書に代わる調書とともにしなければならない。

［新設］

（上告理由書の提出期間・法第三百十五条）

第百九十四条　上告理由書の提出の期間は、上告人が第百八十九条（上告提起通知書の送達等）第一項の規定による上告提起通知書の送達を受けた日から五十日とする。

（上告理由を記載した書面の通数）

第百九十五条　上告の理由を記載した書面には、上告裁判所が最高裁判所であるときは被上告人の数に六を加えた数の副本、上告裁判所が高等裁判所であるときは被上告人の数に四を加えた数の副本を添付しなければならない。

（上告裁判所への事件送付）

第百九十七条　［同上］

２　前項の規定による事件の送付は、原裁判所の裁判所書記官が、上告裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付してしなければならない。

３　上告裁判所の裁判所書記官は、前項の規定による訴訟記録の送付を受けたときは、速やかに、その旨を当事者に通知しなければならない。

（上告受理の申立て・法第三百十八条）

第百九十九条　［同上］

２　第百八十六条（控訴の規定の準用）、第百八十七条（上告提起の場合における費用の予納）、第百八十九条（上告提起通知書の送達等）及び第百九十二条から前条まで（判例の摘示、上告理由の記載の仕方、上告理由書の提出期間、上告理由を記載した書面の通数、補正命令、上告裁判所への事件送付及び上告理由書の送達）の規定は、上告受理の申立てについて準用する。この場合において、第百八十七条、第百八十九条及び第百九十四条中「上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書」と、第百八十九条第二項、第百九十五条及び前条中「被上告人」とあるのは「相手方」と、第百九十六条第一項中「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「第百九十九条（上告受理の申立て）第一項」と読み替えるものとする。

（差戻し等の判決があった場合の記録の引継ぎ・法第三百二十五条）

第二百二条　差戻し又は移送の判決があったときは、上告裁判所の裁判所書記官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

（許可抗告・法第三百三十七条）

第二百九条　第百八十六条（控訴の規定の準用）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）、第百九十二条（判例の摘示）、第百九十三条（上告理由の記載の仕方）、第百九十五条（上告理由を記載した書面）、第百九十六条（補正命令）及び第百九十九条（上告受理の申立て）第一項の規定は、法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てについて、第二百条（上告受理の決定）の規定は、法第三百三十七条第二項の規定による許可をする場合について、前条（特別抗告）の規定は、法第三百三十七条第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、第百八十九条中「電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書」と、同条第一項中「上告の提起があった旨」とあるのは「法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てがあった旨」と読み替えるものとする。

（再抗告等の抗告理由書の提出期間）

第二百十条　法第三百三十条（再抗告）の抗告及び法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が第二百五条（控訴又は上告の規定の準用）ただし書及び第二百八条（特別抗告）において準用する第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第一項の規定による電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）の送達を受けた日から十四日とする。

2　前項の規定は、法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「電子抗告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書」と、「法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告」とあるのは「法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立て」と読み替えるものとする。

（再審の訴訟手続・法第三百四十一条）

第二百十一条　再審の訴状には、不服の申立てに係る判決（電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書が作成されているものを除く。以下この条において同じ。）の写しを添付しなければならない。

2　原告は、前項の判決の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該判決に係る画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の判決の写しの添付について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは、「民事訴訟規則第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項」と読み替えるものとする。

4　前三項に規定するほか、再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

（最初の口頭弁論期日の指定等）

第二百十三条　［略］

2　当事者に対する前項の期日の電子呼出状には、期日前にあらかじめ主張、証拠の申出及び証拠調べに必要な準備をすべき旨を記録しなければならない。

（差戻し等の判決があった場合の記録の送付・法第三百二十五条）

第二百二条　差戻し又は移送の判決があったときは、上告裁判所の裁判所書記官は、差戻し又は移送を受けた裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

（許可抗告・法第三百三十七条）

第二百九条　第百八十六条（控訴の規定の準用）、第百八十七条（上告提起の場合における費用の予納）、第百八十九条（上告提起通知書の送達等）、第百九十二条（判例の摘示）、第百九十三条（上告理由の記載の仕方）、第百九十五条（上告理由を記載した書面の通数）、第百九十六条（補正命令）及び第百九十九条（上告受理の申立て）第一項の規定は、法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てについて、第二百条（上告受理の決定）の規定は、法第三百三十七条第二項の規定による許可をする場合について、前条（特別抗告）の規定は、法第三百三十七条第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、第百八十七条及び第百八十九条中「上告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（再抗告等の抗告理由書の提出期間）

第二百十条　法第三百三十条（再抗告）の抗告及び法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が第二百五条（控訴又は上告の規定の準用）ただし書及び第二百八条（特別抗告）において準用する第百八十九条（上告提起通知書の送達等）第一項の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

2　前項の規定は、法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（再審の訴訟手続・法第三百四十一条）

第二百十一条　再審の訴状には、不服の申立てに係る判決の写しを添付しなければならない。

［新設］

［新設］

2　前項に規定するほか、再審の訴訟手続には、その性質に反しない限り、各審級における訴訟手続に関する規定を準用する。

（最初の口頭弁論期日の指定等）

第二百十三条　［同上］

2　当事者に対する前項の期日の呼出状には、期日前にあらかじめ主張、証拠の申出及び証拠調べに必要な準備をすべき旨を記載しなければならない。

３　被告に対する電子呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長の定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第三百五十四条（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記録しなければならない。

（手形判決の表示）

第二百十六条　手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第三百五十八条等）

第二百十八条　［略］

［２　略］

３　第百六十二条（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第一項及び第二項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の電子判決書等の引用）

第二百十九条　異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録は、手形訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書を引用してすることができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第三百六十六条）

第二百二十条　手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写しを提出しなければならない。

２　前項の支払督促の申立てをする者は、同項の規定による手形の写しの提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該手形に係る画像情報を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

３　法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による手形の写しの提出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟規則第二百二十条（督促手続から手形訴訟への移行）第二項」と読み替えるものとする。

４　第一項の支払督促の申立てをする者は、当該支払督促の送達を受けるべき債務者（法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている相手方を除く。）の数の手形の写しをも提出しなければならない。

５　前項の規定により提出された手形の写しは、債務者に送達すべき電子支払督促とともに債務者に送達しなければならない。

６　第一項に規定する場合には、電子支払督促に同項の申述があった旨を記録しなければならない。

（手続の教示）

第二百二十二条　裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面又は電磁的記録を送付しなければならない。

２　裁判官は、前項の期日の冒頭において、当事者に対し、次に掲げる事項を説明しなければならない。

［一・二　略］

３　被告に対する呼出状には、前項に規定する事項のほか、裁判長の定める期間内に答弁書を提出すべき旨及び法第三百五十四条（口頭弁論の終結）の規定の趣旨を記載しなければならない。

（手形判決の表示）

第二百十六条　手形訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、手形判決と表示しなければならない。

（異議申立権の放棄及び異議の取下げ・法第三百五十八条等）

第二百十八条　［同上］

［２　同上］

３　第百六十二条（訴えの取下げがあった場合の取扱い）第一項の規定は、異議の取下げの書面の送達について準用する。

（手形訴訟の判決書等の引用）

第二百十九条　異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書における事実及び理由の記載は、手形訴訟の判決書又は判決書に代わる調書を引用してすることができる。

（督促手続から手形訴訟への移行・法第三百六十六条）

第二百二十条　手形訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をして支払督促の申立てをするときは、同時に、手形の写し二通（債務者の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。

２　前項の規定により提出された手形の写しは、債務者に送達すべき支払督促に添付しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

３　第一項に規定する場合には、支払督促に同項の申述があった旨を付記しなければならない。

（手続の教示）

第二百二十二条　裁判所書記官は、当事者に対し、少額訴訟における最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しの際に、少額訴訟による審理及び裁判の手続の内容を説明した書面を交付しなければならない。

２　［同上］

［一・二　同上］

三　少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。

（音声の送受信による通話の方法による証人尋問・法第三百七十二条）

第二百二十六条　［略］

［２～４　略］

［削る］

５　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の尋問をする場合について準用する。

（証人等の陳述の電子調書への記録等）

第二百二十七条　電子調書には、証人等の陳述を記録することを要しない。

２　証人の尋問前又は鑑定人の口頭による意見の陳述前に裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人又は鑑定人の陳述を録音し、又は録画した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（判決・法第三百七十四条）

第二百二十九条　少額訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

２　第百五十七条（言渡しの方式等）第四項の規定は、少額訴訟において法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定により判決の言渡しをする場合について準用する。

（異議後の訴訟の電子判決書等）

第二百三十一条　異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額異議判決と表示しなければならない。

２　第二百十九条（手形訴訟の電子判決書等の引用）の規定は、異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録について準用する。

第七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則

（当事者の責務）

第二百三十一条の二　当事者は、早期に主張及び証拠の提出をし、法定審理期間訴訟手続の計画的かつ迅速な進行に努めなければならない。

（法第三百八十一条の二第一項の申出等）

第二百三十一条の三　当事者は、法第三百八十一条の二（法定審理期間訴訟手続の要件）第一項の申出又は同条第二項後段の同意をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　予想される主要な争点及び当該主要な争点に関連する事実

二　予想される主要な争点ごとの証拠

三　当事者間においてされた交渉その他の訴訟に至る経緯の概要

２　前項の書面には、予想される主要な争点についての書証の写しを添付しなければならない。

３　第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は、前項の書証の写しの添付について準用する。

三　少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は判決書に代わる調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。

（音声の送受信による通話の方法による証人尋問・法第三百七十二条）

第二百二十六条　［同上］

［２～４　同上］

５　第一項の尋問をしたときは、その旨、通話先の電話番号及びその場所を調書に記載しなければならない。

６　第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項の規定は、第一項の尋問をする場合について準用する。

（証人等の陳述の調書記載等）

第二百二十七条　調書には、証人等の陳述を記載することを要しない。

２　証人の尋問前又は鑑定人の口頭による意見の陳述前に裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音テープ等に証人又は鑑定人の陳述を記録しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該録音テープ等の複製を許さなければならない。

（判決・法第三百七十四条）

第二百二十九条　少額訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

２　第百五十五条（言渡しの方式）第三項の規定は、少額訴訟における原本に基づかないでする判決の言渡しをする場合について準用する。

（異議後の訴訟の判決書等）

第二百三十一条　異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額異議判決と表示しなければならない。

２　第二百十九条（手形訴訟の判決書等の引用）の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書における事実及び理由の記載について準用する。

［新設］

（法第三百八十一条の三第一項の期日における手続等）

第二百三十一条の四　裁判所及び当事者は、法第三百八十一条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第一項の期日において、訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

2　裁判長は、前項の期日前に、当事者から、当該期日において訴訟の進行に関し必要な事項についての協議を行うために必要な事項の聴取をすることができる。

3　裁判長は、前項の聴取をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（準備書面の記載）

第二百三十一条の五　当事者は、法定審理期間訴訟手続において準備書面を作成するときは、主要な争点とこれに関連する事実とを明確に区別して、簡潔に記載しなければならない。

2　当事者は、前項の関連する事実の記載に当たっては、できる限り、主要な争点に関連する重要な事実に限って記載しなければならない。

（証拠の申出）

第二百三十一条の六　当事者は、法定審理期間訴訟手続における証拠の申出に当たっては、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

（法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項の確認・法第三百八十一条の三）

第二百三十一条の七　裁判長は、法第三百八十一条の三（法定審理期間訴訟手続の審理）第四項の規定による確認をするために必要があるときは、当事者に対し、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項及びこれに関連する各当事者の攻撃又は防御の方法の要旨を記載した書面を提出することを命ずることができる。

2　法第三百八十一条の三第四項の規定により法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは、当該事項を電子調書に記録しなければならない。当該事項が期日外において確認されたときは、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官は、裁判所書記官に当該事項を記録した電子調書を作成させるものとする。

（通常の手続への移行・法第三百八十一条の四）

第二百三十一条の八　法第三百八十一条の四（通常の手続への移行）第一項第一号の申出は、期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2　法第三百八十一条の四第一項の決定があったときは、裁判所書記官は、速やかに、訴訟が通常の手続に移行した旨を当事者に通知しなければならない。

（法定審理期間訴訟判決の表示）

第二百三十一条の九　法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、法定審理期間訴訟判決と表示しなければならない。

（異議・法第三百八十一条の七）

第二百三十一条の十　第二百十七条（異議申立ての方式等）及び第二百十八条（異議申立権の放棄及び異議の取下げ）の規定は、法定審理期間訴訟手続の終局判決に対する異議について準用する。

第八編　［略］

（電子支払督促のファイルへの記録の方式）

第二百三十三条　裁判所書記官は、電子支払督促を作成してファイルに記録するときは、当該電子支払督促が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子支払督促の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第七編　［同上］

（支払督促の原本・法第三百八十七条）

第二百三十三条　支払督促の原本には、これを発した裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（電子支払督促の送達等・法第三百八十八条）

第二百三十四条　電子支払督促の債務者に対する送達は、次の各号のいずれかに掲げる方法によってする。

一　電子支払督促に記録されている事項を記載した書面であって、当該書面の内容が電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印したものの送達

二　法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）の規定による送達

［２　略］

（仮執行の宣言を付した電子支払督促の送達等・法第三百九十一条）

第二百三十六条　第二百三十四条（電子支払督促の送達等）第一項の規定は、仮執行の宣言を付した電子支払督促の当事者に対する送達について準用する。

２　法第三百九十一条（仮執行の宣言）第二項ただし書の書面には、当該書面の内容が仮執行の宣言を付した電子支払督促に記録されている事項と同一であることを証明する旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（訴訟への移行による記録の引継ぎ・法第三百九十五条）

第二百三十七条　法第三百九十五条（督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

第九編　［略］

第十編　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第二条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額） **第二条の二**　［略］ ２　前項の費用の額のうち別表第二の一の項及び四の項に掲げる申立てに係る事件についてのものは、準備書面等を送付すべき相手方の数を五で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）に各項により算出して得た額を乗じて得た額とする。ただし、次の各号に掲げる事件については、この額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。 一　別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件　八百円 ［二　略］	（訴状その他の書類の作成及び提出の費用の額） **第二条の二**　［同上］ ２　［同上］ 一　別表第二の一の項に掲げる申立てに係る事件のうち民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされた事件　八百円 ［二　同上］

（支払督促の送達等・法第三百八十八条）

第二百三十四条　支払督促の債務者に対する送達は、その正本によってする。

［新設］

［２　同上］

（仮執行の宣言の方式等・法第三百九十一条）

第二百三十六条　仮執行の宣言は、支払督促の原本に記載しなければならない。

２　第二百三十四条（支払督促の送達等）第一項の規定は、仮執行の宣言が記載された支払督促の当事者に対する送達及び債権者に対する送達に代わる送付について準用する。

（訴訟への移行による記録の送付・法第三百九十五条）

第二百三十七条　法第三百九十五条（督促異議の申立てによる訴訟への移行）の規定により地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、地方裁判所の裁判所書記官に対し、訴訟記録を送付しなければならない。

第八編　［同上］

第九編　［同上］

（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第二条の三　法第二条第七号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第二条の四　法第二条第十二号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（民法第三百八十五条の規定による通知を書面でした場合の通知の費用の額）

第二条の五　法第二条第十八号の最高裁判所が定める額は、第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額（これを下回る額を告示で定めた場合にあつては、その額）とする。

（特定申立ての手数料の納付等）

第四条の二　法第八条第一項本文の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、同項各号に掲げるものに関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　法第八条第一項本文の規定により納めるべき手数料の額が百万円を超える場合には、前項の規定にかかわらず、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。次条第二項において同じ。）に納付することができる。この場合においては、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

3　前項に規定する方法により手数料を納める者（次項に規定する者を除く。）は、前項の領収証書の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該領収証書の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第九条第二項において同じ。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録する方法により提出することができる。

4　第二項に規定する方法により手数料を納める民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、第二項の領収証書の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

5　裁判所は、前二項の規定により第二項の領収証書の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該領収証書の原本の提示を求めることができる。

6　一回の手数料の納付は、第一項の方法によりするものと第二項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

（現金をもつてする手数料の納付等）

第四条の三　法第八条第二項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超える場合とする。

2　法第八条第二項ただし書の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

［3　略］

（官庁等からの書類の交付に要する費用の額）

第二条の三　法第二条第七号の最高裁判所が定める額は、百六十八円とする。

（強制執行の申立て等のための債務名義の正本の交付等に要する費用の額）

第二条の四　法第二条第十二号の最高裁判所が定める額は、六百四十八円とする。

（民法第三百八十五条の規定による通知を書面でした場合の通知の費用の額）

第二条の五　法第二条第十八号の最高裁判所が定める額は、五百六十四円とする。

［新設］

（現金をもつてする手数料の納付等）

第四条の二　法第八条ただし書の規定により手数料を現金をもつて納めることができる場合は、納付する手数料の額が百万円を超える場合とする。

2　手数料を現金をもつて納める場合には、財務省令で定める様式の一通の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）第一条に規定する歳入代理店をいう。）をいう。）に納付するとともに、当該手数料の納付を証明する財務省令で定める様式の領収証書を裁判所に提出しなければならない。

［3　同上］

（手数料の還付等の処分の方式）

第四条の四　法第九条第一項及び第二項並びに第十条第二項の申立てについての金銭を還付する処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

（非訟事件手続規則の準用）

第四条の五　法第九条第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分、同条第六項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判所書記官の処分並びに法第十五条第一項（法第十六条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。

（現金をもつてする手数料以外の費用の予納）

第五条の二　特定申立てに係る手続において、法第十二条第二項の規定により同条第一項に規定する予納を現金をもつてする場合には、当該手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　前項の場合において、法第十二条第一項の規定により予納を命じられた費用の概算額が百万円を超えるときは、前項の規定にかかわらず、保管金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）第五条第二項に規定する方法により納付することができる。

3　一回の予納は、第一項の方法によりするものと前項の方法によりするものとに分割して行うことができない。

（資料の提出等）

第九条　裁判所（法第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項又は第二十四条の規定により給付の額を定める場合にあつては、裁判所書記官。第三項において同じ。）は、法第三章に定める給付に関し必要があると認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

2　特定申立てに係る手続において前項の規定により資料の提出を求められた者は、当該資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもつて作成されているときは、当該書面等の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

3　裁判所は、前項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。

（特例手数料還付事件に適用する規定）

第二条　特例手数料還付事件については、第四条の四及び第四条の五の規定は適用せず、次条から附則第二十二条までに定めるところによる。

［新設］

（非訟事件手続規則の準用）

第四条の三　法第九条第一項から第三項まで及び第五項の申立て並びにその申立てについての裁判又は裁判所書記官の処分、同条第八項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判、法第十条第二項の申立て及びその申立てについての裁判並びに法第十五条第一項（法第十六条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の決定に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定を準用する。

［新設］

（資料の提出等）

第九条　裁判所は、法第三章に定める給付に関し必要と認めるときは、その請求をする者に対し費用の明細書その他の資料の提出等を求めることができる。

［新設］

附　則

この規則は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、同年十月一日から施行する。

［新設］

（特定手数料還付事件に関する手数料の還付等の処分の方式）

第三条　裁判所書記官は、特例手数料還付事件において金銭を還付する処分をするときは、処分の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子調書のファイルへの記録の方式）

第四条　裁判所書記官は、特例手数料還付事件において電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）を作成してファイルに記録するときは、当該電子調書が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子調書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

（電子調書の形式的記録事項）

第五条　裁判長は、附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則第十九条第一項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。　［新設］

２　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（期日及び電子調書に関する民事訴訟規則の準用）

第六条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、特例手数料還付事件の手続の期日及び電子調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則第二十条第一項」と読み替えるものとする。　［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子調書の更正処分の方式）

第七条　裁判所書記官は、法附則第四条第一項の規定による電子調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、当該電磁的記録が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

２　裁判長は、前項の電磁的記録の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。

３　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を当該電磁的記録に記録するとともに、当該電磁的記録の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電磁的記録上明らかにする措置を講じなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記録すれば足りる。

（特例手数料還付事件に関する記録の閲覧等）

第八条　民事訴訟規則第三十三条第一項の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等（法附則第五条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。以下この条において同じ。）若しくは特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（法附則第六条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。以下この条において同じ。）又は法附則第七条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、同規則第三十三条第二項の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等又は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等の請求について、同規則第三十三条の二の規定は特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録について、同規則第三十三条の三の規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等について、同規則第三十三条の四の規定は法附則第七条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供について準用する。この場合において、同規則第三十三条の三第一項第二号及び同条第二項第一号中「第五十二条の十」とあるのは、「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と読み替えるものとする。

［新設］

（特例手数料還付事件に関する電子情報処理組織による申立て等）

第九条　電子情報処理組織を使用する方法による特例手数料還付事件に関する申立て等については、民事訴訟規則第一編第七章の規定（同規則第五十二条の十の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十四中「法第百三十二条の十一」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する法第百三十二条の十一」と、同規則第五十二条の十二第一項中「第五十二条の十」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と、同規則第五十二条の十三中「第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十号」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条第一項第一号から第四号まで及び第七号」と、同規則第五十二条の十五第一項及び第五十二条の十七中「法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項又は」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第二項において準用する」と、同規則第五十二条の十六中「法又はこの規則」とあるのは「この規則」と読み替えるものとする。

［新設］

（電子情報処理組織）

第十条　次の各号に掲げる規定に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と当該各号に定める行為をする者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

一　法附則第六条第二項　同項の規定による複写の請求

二　法附則第六条第三項　同項の規定による電磁的記録の提供の請求

三　法附則第七条第一項　同項の規定による電磁的記録の提供の請求

四　法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項　同項の方法によりする申立てその他の申述

五　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十三条第一項前段において準用する民事訴訟法第二百五条第二項　同項の規定による書面に記載すべき事項のファイルへの記録

六　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項　同項の規定による意見の陳述

七　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項　同項の電磁的記録の提出

八　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第五十三条第一項において準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第二項　同項の電磁的記録の提出又は送付

2　法附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項に規定する最高裁判所規則で定める電子情報処理組織は、裁判所の使用に係る電子計算機と同項の規定による送達を受けるべき者の使用に係る電子計算機であつて最高裁判所が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（特例手数料還付事件に関する電子裁判書）

第十一条　特例手数料還付事件に関する決定又は命令をした裁判官が電子裁判書を作成するときは、当該電子裁判書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子裁判書の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。　［新設］

2　合議体の裁判官が電子裁判書に前項の措置を講ずることに支障があるときは、他の裁判官が、同項の措置を講ずるに先立つて、当該電子裁判書にその事由を記録しなければならない。

3　特例手数料還付事件に関する決定又は命令の告知がされたときは、裁判所書記官は、その旨及び告知の方法を特例手数料還付事件の記録上明らかにしなければならない。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等）

第十二条　特例手数料還付事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、特例手数料還付事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項から第三項までの規定を準用する。　［新設］

（法人の代表者等への準用）

第十三条　特例手数料還付事件の手続における法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、この規則の規定及び附則第二十二条において読み替えて準用する非訟事件手続規則中法定代理及び法定代理人に関する規定を準用する。　［新設］

2　当事者が会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該当事者は、前項において準用する前条において準用する民事訴訟規則第十五条第一項の証明に必要な情報として、当該登記簿に記録されている事項をファイルに記録したものとみなす。

3　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

（参加の申出の方式等）

第十四条　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする者（次項に規定する者を除く。）は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項に規定する資料が書面等をもつて作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

2　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもつて作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもつて作成されているとき　当該電磁的記録

3　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

4　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十条第一項の規定による参加の申出をする者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該申出をする者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十五条第一項の資料として、当該事項が記録された登記事項証明書を添付したものとみなす。

5　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

6　前各項の規定は、法附則第十条において準用する非訟事件手続法第二十一条第三項において準用する同法第二十条第二項の規定による参加の申出について準用する。

［新設］

（手続代理人の代理権の証明）

第十五条　民事訴訟規則第十五条第二項及び第三項の規定は、法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者が附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第十六条第一項の権限の証明をするときについて準用する。

［新設］

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用）

第十六条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、特例手数料還付事件の手続の費用の負担について準用する。

［新設］

（受継の申立ての方式等）

第十七条　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立てをする者（次項に規定する者を除く。）は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料が書面等をもつて作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

［新設］

2　法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十六条第一項又は第三項の規定による受継の申立てをする法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項各号に掲げる者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、法附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもつて作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録をもつて作成されているとき　当該電磁的記録

3　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

4　特例手数料還付事件の手続を受け継ぐ者が会社法人等番号を裁判所に提供し、これにより裁判所が電子情報処理組織を使用して登記簿に記録されている事項に係る情報を入手することができる場合には、当該特例手数料還付事件の手続を受け継ぐ者は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十三条第二項の資料として、当該事項が記載された登記事項証明書を添付したものとみなす。

5　前項に規定する場合には、裁判所書記官は、登記官に対し、当該事件を処理するために必要な限度で同項の登記簿に記録されている事項に係る情報の提供を求めることができる。

6　前各項の規定は、法附則第十条において準用する非訟事件手続法第三十七条第一項の規定による受継について準用する。

（書類又は電磁的記録の送付）

第十八条　特例手数料還付事件における書類又は電磁的記録の送付については、民事訴訟規則第四十七条の規定を準用する。この場合において、同条第三項第三号中「第五十二条の十」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十条」と、同条第四項中「法第百三十二条の十一」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において読み替えて準用する法第百三十二条の十一」と読み替えるものとする。

［新設］

（書類又は電磁的記録の直送）

第十九条　特例手数料還付事件における当事者又は利害関係参加人（以下この条及び附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第四十五条第三項において「当事者等」という。）による書類又は電磁的記録の直送（当事者等が前条において読み替えて準用する民事訴訟規則第四十七条第二項又は第三項の方法により他の当事者等に対して当該書面又は電磁的記録を直接送付することをいう。）については、民事訴訟規則第四十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「相手方」とあるのは「他の当事者等」と読み替えるものとする。

［新設］

（特例手数料還付事件の申立書の記載事項等）

第二十条　特例手数料還付事件の申立人は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第三項の証拠書類の写しの添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該証拠書類の画像情報を附則第十条第一項の電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

［新設］

2　法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項及び第三項の規定は、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第三項の証拠書類の写しの添付について準用する。この場合において、法附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十条第一項」と読み替えるものとする。

3　特例手数料還付事件の申立書には、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第一項に規定する事項のほか、当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている場合にあつては、当該法人番号を記載しなければならない。

（証拠調べ）

第二十一条　特例手数料還付事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の四、第百五条の五、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項及び第百四十九条第二項中「直送」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十九条の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「特例手数料還付事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

［新設］

（非訟事件手続規則の準用）

第二十二条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、特例手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定（同規則第三条の二、第四条後段、第三十五条第二項及び第三項、第三十六条の二第二項、第三十九条、第四十五条の二から第四十五条の四まで、第五十九条、第六十六条第一項後段、第三項及び第四項、第六十七条第三項及び第四項、第六十九条第二項並びに第七十一条第一項の規定を除く。）を準用する。この場合において、附則別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［新設］

（現金をもつてする特例執行文付与申立事件の手数料の納付等）

第二十三条　法附則第十二条の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、特例執行文付与申立事件に関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　特例執行文付与申立事件に関する一回の手数料の納付は、現金をもつてするものと収入印紙をもつてするものとに分割して行うことができない。

［新設］

別表第二（第二条の二関係）

［略］	［略］	［略］
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の一の項から二の二の項までに掲げる申立てを除く。）	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは収益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
［略］	［略］	［略］

別表第二［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（法第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の一の項から二の二の項までに掲げる申立てを除く。）	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは収益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
［同上］	［同上］	［同上］

附則別表（附則第二十二条関係）

第四条前段	民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式	民事訴訟規則第一条の規定は特例手数料還付事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は特例手数料還付事件の手続における催告及び通知
第十六条第一項	書面で	書面又は電磁的記録により
第十六条第二項	が私文書	又は電磁的記録が私人により作成されたもの
第十九条第一項	法第三十一条の調書	民事訴訟費用等に関する法律附則第三条第一項の電子調書
第十九条第一項及び第二十条第一項	記載し	記録し
第二十条第一項第五号及び同条第二項	記載	記録
第二十条第一項第六号	書面	電子裁判書
第二十条第三項	記載する	記録する
第三十五条第一項	第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款	第一編第五章第四節第五款
	非訟事件の申立書、答弁書又は	特例手数料還付事件の申立書、答弁書又は民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する
第三十六条の二第一項	第五十二条の二十二第一項	第五十二条の二十二
第四十六条第一項	についての証明書を交付する	を証明した民事訴訟費用等に関する法律附則第七条第一項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供を行う
第四十六条第二項	証明書を交付する	書面の交付又は電磁的記録の提供を行う
第四十八条	手続費用	特例手数料還付事件の手続の費用

［新設］

第五十一条	抗告人	抗告人及び当該抗告状の送達について民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項ただし書の届出をしている者
	写し	写し（民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により当該抗告状に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面。第六十二条において同じ。）
第五十三条第二項及び第六十三条第二項	を送付して	の管理を引き継いで
第五十七条	抗告審の決定書	抗告審の電子決定書（電子裁判書のうち、決定に係るものをいう。以下この条において同じ。）
第六十条	原審の決定書	原審の電子決定書
	抗告提起通知書	電子抗告提起通知書（民事訴訟法第三百三十条の抗告又は同法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）
第六十一条及び第六十七条第一項	抗告提起通知書	電子抗告提起通知書
第六十二条	抗告人を除く。）の数に四を加えた数の写し	抗告人及び当該抗告状の送達について民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において読み替えて準用する非訟事件手続法第三十八条第一項において準用する民事訴訟法第百九条の二第一

		項ただし書の届出をしている者を除く。）の数と同数の写し（民事訴訟費用等に関する法律附則第八条第一項において準用する民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定により当該抗告状に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第六十三条第三項	送付を受けた	管理の引継ぎを受けた
第六十六条第二項及び第六十七条第二項	決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる	電子決定書（電子裁判書のうち、決定に係るものをいう。）
第六十七条第一項	抗告許可申立て通知書	電子抗告許可申立て通知書
第六十九条第一項	、第六十二条中「四」とあるのは「六」と、第六十四条を送付する	、第六十四条の管理を引き継ぐ
	抗告事件の記録送付すれば	抗告事件の記録の管理引き継げば
第六十九条第三項	記録送付する	記録の管理引き継ぐ
第六十九条第四項	記載した書面	記録した電磁的記録

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人事訴訟規則の一部改正）

第三条　人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則	第一章　［同上］
第一節　通則（第一条・第一条の二）	第一節　通則（第一条）
［第二節～第四節　略］	［第二節～第四節　同上］
第五節　補則（第十六条―第十八条の十三）	第五節　補則（第十六条―第十八条）

第二章　婚姻関係訴訟の特例

［第一節　略］

第二節　和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十条―第三十一条）

［第三節　略］

［第三章　略］

第四章　養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条―第三十七条）

附則

（催告）

第一条の二　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第九条）

第六条の二　法第九条（参与員）第六項に規定する方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせるときは、家庭裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の方法によって参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為をさせたとき（和解の期日又は進行協議期日にあっては、家庭裁判所がその結果について裁判所書記官に調書を作成させるときに限る。）は、その旨及び同項第二号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

3　受命裁判官又は受託裁判官が第一項の手続を行う場合には、同項の規定による家庭裁判所の職務は、その裁判官が行う。

（訴状の記載事項）

第十一条　人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条）

第十二条　法第十七条（関連請求の併合等）第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

第十六条　法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表第一の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。

第二章　［同上］

［第一節　同上］

第二節　和解並びに請求の放棄及び認諾（第三十条・第三十一条）

［第三節　同上］

［第三章　同上］

第四章　養子縁組関係訴訟の特例（第三十六条・第三十七条）

附則

［新設］

［新設］

（訴状の記載事項）

第十一条　人事に関する訴えを提起するに当たり、当該訴えに係る人事訴訟の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟が既に係属しているときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が既に係属する裁判所及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（関連請求の訴えの訴状の記載事項・法第十七条）

第十二条　法第十七条（関連請求の併合等）第二項の規定により人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えを家庭裁判所に提起するときは、訴状には、民事訴訟規則第五十三条（訴状の記載事項）第一項及び第四項に規定する事項のほか、当該人事訴訟が当該家庭裁判所に既に係属する旨及び当該人事訴訟に係る事件の表示を記載しなければならない。

（利害関係人に対する訴訟係属の通知・法第二十八条）

第十六条　法第二十八条（利害関係人に対する訴訟係属の通知）の規定による通知は、別表の上欄に掲げる訴えの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者で訴訟記録上氏名及び住所又は居所が判明しているものにするものとする。

（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第十八条　人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方式）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編（総則）第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第四十九条（法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類等）第二項及び第三項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第五十二条の六（証拠収集の処分の申立書の添付書類等）第四項から第七項まで、第五十二条の七（証拠収集の処分の手続等）第七項、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項及び第三項、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百五十七条（言渡しの方式等）第三項、第百五十九条（電子判決書等の送達）、第百六十条（判決の更正決定等の方式）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項、第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項並びに第七編（法定審理期間訴訟手続に関する特則）の規定は、適用しない。

2　人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（訴訟記録の閲覧等）

第十八条の二　民事訴訟規則第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事訴訟規則の適用関係・法第二十九条）

第十八条　人事訴訟に関する手続についての民事訴訟規則の規定の適用については、同規則第百四条（証拠調べの再嘱託の通知）中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」とする。

［新設］

２　民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第一項の規定により、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から同法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十八条の三　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。　［新設］

（呼出状の公示送達）

第十八条の四　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。　［新設］

（決定及び命令の方式）

第十八条の五　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。　［新設］

（訴状却下命令に対する即時抗告）

第十八条の六　訴状却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された訴状を添付しなければならない。　［新設］

（証人の宣誓）

第十八条の七　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。　［新設］

（鑑定人の宣誓）

第十八条の八　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。　［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十八条の九　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する民事訴訟規則第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。　［新設］

（裁判所書記官への判決書の交付等）

第十八条の十　判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。　［新設］

（判決書等の送達）

第十八条の十一　判決書又は法第二十九条（民事訴訟法の適用関係）第三項において読み替えて適用する民事訴訟法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項の調書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

２　前項の調書の送達は、その正本によってすることができる。

（更正決定等の方式）

第十八条の十二　更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

２　前項の規定は、民事訴訟法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定について準用する。

（上告提起の場合における費用の予納）

第十八条の十三　上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による手続・法第三十三条）

第二十二条の二　裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官（以下この項において「裁判所等」という。）及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって法第三十三条（事実の調査）第四項の審問期日における手続を行うときは、裁判所等は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を記録上明らかにしなければならない。

（和解等に係る調書の更正決定・法第三十七条）

第三十条の二　第十八条の十二（更正決定等の方式）第一項の規定は、法第三十七条第二項において読み替えて適用する民事訴訟法第二百六十七条の二（和解等に係る電子調書の更正決定）第一項の規定による離婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾に係る調書の更正決定について準用する。

（和解等に係る調書の更正決定・法第四十六条）

第三十六条の二　第三十条の二（和解等に係る調書の更正決定）の規定は、離縁の訴えに係る訴訟における和解（これにより離縁がされるものに限る。）並びに請求の放棄及び認諾について準用する。

［新設］

［**別表第一**（第十六条関係）］

［表略］

［新設］

別表第二（第十八条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル
	調書を作成し、記名押印しなければ

［新設］

［**別表**（第十六条関係）］

［表同上］

［新設］

ル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ			
第三条の二第一項	電子判決書	判決書	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条、第七十六条の二第一項前段、第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第三項並びに第九十三条			
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第八十八条第三項、第九十三条、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項	記録しなければ	に係る電子調書の調書	記載しなければ

第三十二条第四項、第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第九十一条第二項、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書		
第三十二条第四項、第八十六条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第三項及び第百十八条第二項	記録させなければ		
	調書	記載させなければ	
第三十三条第一項	閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付	
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求	請求（訴訟に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）	
第三十九条及び第百四条	地方裁判所	家庭裁判所	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること		
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付	

第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	決定書　調書に記載させる
第五十二条の七第八項	閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等	
	交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	
	閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等	
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付	
第五十四条	同条第四項各号	同条第四項第一号	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ　付記して認印しなければ
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項及び第八十八条第一項	記録し		記載し

第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	訴訟記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	訴訟記録に添付して

第七十六条	録音テープ
当該陳述の録音により作成された電磁的記録	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第一項前段	調書
記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書を記載した書面を交付するよう
第七十六条の二第二項	書面で
電磁的記録	弁論準備手続の調書
第八十条第三項	口頭弁論の調書に
の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	記載させる
第八十七条第一項及び第九十四条第一項	調書を
書面又は電磁的方法により	調書に
第八十七条第二項	呼出状
につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第八十八条第四項	への添付
弁論準備手続に係る電子調書	前節（証人尋問）及び人事訴訟規則（平成十五年最高裁判所規則第二十四号）第十八条の七（証人の宣誓）
口頭弁論に係る電子調書に	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
記録させる	の呼出状
第九十一条第二項	
電子調書を	
第九十六条第三項	
電子調書に	
第百八条第一項	
電子呼出状	
記録しなければ	
第百十六条第三項	
の作成に用いる場合	
第百二十七条	
前節（証人尋問）	
第百三十四条	
第百八条（電子呼出状の記録事項等）	
の電子呼出状	

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十八条の七（証人の宣誓）第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	人事訴訟規則第十八条（民事訴訟規則の適用関係）第二項において読み替えて適用する第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）及び同規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書）
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び人事訴訟規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百四十九条の四	提出等	提出等）並びに人事訴訟規則第十八条の九（受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、人事訴訟規則第十八条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて適用する同規則第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百五十五条第一項		電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければ
第百五十五条第二項		電子判決書に前項の措置を講ずることに
		、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければ
第百八十四条		控訴審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
		第一審の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
第百八十九条第一項		電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）

		判決書に署名押印しなければ
		判決書に署名押印することに
		判決書にその事由を付記して署名押印しなければ
		控訴審の判決書又は人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第二十九条（民事訴訟法の適用関係）第三項において読み替えて適用する法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第二項の調書（以下「判決書に代わる調書」という。）
		第一審の判決書又は判決書に代わる調書
		上告提起通知書

第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書又は判決書に代わる調書による上告提起通知書
第百九十四条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十五条		並びに人事訴訟規則第十八条の十三（上告提起の場合における費用の予納）の規定は
第百九十九条第二項	の規定は	
	第百九十四条中	第百九十四条並びに同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	第一項の	第一項並びに人事訴訟規則第十八条の十三（上告提起の場合における費用の予納）の
	第百八十九条中	第百八十九条及び同規則第十八条の十三中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
	同条第一項	第百八十九条第一項
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書

第二百十条第二項	電子抗告提起通知書 電子抗告許可申立て通知書	抗告提起通知書 抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（家事事件手続規則の一部改正）

第四条　家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一編　略］ 第二編　家事審判に関する手続 第一章　総則 第一節　家事審判の手続 ［第一款～第三款　略］ 第四款　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条の四） ［第五款～第八款　略］ ［第二節～第五節　略］ ［第二章　略］ ［第三編・第四編　略］ 附則	目次 ［第一編　同上］ 第二編　［同上］ 第一章　［同上］ 第一節　［同上］ ［第一款～第三款　同上］ 第四款　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条） ［第五款～第八款　同上］ ［第二節～第五節　同上］ ［第二章　同上］ ［第三編・第四編　同上］ 附則
（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により家事事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。 ［一～五　略］ ［2　略］ （裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。 ［一　略］ 二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（第二十六条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。） ［三～五　略］ ［2・3　略］ （催告及び通知） **第三条の二**　家事事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。 2　裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を家事事件の記録上明らかにしなければならない。	（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。 ［一～五　同上］ ［2　同上］ （裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号。以下「法」という。）第三十八条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面 ［三～五　同上］ ［2・3　同上］ ［新設］

3　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

4　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

5　この規則の規定による通知（第二十五条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を家事事件の記録上明らかにしなければならない。

6　当事者、利害関係参加人その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第五条　民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は家事事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は家事事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第一条第二項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十七条）

第十五条　家事事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条第一項の規定を、家事事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第五十一条において同じ。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「訴訟費用又は和解の費用」とあるのは「手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九条第四項の訴訟費用」と、「同項の申立てをする者」とあるのは「前項の申立てをする者」と、同項並びに同規則第二十五条第一項及び第三項、第二十六条前段並びに第二十八条中「訴訟費用等」とあるのは「手続費用等」と、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）第二十六条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第五条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は家事事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は家事事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は家事事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十七条）

第十五条　家事事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、家事事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を準用する。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。第五十一条において同じ。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「訴訟費用又は和解の費用」とあるのは「手続費用（家事審判及び家事調停に関する手続の費用をいう。）又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二十九条第四項の訴訟費用」と、同項並びに同規則第二十五条、第二十六条及び第二十八条中「訴訟費用等」とあるのは「手続費用等」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは「家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）第二十六条第一項」と読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第三十四条）

第二十二条　受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達・法第三十六条）

第二十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第三十八条の二）

第二十六条の二　家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

2　前項において読み替えて準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第三十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（音声の送受信による通話の方法による参与員の関与・法第四十条）

第二十七条　法第四十条第三項に規定する方法によって参与員に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の方法によって参与員に同項の期日に立ち会わせ、当該期日における行為を行わせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

（参加の申出の方式等・法第四十一条等）

第二十七条の二　［略］

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第四十六条）

第三十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第三十四条）

第二十二条　受命裁判官又は受託裁判官が行う家事事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（送達・法第三十六条）

第二十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第三十八条の二）

第二十六条の二　家事事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

（参加の申出の方式等・法第四十一条等）

第二十七条　［同上］

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第四十六条）

第三十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、家事審判の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第九十七条第二項」と読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による家庭裁判所調査官の関与・法第五十九条）

第四十四条の二　法第五十九条第三項に規定する方法によって家庭裁判所調査官に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の方法によって家庭裁判所調査官に同項の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を家事審判事件の記録上明らかにしなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による裁判所技官の関与・法第六十条）

第四十四条の三　前条の規定は、法第六十条第二項において準用する法第五十九条第三項に規定する方法によって裁判所技官に家事審判の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせる場合について準用する。

（証拠調べ・法第六十四条）

第四十六条　家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の五まで、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［2～4　略］

（証人の宣誓）

第四十六条の二　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第四十六条の三　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（証拠調べ・法第六十四条）

第四十六条　家事審判の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「家事事件手続規則第二十六条第一項の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「家事審判の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「家事事件手続規則第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

［2～4　同上］

［新設］

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第四十六条の四　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第四十六条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六条）

第六十八条　［略］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第百二十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八条）

第六十九条　［略］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第九十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第九十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第百二十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

［新設］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十六条）

第六十八条　［同上］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第九十八条）

第六十九条　［同上］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第九十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第九十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「家事事件手続規則第六十三条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同条第二項中「法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百五十三条等）

第百二十六条　［略］

2　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（期日調書等に関する規定及び民事訴訟規則の準用・法第二百五十三条等）

第百二十六条　［同上］

2　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、家事調停の手続の期日及び前項の調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「家事事件手続規則第百二十六条第一項において読み替えて準用する同規則第三十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「家事調停に関する審判に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は家事事件手続法第二百八十八条において準用する同法第九十七条第二項」と読み替えるものとする。

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八条）

第百二十八条　家事調停の手続における参加及び排除については第二十七条の二及び第二十八条の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九条（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六条の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二条及び第四十三条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四条第一項及び第四十四条の二から第四十六条の四までの規定を、家事調停に関する審判については第四十九条から第五十一条まで（第四十九条第三項及び第五十条第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九条第三項、第五十条第四項及び第五十一条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十七条第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四条第一項又は第四項」と読み替えるものとする。

［２　略］

別表第一（第三十三条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	家事事件手続規則第三十二条第一項を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	家事事件手続法第四十六条及び第百十四条第一項の調書（以下「期日調書」という。）の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	家事審判事件の記録に添付して期日調書

（家事調停の手続における参加及び排除等・法第二百五十八条）

第百二十八条　家事調停の手続における参加及び排除については第二十七条及び第二十八条の規定を、家事調停の手続における受継については第二十九条（第四項を除く。）の規定を、家事調停の手続における受命裁判官の指定については第三十六条の規定を、家事調停の手続の期日については第四十二条及び第四十三条の規定を、家事調停の手続における事実の調査及び証拠調べについては第四十四条第一項、第四十五条及び第四十六条の規定を、家事調停に関する審判については第四十九条から第五十一条まで（第四十九条第三項及び第五十条第四項を除く。）の規定を、家事調停に関する審判以外の裁判については第四十九条第三項、第五十条第四項及び第五十一条の規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十七条第一項又は第六項」とあるのは、「第二百五十四条第一項又は第四項」と読み替えるものとする。

［２　同上］

［新設］

第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録	
	電子速記録を	速記録を	
第七十二条	電子速記録	速記録	
	ファイルに記録して	家事審判事件の記録に添付して	
第七十二条及び第七十六条	電子調書	期日調書	
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	

別表第二（第四十六条関係）

第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項	直送	家事事件手続規則第二十六条第一項の直送	
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状	
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ	
第百十六条第三項	電子調書の作成に用いる場合	家事事件手続法第四十六条及び第百十四条第一項の調書（以下「期日調書」という。）への添付	
第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	期日調書	
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ	
第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	

［新設］

第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び家事事件手続規則第四十六条の二
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	家事審判の手続の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	家事事件手続規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十六条の二第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	家事事件手続規則第四十六条第三項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	家事事件手続規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十六条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び家事事件手続規則第四十六条の四の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	から第百三十九条まで	、第百三十八条
	提出等）	提出等）並びに家事件手続規則第四十六条の四
	文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
	第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条
	読み替える	、家事件手続規則第四十六条の四中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

別表第三（第百二十六条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項	家事事件手続規則第百二十六条第一項において読み替えて準用する同規則第三十二条第一項
	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	家事事件手続法第二百五十三条の調書（以下「期日調書」という。）の記載

［新設］

第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	家事調停事件の記録に添付して期日調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	家事調停事件の記録に添付して
第七十二条及び第七十六条	電子調書	期日調書
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事執行規則の一部改正）

第五条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第十五条の十二）	第一章　総則（第一条―第十五条の二）
第二章　強制執行	第二章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］

第二節　金銭の支払を目的とする債権についての強制執行

第一款　不動産に対する強制執行

第一目　強制競売（第二十三条―第六十二条の四）

［第二目　略］

［第二款～第九款　略］

［第三節　略］

［第三章　略］

第四章　債務者の財産状況の調査

第一節　財産開示手続（第百八十二条―第百八十六条の三）

［第二節　略］

附則

（催告及び通知）

第三条　民事執行の手続における催告及び通知については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条第一項、第二項、第五項及び第六項（第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知にあつては、第五項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第四条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2　催告（法第百七十七条第三項の規定による催告を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

3　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十条の四　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第十条の五　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（民事執行の調書）

第十二条　［略］

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第三項及び第四項、第百六十条の二並びに民事訴訟規則第六十六条（第一項第三号及び第六号を除く。）から第六十九条まで及び第七十六条の二（第一項後段を除く。）の規定は、前項の調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（事件を特定するために必要な情報等）

第十五条の二　法第十八条の二各号に掲げるものに係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるもの（以下「事件特定情報」という。）は、当該事件が係属していた裁判所の名称、事件番号及び同条各号に掲げるものを識別するために裁判所が付した符号とする。

2　事件特定情報の提供は、書面でしなければならない。

第二節　［同上］

第一款　［同上］

第一目　強制競売（第二十三条―第六十二条）

［第二目　同上］

［第二款～第九款　同上］

［第三節　同上］

［第三章　同上］

第四章　［同上］

第一節　財産開示手続（第百八十二条―第百八十六条）

［第二節　同上］

附則

（催告及び通知）

第三条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条の規定は、民事執行の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第三項の規定は、法第百七十七条第三項の規定による催告については準用せず、同規則第四条第五項の規定は、第五十六条第二項又は第五十九条第三項（これらの規定を準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による通知については準用しない。

［新設］

［新設］

（民事執行の調書）

第十二条　［同上］

2　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第二項及び第三項並びに民事訴訟規則第六十六条（第一項第三号及び第六号を除く。）から第六十九条までの規定は、前項の調書について準用する。

［新設］

（民事執行の事件の記録の閲覧等）

第十五条の三　第十五条の十一において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによつてさせることができる。

2　第十五条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

［新設］

（決定及び命令の方式）

第十五条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第十五条の五　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

（証人の宣誓）

第十五条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第十五条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十五条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十五条の十一において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第十五条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十五条の十　法第二十条において準用する民事訴訟法第三百三十条又は第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2　前項の規定は、法第二十条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の十一　特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例）

第十五条の十二　法第二十四条又は法第三十三条から法第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続（以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。）については、民事訴訟規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第五十二条の六第四項から第七項まで、第五十二条の七第七項、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百五十七条第三項、第百五十九条、第百六十条、第百八十九条第四項、第二百十一条第二項及び第三項並びに第七編の規定は、適用しない。

［新設］

（民事訴訟規則の準用）

第十五条の二　特別の定めがある場合を除き、民事執行の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

［新設］

2　家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟規則の規定の適用については、別表第三の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3　第三条第二項及び第三項、第十条の四、第十条の五並びに第十五条の三から第十五条の九までの規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

4　家庭裁判所における執行関係訴訟手続における判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は、これに言渡し及び交付の日を付記して押印しなければならない。

5　家庭裁判所における執行関係訴訟手続における判決書又は法第二十一条の二第二項において読み替えて適用する民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は判決言渡しの日から二週間以内にしなければならない。

6　前項の調書の送達は、その正本によつてすることができる。

7　第十五条の九の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定及び同法第二百六十七条の二第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る調書の更正決定について準用する。

8　家庭裁判所における執行関係訴訟手続において民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調つたものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調つたものとみなされた旨を通知しなければならない。

9　家庭裁判所における執行関係訴訟手続において上告を提起するときは、上告状の送達に必要な費用のほか、上告提起通知書、上告理由書及び裁判書の送達並びに上告裁判所が訴訟記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

（公証人法第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法）

第二十条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十八条第一項の最高裁判所規則で定める方法は、次項から第四項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

2　債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第四十八条第一項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

［3　略］

4　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは第八項及び公証人法第四十八条第三項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第二項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

5　前項の公示送達は、執行官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（公証人法第五十七条ノ二第一項の最高裁判所規則で定める執行証書の正本等の送達方法）

第二十条　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十七条ノ二第一項の最高裁判所規則で定める方法は、次項から第四項までの申立てに基づいてされる公証人による送達、執行官による送達及び公示送達とする。

2　債務者が執行証書の作成を公証人に嘱託するためにその役場に出頭したときは、債権者は、当該公証人に対し、当該執行証書に係る公証人法第五十七条ノ二第一項に規定する書類について、公証人自らがその場で債務者に交付してする送達の申立てをすることができる。

［3　同上］

4　債務者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないとき、若しくは次項及び公証人法第五十七条ノ二第三項において準用する民事訴訟法第百七条第一項の規定による送達をすることができないとき、又は外国においてすべき送達についてその送達が著しく困難であるときは、債権者は、第二項の書類の公示送達について、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（この普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）の許可を受けて、その地方裁判所に所属する執行官に対し、その書類の公示送達の申立てをすることができる。

［新設］

6 第四項の公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間（外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、六週間）を経過することによつて、その効力を生ずる。

7 前項の期間は、短縮することができない。

8 民事訴訟法第九十九条第一項及び第二項の規定は第二項の送達について、同法第九十九条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第三項の送達について、同規則第四十六条第二項の規定は第四項の公示送達について準用する。

（執行費用等の額を定める手続への民事訴訟規則の準用）

第二十二条の三　民事訴訟規則第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十六条前段の規定は法第四十二条第四項（法第百九十四条、法第二百三条及び法第二百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の申立て及び同項の規定による裁判所書記官の処分について、同規則第二十八条の規定は法第四十二条第九項（法第百九十四条、法第二百三条及び法第二百十一条において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第七十四条第一項の申立てについて準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項及び第二十五条第一項中「資料」とあるのは「書面」と、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（手続の進行に資する書類の提出）

第二十三条の二　申立債権者は、執行裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

一　不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面及び同条第一項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

［二～四　略］

（物件明細書の内容の公開等）

第三十一条　法第六十二条第二項の最高裁判所規則で定める措置は、執行裁判所が使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と情報の提供を受ける者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

［一・二　略］

［2～4　略］

（保証として提供されたものの換価）

第五十七条　法第七十八条第三項（法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による有価証券の換価は、執行官にこれを売却させて行う。

［2　略］

［新設］

5 民事訴訟法第百二条第一項及び第二項の規定は第二項の送達について、同法第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条並びに第百七条第一項及び第三項並びに民事訴訟規則第四十三条及び第四十四条の規定は第三項の送達について、同法第百十一条及び第百十二条並びに同規則第四十六条第二項の規定は前項の公示送達について準用する。

（執行費用等の額を定める手続への民事訴訟規則の準用）

第二十二条の三　民事訴訟規則第二十四条、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は法第四十二条第四項（法第百九十四条、法第二百三条及び法第二百十一条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の申立て及び同項の規定による裁判所書記官の処分について、同規則第二十八条の規定は法第四十二条第九項（法第百九十四条、法第二百三条及び法第二百十一条において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第七十四条第一項の申立てについて準用する。

（手続の進行に資する書類の提出）

第二十三条の二　［同上］

一　不動産（不動産が土地である場合にはその上にある建物を、不動産が建物である場合にはその敷地を含む。）に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面及び同条第一項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

［二～四　同上］

（物件明細書の内容の公開等）

第三十一条　法第六十二条第二項の最高裁判所規則で定める措置は、執行裁判所が使用する電子計算機と情報の提供を受ける者が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する措置であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該情報の提供を受ける者の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

［一・二　同上］

［2～4　同上］

（保証として提供されたものの換価）

第五十七条　法第七十八条第三項（法第八十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による有価証券の換価は、執行官にこれを売却させて行う。

［2　同上］

（音声の送受信による通話の方法による配当期日）

第六十条の二　法第八十六条第一項に規定する方法によつて配当期日における手続を行うときは、執行裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を配当期日の調書に記載しなければならない。

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第六十二条　［略］

［２・３　略］

4　前三項の規定は、事件特定情報を提供した差押債権者又は配当要求をした債権者については、適用しない。

（供託に係る債権者の届出の方式）

第六十二条の二　法第九十二条第三項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　事件の表示

二　債務者の氏名又は名称

三　供託の事由が消滅した年月日

（供託の事由が消滅していない旨の届出の方式）

第六十二条の三　法第九十二条第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　事件の表示

二　債務者の氏名又は名称

三　供託の事由が消滅していない旨

2　前項の書面には、供託の事由が消滅していない理由を記載するものとする。

（配当等の実施の予告）

第六十二条の四　執行裁判所が法第九十二条第五項の規定により配当等を実施する旨の決定をするに当たつては、裁判所書記官は、あらかじめ、当該供託に係る債権者に対し、同条第三項の規定による届出又は同条第四項の規定による供託の事由が消滅していない旨の届出をしないときは当該供託に係る債権者を除外して同条第一項及び第二項の規定により供託金について配当等を実施することとなる旨を通知するものとする。

（給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第六十四条の二　［略］

2　法第九十三条の三前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面でしなければならない。

（強制競売の規定の準用）

第七十三条　第二十三条（第三号及び第四号を除く。）、第二十三条の二（第四号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで及び第六十二条の規定は強制管理について、第五十九条から第六十一条まで及び第六十二条の二から第六十二条の四までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第四十七

［新設］

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第六十二条　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

［新設］

（給付義務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第六十四条の二　［同上］

2　法第九十三条の三前段の規定による催告に対する給付義務者の陳述は、書面でしなければならない。この場合において、給付義務者は、当該書面に押印することを要しない。

（強制競売の規定の準用）

第七十三条　第二十三条（第三号及び第四号を除く。）、第二十三条の二（第四号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで及び第六十二条の規定は強制管理について、第五十九条から第六十一条までの規定は強制管理につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第四十七条第一項」とあるのは「法第九十三条の二」

条第一項」とあるのは「法第九十三条の二」と、「差押債権者」とあるのは「差押債権者及び管理人」と、同条第三項中「法第四十七条第六項」とあるのは「法第百十一条において準用する法第四十七条第六項本文」と、「債務者」とあるのは「債務者及び管理人」と、第二十七条中「及び債務者」とあるのは「、債務者及び管理人」と読み替えるものとする。

（不動産の強制競売等の規定の準用）

第九十七条　法第二章第二節第一款第二目（法第四十五条第一項、法第四十六条第二項、法第五十五条から法第五十七条まで、法第五十九条第四項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十四条の二、法第六十五条の二、法第六十六条（第九十六条第二項の買受けの申出に係る場合に限る。）、法第六十八条の二、法第六十八条の四、法第六十九条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、法第七十一条第五号、法第七十七条、法第八十一条、法第八十三条、法第八十三条の二及び法第八十六条の二第二項を除く。）、法第百十五条（第一項後段を除く。）、法第百二十条及び法第百二十七条並びにこの節第一款第一目（第二十三条から第二十四条まで、第二十七条の二から第二十九条まで、第三十条第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十条の二、第三十条の四、第三十一条、第三十一条の二（第三十八条第七項及び第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条、第三十四条中期間入札に係る部分、第三十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条から第四十九条まで、第五十一条から第五十一条の四まで、第五十一条の七、第五十四条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条の二並びに第五十八条の三を除く。）、第八十五条及び第百九条の規定は、自動車執行について準用する。この場合において、法第四十九条第一項中「物件明細書の作成までの手続」とあるのは「評価書の提出」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで、又は民事執行規則第九十六条第二項の買受けの申出の際」と、法第百十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあり、及び「船舶の船籍」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第百二十条中「二週間以内に船舶国籍証書等」とあるのは「一月以内に自動車」と、法第百二十七条第一項及び第二項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第三十六条第一項第八号中「物件明細書、現況調査報告書及び評価書」とあるのは「評価書」と、第百九条中「差押物が差押えをした」とあるのは「執行官が占有を取得した自動車が」と読み替えるものとする。

［2　略］

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第百二十九条　［略］

［2～4　略］

5　第一項から第三項までの規定は、事件特定情報を提供した差押債権者については、適用しない。

（不動産執行の規定の準用）

第百三十二条　第二十六条、第二十七条、第三十三条及び第七十条の規定は動産執行について、第五十九条から第六十二条の四までの規定は動産執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは、「配当等を実施すべきこととなった」と読み替えるものとする。

と、「差押債権者」とあるのは「差押債権者及び管理人」と、同条第三項中「法第四十七条第六項」とあるのは「法第百十一条において準用する法第四十七条第六項本文」と、「債務者」とあるのは「債務者及び管理人」と、第二十七条中「及び債務者」とあるのは「、債務者及び管理人」と読み替えるものとする。

（不動産の強制競売等の規定の準用）

第九十七条　法第二章第二節第一款第二目（法第四十五条第一項、法第四十六条第二項、法第五十五条から法第五十七条まで、法第五十九条第四項、法第六十一条、法第六十二条、法第六十四条の二、法第六十五条の二、法第六十六条（第九十六条第二項の買受けの申出に係る場合に限る。）、法第六十八条の二、法第六十八条の四、法第六十九条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、法第七十一条第五号、法第七十七条、法第八十一条、法第八十三条、法第八十三条の二及び法第八十六条第二項を除く。）、法第百十五条（第一項後段を除く。）、法第百二十条及び法第百二十七条並びにこの節第一款第一目（第二十三条から第二十四条まで、第二十七条の二から第二十九条まで、第三十条第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十条の二、第三十条の四、第三十一条、第三十一条の二（第三十八条第七項及び第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条、第三十四条中期間入札に係る部分、第三十六条第一項第五号から第七号まで及び第二項（第五十条第四項において準用する場合を含む。）、第四十六条から第四十九条まで、第五十一条から第五十一条の四まで、第五十一条の七、第五十四条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条（第九十六条第二項の規定による売却許可決定に係る場合に限る。）、第五十五条の二並びに第五十八条の三を除く。）、第八十五条及び第百九条の規定は、自動車執行について準用する。この場合において、法第四十九条第一項中「物件明細書の作成までの手続」とあるのは「評価書の提出」と、法第七十八条第四項中「売却許可決定が確定するまで」とあるのは「売却許可決定が確定するまで、又は民事執行規則第九十六条第二項の買受けの申出の際」と、法第百十五条第一項及び第四項中「船舶国籍証書等」とあり、及び「船舶の船籍」とあるのは「自動車」と、同項中「五日以内」とあるのは「十日以内」と、法第百二十条中「二週間以内に船舶国籍証書等」とあるのは「一月以内に自動車」と、法第百二十七条第一項及び第二項中「差押物」とあるのは「差押えの効力が生じた時に債務者が占有していた自動車」と、第三十六条第一項第八号中「物件明細書、現況調査報告書及び評価書」とあるのは「評価書」と、第百九条中「差押物が差押えをした」とあるのは「執行官が占有を取得した自動車が」と読み替えるものとする。

［2　同上］

（執行力のある債務名義の正本の交付）

第百二十九条　［同上］

［2～4　同上］

［新設］

（不動産執行の規定の準用）

第百三十二条　第二十六条、第二十七条、第三十三条及び第七十条の規定は動産執行について、第五十九条から第六十二条までの規定は動産執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは、「配当等を実施すべきこととなった」と読み替えるものとする。

（第三債務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第百三十五条　［略］

2　法第百四十七条第一項の規定による催告に対する第三債務者の陳述は、書面でしなければならない。

（第三債務者の事情届の方式等）

第百三十八条　法第百五十六条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

［一～三　略］

［２・３　略］

（不動産執行等の規定の準用）

第百四十五条　第二十六条及び第二十七条の規定は債権執行について、第六十三条及び第六十五条から第七十二条までの規定は管理命令について、第百四十一条第四項中調書に係る部分の規定は執行官が法第百六十三条第二項の規定により動産を売却した場合について、第五十九条から第六十二条の四までの規定は債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十七条中「及び債務者」とあるのは、管理命令が発せられている場合にあつては、「、債務者及び管理人」と、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、同条第二項中「代金が納付された日から、同項後段」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、配当等を実施すべきこととなつた日又は債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過した日のいずれか遅い日）から、前項後段」と読み替えるものとする。

（弁済金の交付の手続）

第百四十九条の六　［略］

［２　略］

３　第五十九条第三項、第六十条及び第六十一条から第六十二条の四までの規定は、法第百六十七条の十一第三項の規定により裁判所書記官が弁済金及び剰余金を交付する場合について準用する。この場合において、第六十条中「配当期日等が定められたときは、裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官は、弁済金の交付の日を定めたとき」と、「配当期日等まで」とあるのは「弁済金の交付の日まで」と、「執行裁判所に提出する」とあるのは「提出する」と、第六十二条及び第六十二条の四中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

（振替社債等譲渡命令等）

第百五十条の七　［略］

［２～６　略］

［削る］

（第三債務者に対し陳述を催告すべき事項等）

第百三十五条　［同上］

2　法第百四十七条第一項の規定による催告に対する第三債務者の陳述は、書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

（第三債務者の事情届の方式等）

第百三十八条　法第百五十六条第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、第三債務者は、当該書面に押印することを要しない。

［一～三　同上］

［２・３　同上］

（不動産執行等の規定の準用）

第百四十五条　第二十六条及び第二十七条の規定は債権執行について、第六十三条及び第六十五条から第七十二条までの規定は管理命令について、第百四十一条第四項中調書に係る部分の規定は執行官が法第百六十三条第二項の規定により動産を売却した場合について、第五十九条から第六十二条までの規定は債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、第二十七条中「及び債務者」とあるのは、管理命令が発せられている場合にあつては、「、債務者及び管理人」と、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、同条第二項中「代金が納付された日から、同項後段」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた日（差し押さえられた債権が法第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に法第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、配当等を実施すべきこととなつた日又は債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過した日のいずれか遅い日）から、前項後段」と読み替えるものとする。

（弁済金の交付の手続）

第百四十九条の六　［同上］

［２　同上］

３　第五十九条第三項及び第六十条から第六十二条までの規定は、法第百六十七条の十一第三項の規定により裁判所書記官が弁済金及び剰余金を交付する場合について準用する。この場合において、第六十条中「配当期日等が定められたときは、裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官は、弁済金の交付の日を定めたとき」と、「配当期日等まで」とあるのは「弁済金の交付の日まで」と、「執行裁判所に提出する」とあるのは「提出する」と、第六十二条中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

（振替社債等譲渡命令等）

第百五十条の七　［同上］

［２～６　同上］

７　前項において読み替えて準用する第百四十一条第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当該報告書に押印することを要しない。

（債権執行等の規定の準用）

第百五十条の八　法第百四十四条（第二項ただし書を除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十四条、法第百五十八条、法第百六十一条の二及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第百三十三条、第百三十四条から第百三十六条まで及び第百四十七条第二項の規定は振替社債等執行について、第百五十条の三第六項の規定は振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）が配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けた場合について、法第八十四条から法第八十六条まで、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条の四までの規定は振替社債等執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに第百三十四条及び第百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る振替債等の全額又は差押えに係る民事執行規則第百五十条の五第一項第一号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、「債務の履行地」とあるのは「その履行地」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「発行者に命ずる命令（以下この条において「振替社債等供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令は、第三債務者」とあるのは「振替社債等供託命令は、発行者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の六第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の五第四項において準用する第百五十七条第五項」と、第百三十三条第一項及び第百三十六条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあり、及び法第八十六条第一項中「第八十五条第一項に規定する債権者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の八において準用する第百六十五条に規定する債権者」と、法第百六十五条第一号及び第二号中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、同条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

（債権執行等の規定の準用）

第百五十条の八　法第百四十四条（第二項ただし書を除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十四条、法第百五十八条、法第百六十一条の二及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第百三十三条、第百三十四条から第百三十六条まで及び第百四十七条第二項の規定は振替社債等執行について、第百五十条の三第六項の規定は振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）が配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けた場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条までの規定は振替社債等執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあり、並びに法第百四十七条及び法第百五十四条第二項並びに第百三十四条及び第百三十五条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等）」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る振替債等の全額又は差押えに係る民事執行規則第百五十条の五第一項第一号に掲げる振替新株予約権付社債についての社債」と、「債務の履行地」とあるのは「その履行地」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「発行者に命ずる命令（以下この条において「振替社債等供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令は、第三債務者」とあるのは「振替社債等供託命令は、発行者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の六第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の五第四項において準用する第百五十七条第五項」と、第百三十三条第一項及び第百三十六条中「第三債務者」とあるのは「振替機関等（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、買取口座開設振替機関等及び発行者）」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項第二号中「弁済の意思」とあるのは「振替又は抹消の申請（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替の申請）等」と、「弁済する」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行う」と、「弁済しない」とあるのは「振替若しくは抹消（買取請求株式等に関する強制執行にあつては、振替）を行わない」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第百五十条の八において準用する法第百四十七条第一項」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、及び同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の八において準用する第百六十五条に規定する債権者」と、法第百六十五条第一号及び第二号中「第三債務者」とあるのは「発行者」と、同条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と読み替えるものとする。

（支払等記録の届出等）

第百五十条の十一　［略］

２　前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

［一～三　略］

［３　略］

（電子記録債権譲渡命令等）

第百五十条の十四　［略］

［２～７　略］

［削る］

（債権執行等の規定の準用等）

第百五十条の十五　法第百四十四条（第二項ただし書を除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十条、法第百五十三条から法第百五十五条まで（同条第二項を除く。）、法第百五十七条から法第百六十条まで（法第百五十九条第六項を除く。）、法第百六十一条の二、法第百六十四条及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第百三十三条、第百三十四条から第百三十七条の三まで、第百四十四条及び第百四十七条第二項の規定は電子記録債権執行について、前条第五項の規定は転付命令が効力を生じた場合について、法第八十四条から法第八十六条まで、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条の四までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあるのは「当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第百四十七条並びに第百三十三条第一項、第百三十五条並びに第百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る電子記録債権」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「第三債務者に命ずる命令（以下この条において「電子記録債権供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令」とあるのは「電子記録債権供託命令」と、法第百六十四条第一項及び第五項中「第百五十条」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十条」と、同条第二項及び第三項並びに法第百六十五条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十七条第五項」と、第二十七条中「差押債権者及び債務者」とあるのは「差押債権者、債務者及び電子債権記録機関」と、第百三十四条中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「差押債権者」とあるの

（支払等記録の届出等）

第百五十条の十一　［同上］

２　前項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。この場合において、電子債権記録機関は、当該書面に押印することを要しない。

［一～三　同上］

［３　同上］

（電子記録債権譲渡命令等）

第百五十条の十四　［同上］

［２～７　同上］

８　前項において読み替えて準用する第百四十一条第四項の報告書を執行裁判所に提出する者は、当該報告書に押印することを要しない。

（債権執行等の規定の準用等）

第百五十条の十五　法第百四十四条（第二項ただし書を除く。）、法第百四十六条、法第百四十七条、法第百四十九条、法第百五十条、法第百五十三条から法第百五十五条まで（同条第二項を除く。）、法第百五十七条から法第百六十条まで（法第百五十九条第六項を除く。）、法第百六十一条の二、法第百六十四条及び法第百六十六条第一項（第三号を除く。）並びに第二十六条、第二十七条、第百三十三条、第百三十四条から第百三十七条の三まで、第百四十四条及び第百四十七条第二項の規定は電子記録債権執行について、前条第五項の規定は転付命令が効力を生じた場合について、法第八十四条、法第八十五条、法第八十八条から法第九十二条まで及び法第百六十五条（第四号を除く。）並びに第五十九条から第六十二条までの規定は電子記録債権執行につき執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。この場合において、法第百四十四条第二項中「その債権の債務者（以下「第三債務者」という。）」とあるのは「当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関」と、法第百四十七条並びに第百三十三条第一項、第百三十五条並びに第百三十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関」と、法第百四十七条第一項中「差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は」とあるのは「裁判所書記官は」と、法第百五十七条第四項中「前条第二項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第二項」と、法第百六十一条の二第一項中「差押えに係る金銭債権」とあるのは「差押えに係る電子記録債権」と、「第三債務者に命ずる命令（以下この条及び第百六十七条の十において「供託命令」という。）」とあるのは「第三債務者に命ずる命令（以下この条において「電子記録債権供託命令」という。）」と、同条第二項中「供託命令」とあるのは「電子記録債権供託命令」と、法第百六十四条第一項及び第五項中「第百五十条」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十条」と、同条第二項及び第三項並びに法第百六十五条第三号中「執行官」とあるのは「執行官その他の執行裁判所が相当と認める者」と、法第百六十六条第一項第一号及び法第百六十五条第一号中「第百五十六条第一項」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十二第一項」と、法第百六十六条第一項第一号中「第百五十七条第五項」とあるのは「同規則第百五十条の十五第一項において準用する第百五十七条第五項」と、第二十七条中「差押債権者及び債務者」とあるのは「差押債権者、債務者及び電子債権記録機関」と、第百三十四条中「債務者及び第三債務者」とあるのは「債務者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「差押債権

は「差押債権者及び電子債権記録機関」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第百三十六条第二項中「第三債務者に送達された場合」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関に送達された場合」と、「差押債権者及び第三債務者」とあるのは「差押債権者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「第三債務者は差し押さえられた債権について支払又は引渡しをしてはならない」とあるのは「第三債務者は差し押さえられた電子記録債権について支払をしてはならず、電子債権記録機関は差し押さえられた電子記録債権について電子記録をしてはならない」と、第百三十七条中「法第百五十五条第四項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第四項」と、第百三十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第五項」と、第百三十七条の三中「法第百五十五条第六項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第四項又は第五項」と、第百四十四条中「法第百六十四条第一項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百六十四条第一項」と、第百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百四十七条第一項」と、前条第五項中「電子記録債権譲渡命令」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十九条第一項に規定する転付命令」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、同条第三項及び第四項中「代金の納付」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、並びに同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあり、及び法第八十六条第一項中「第八十五条第一項に規定する債権者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百六十五条に規定する債権者」と読み替えるものとする。

［２　略］

（開示義務者の宣誓）

第百八十五条　［略］

２　第十五条の六並びに民事訴訟規則第百十二条第一項及び第二項の規定は、開示義務者の宣誓について準用する。

（音声の送受信による通話の方法による財産開示期日）

第百八十六条の二　法第百九十九条の二第一項に規定する方法によつて財産開示期日における手続を行うときは、執行裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

２　前項の手続を行つたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を財産開示期日の調書に記載しなければならない。

者及び電子債権記録機関」と、第百三十五条中「法第百四十七条第一項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百四十七条第一項」と、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（電子債権記録機関にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）」と、同項第一号中「その種類及び額（金銭債権以外の債権にあつては、その内容）」とあるのは「その金額、支払期日及び記録番号（電子記録債権法第十六条第一項第七号に規定する記録番号をいう。）その他当該電子記録債権を特定するために必要な事項」と、同項第四号中「仮差押え」とあるのは「仮差押え若しくは仮処分」と、「差押命令、差押処分又は仮差押命令」とあるのは「差押命令又は仮差押命令若しくは仮処分命令」と、第百三十六条第二項中「第三債務者に送達された場合」とあるのは「第三債務者及び電子債権記録機関に送達された場合」と、「差押債権者及び第三債務者」とあるのは「差押債権者、第三債務者及び電子債権記録機関」と、「第三債務者は差し押さえられた債権について支払又は引渡しをしてはならない」とあるのは「第三債務者は差し押さえられた電子記録債権について支払をしてはならず、電子債権記録機関は差し押さえられた電子記録債権について電子記録をしてはならない」と、第百三十七条中「法第百五十五条第四項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第四項」と、第百三十七条の二第一項中「法第百五十五条第五項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第五項」と、第百三十七条の三中「法第百五十五条第六項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第六項」と、「同条第四項又は第五項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十五条第四項又は第五項」と、第百四十四条中「法第百六十四条第一項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百六十四条第一項」と、第百四十七条第二項中「前項」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百四十七条第一項」と、前条第五項中「電子記録債権譲渡命令」とあるのは「第百五十条の十五第一項において準用する法第百五十九条第一項に規定する転付命令」と、法第八十四条第一項中「代金の納付があつた」とあり、同条第三項及び第四項中「代金の納付」とあり、第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあり、並びに同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「配当等を実施すべきこととなつた」と、法第八十五条第一項中「第八十七条第一項各号に掲げる各債権者」とあるのは「民事執行規則第百五十条の十五第一項において準用する第百六十五条に規定する債権者」と読み替えるものとする。

［２　同上］

（開示義務者の宣誓）

第百八十五条　［同上］

２　民事訴訟規則第百十二条第一項から第五項までの規定は、開示義務者の宣誓について準用する。

［新設］

（映像等の送受信による通話の方法による開示義務者の陳述）

第百八十六条の三　法第百九十九条の三に規定する方法による開示義務者の陳述は、申立人（同条第二号に掲げる場合にあつては、申立人及び開示義務者）の意見を聴いて、開示義務者を次に掲げる要件を満たす場所であつて執行裁判所が相当と認める場所に出頭させてする。

一　申立人又はその代理人の在席する場所でないこと。ただし、法第百九十九条の三第一号又は第三号に掲げる場合において、申立人又はその代理人が当該場所に在席することにつき開示義務者に異議がないときを除く。

二　開示義務者の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると執行裁判所が認める者の在席する場所でないこと。

２　法第百九十九条の三第二号に掲げる場合において、開示義務者を執行裁判所に出頭させて前項の方法による陳述をさせるときは、執行裁判所及び申立人が開示義務者の陳述を実施するために在席する場所以外の場所にその開示義務者を在席させるものとする。

３　第一項の方法により開示義務者に陳述をさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の開示義務者の陳述の実施に必要な情報を同項の開示義務者の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

４　前条の規定は、第一項の方法によつて開示義務者に陳述をさせる場合について準用する。

（情報の提供の方法等）

第百九十二条　［略］

［２　略］

［削る］

［新設］

附　則

（特例執行文付与申立事件に適用する規定）

第九条　特例執行文付与申立事件については、第三条、第十条の四、第十条の五、第十二条、第十五条の三から第十五条の十一まで、第十六条第二項及び第十七条から第十九条までの規定は適用せず、次条から附則第十二条までに定めるところによる。

（特例執行文付与申立事件に関する裁判所に対する電子情報処理組織による申立て等の方式等）

第十条　法附則第六条第一項に規定する方法による特例執行文付与申立事件に関する申立て等（以下この条において「電子申立て等」という。）は、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該電子申立て等をする者の使用に係る電子計算機から電子情報処理組織を使用してしようとする申立て等に関する法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載すべきこととされている事項を入力する方法により行うものとする。

２　民事訴訟規則第五十二条の九第二項から第四項まで及び第五十二条の十一の規定は、電子申立て等について準用する。

（特例執行文付与申立て事件に係る電子執行文の記録事項等）

第十一条　特例執行文付与申立事件において、債務名義に係る請求権の一部について執行文を付与するときは、強制執行をすることができる範囲を電子執行文（法第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により当該債務名義に係る電磁的記録に併せて記録された電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）に記録しなければならない。

［新設］

（情報の提供の方法等）

第百九十二条　［同上］

［２　同上］

３　法第二百八条第一項の情報の提供をする者は、同項の書面に押印することを要しない。

［新設］

附　則

［新設］

2　法第二十七条第二項の規定により債務名義に表示された当事者以外の者を債権者又は債務者とする執行文を付与する場合において、その者に対し、又はその者のために強制執行をすることができることが裁判所書記官に明白であるときは、その旨を電子執行文に記録しなければならない。

3　電子執行文には、付与の年月日を記録しなければならない。

4　裁判所書記官が電子執行文を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するときは、当該電子執行文が当該裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子執行文の改変を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5　裁判所書記官は、電子執行文を前項のファイルに記録したときは、その旨を債権者に通知しなければならない。

（特例執行文付与申立事件に関する民事訴訟規則の準用）

第十二条　前二条に定めるもののほか、特例執行文付与申立事件については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第五十二条の九及び第五十二条の十一の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項」とあるのは「民事執行法附則第六条第一項」と、「法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項各号」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項各号」と、「法第百三十二条の十一（電子情報処理組織による申立て等の特例）第一項及び第三項」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項及び同条第二項において準用する法第百三十二条の十一第三項」と、「法第百三十二条の十一第一項」とあるのは「民事執行法附則第七条第一項」と、「この場合において、同条第一項」とあるのは「この場合において、民事執行法附則第七条第一項」と、「法第百三十二条の十二（書面等による申立て等）第一項」とあるのは「民事執行法附則第八条第一項」と、「第百三十二条の十三（書面等に記録された事項のファイルへの記録等）」とあるのは「民事執行法附則第九条第一項」と、同規則第四条第三項中「催告は」とあるのは「催告（民事執行法第百七十七条第三項の規定による催告を除く。）は」と、同規則第五十二条の十四中「同条第三項」とあるのは「民事執行法附則第七条第二項において準用する法第百三十二条の十一第三項」と読み替えるものとする。

［新設］

別表第一（第十二条関係）

民事訴訟法第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
民事訴訟法第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
民事訴訟法第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
民事訴訟法第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して

［新設］

民事訴訟規則第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	口頭弁論に係る電子調書	記録しなければ	調書	記載しなければ
民事訴訟規則第六十六条第一項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ	
民事訴訟規則第六十六条第二項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	付記して認印しなければ	記載すれば
民事訴訟規則第六十六条第三項	記録し		記載し	
民事訴訟規則第六十七条第一項	記録		記載	
民事訴訟規則第六十七条第一項第六号及び同条第二項	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）		書面	
民事訴訟規則第六十七条第一項第七号	記録する		記載する	
民事訴訟規則第六十七条第三項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ		調書に記載しなければ	
民事訴訟規則第六十七条第四項				

民事訴訟規則第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	電子調書の記録	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録した調書
民事訴訟規則第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	調書の記載	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
民事訴訟規則第六十九条	他の電磁的記録		書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
民事訴訟規則第七十六条の二第一項前段	これをファイルに記録して電子調書		民事執行の事件の記録に添付して調書
民事訴訟規則第七十六条の二第二項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	電磁的記録	記載した調書を作成しなければ
		調書	

別表第二（第十五条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ		調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの		が私文書

［新設］

第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書		
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ		
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供		
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	電子調書	
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項		書類又は電磁的記録	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項			
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方		

の調書			
記載しなければ			
事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付			
請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録	調書		
		書類	
	書類の相手方		

第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）に記録させる	決定書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する

第六十七条第四項	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル
電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの 他の電磁的記録
これをファイルに記録して電子調書	民事執行の事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記録
速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録を
第七十二条	速記録
電子速記録	民事執行の事件の記録に添付して
ファイルに記録して	録音テープ
第七十六条	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
当該陳述の録音により作成された電磁的記録	調書
第七十六条の二第一項前段	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	第七十六条の二第二項
電磁的記録	第八十条第三項
の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	

第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び民事執行規則第十五条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	民事執行規則第十五条の十一において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十五条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	民事執行規則第十五条の十一において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十五条の八
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び民事執行規則第十五条の八の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう

第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに民事執行規則第十五条の八
	読み替える	、民事執行規則第十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十五条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	上告裁判所が最高裁判所であるときは被上告人の数に六を加えた数の副本、上告裁判所が高等裁判所であるときは被上告人の数に四を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書

第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

別表第三（第十五条の十二関係）

［新設］

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ

第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条、第七十六条の二第一項前段、第八十六条第一項、第八十八条第一項及び第三項並びに第九十三条	に係る電子調書	第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第八十八条第三項、第九十三条、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項	記録しなければ	電子調書	記録させなければ	第三十二条第四項、第八十六条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第三項及び第百十八条第二項
	の調書		記載しなければ	調書	記載させなければ	

第三十三条第一項	閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は訴訟に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求	請求（訴訟に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第五十二条の七第八項	閲覧等若しくは電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等
	交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
	閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等	閲覧等
	交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	交付
第五十四条	同条第四項各号	同条第四項第一号

第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ	
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ	
第六十七条第一項及び第八十八条第一項	記録し	記載し	
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載	
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面	
第六十七条第三項	記録する	記載する	
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ	
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）	
	電子調書の記録	調書の記載	

第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	訴訟記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	訴訟記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第八十七条第一項及び第九十四条第一項	書面又は電磁的方法により	書面で
第八十七条第二項	につき、これを記載した書面の交付又はこれを記録した電磁的記録の提供をするよう	を記載した書面を交付するよう
第八十八条第四項	弁論準備手続に係る電子調書	弁論準備手続の調書
	口頭弁論に係る電子調書に	口頭弁論の調書に
第九十一条第二項	記録させる	記載させる

第九十六条第三項	電子調書を	調書を
	電子調書に	調書に
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	民事執行規則第十五条の十二第二項において読み替えて適用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	民事執行規則第十五条の十二第二項において読み替えて適用する第百四十二条及び同規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	電磁的記録をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	書面をいう
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八
	読み替える	、民事執行規則第十五条の十二第三項において準用する同規則第十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十五条の十二第二項において読み替えて適用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百五十五条第一項	電子判決書が当該裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該電子判決書の改変を防止するために必要な措置を講じなければ	判決書に署名押印しなければ
第百五十五条第二項	電子判決書に前項の措置を講ずることに	判決書に署名押印することに
	、同項の措置を講ずるに先立って、当該電子判決書にその事由を記録しなければ	判決書にその事由を付記して署名押印しなければ
第百六十三条第一項	書面又は電磁的記録	書面
	記載し、又は記録して	記載して
	付記し、又は記録する	付記する

第百六十三条第四項	記録した
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第百九十九条第二項	の規定は
	第百九十四条中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書
第二百九条	第一項の
	第百八十九条中
	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書
	同条第一項

記載した	判決書又は民事執行法第二十一条の二第二項において読み替えて適用する法第二百五十四条第二項の調書
	上告提起通知書
	上告提起通知書
	による上告提起通知書
	被上告人の数に六を加えた数の副本
	並びに民事執行規則第十五条の十二第九項の規定は
	第百九十四条並びに同規則第十五条の十二第九項中
	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
	第一項並びに民事執行規則第十五条の十二第九項の
	第百八十九条及び同規則第十五条の十二第九項中
	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
	第百八十九条第一項

第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中民事訴訟費用等に関する規則第二条の三から第二条の五までの改正規定は、公布の日から施行する。

（口頭による申立て等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の民事訴訟規則（以下「改正後民事訴訟規則」という。）第一条第二項及び第三項の規定は、第二条改正後事件（改正法附則第二条に規定する第二条改正後事件をいう。以下同じ。）における口頭による申立て等及び送達すべき書類の提出に代えて作成された電子調書の送達について適用し、第二条改正前事件（改正法附則第五条に規定する第二条改正前事件をいう。以下同じ。）における口頭による申立て等及び送達すべき書類の提出に代えて作成された調書の送達については、なお従前の例による。

（催告に関する経過措置）

第三条　改正後民事訴訟規則第四条第三項の規定は、第二条改正後事件における催告すべき事項の公告について適用し、第二条改正前事件における催告すべき事項の公告については、なお従前の例による。

（当事者能力の判断資料の提出及び法定代理権等の証明に関する経過措置）

第四条　改正後民事訴訟規則第十四条第二項から第四項まで、第十五条第一項から第三項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第十五条第四項、第十八条第一項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項及び第三項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、第二条改正後事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人の権限の証明並びに訴訟代理権の証明について適用し、第二条改正前事件における当事者能力の判断資料の提出、法定代理権又は訴訟行為をするのに必要な授権の証明、選定当事者の選定及び変更の証明、法人の代表者及び法人でない社団又は財団でその名において訴え、又は訴えられることができるものの代表者又は管理人の権限の証明並びに訴訟代理権の証明については、なお従前の例による。

（費用額の確定手続に関する経過措置）

第五条　改正後民事訴訟規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項、第二十六条並びに第二十七条の規定は、第二条改正後事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の疎明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分の方式について適用し、第二条改正前事件における訴訟費用等の負担を求める処分に係る費用額の疎明及び訴訟費用等の負担の額を定める処分の方式については、なお従前の例による。

2　改正後民事訴訟規則第二十四条第三項から第五項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における費用額の疎明に必要な資料の提出について、適用する。

（閲覧等の制限に関する経過措置）

第六条　改正後民事訴訟規則第三十四条第八項及び第十項の規定は、第二条改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘密記載部分を除いたものの提出について、適用する。

2　第二条改正前事件における文書等から秘密記載部分を除いたものが提出された場合の当該文書等の閲覧、謄写又は複製については、なお従前の例による。

（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論期日等の調書の記載等に関する経過措置）

第七条　第二条改正前事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の尋問、鑑定人の意見の陳述及び専門委員の説明又は発問（以下この項において「証人尋問等」という。）の手続において作成される調書については、当該証人尋問等が施行日以後に行われたときは、改正後民事訴訟規則第三十四条の七第二項並びに第百二十三条第四項（改正後民事訴訟規則第百二十七条（民事訴訟規則第百二十八条において準用する場合を含む。）及び第百七十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第百三十二条の五第三項及び第二百二十六条第五項において準用する改正後民事訴訟規則第三十条の二第二項中「に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「の調書に記載しなければ」として、これらの規定を適用し、当該証人尋問等が施行日前に行われたときは、なお従前の例による。

２　第二条改正前事件における通訳人の関与、裁判所外における証拠調べ、参考人又は当事者本人の審尋、鑑定人の尋問の求め及び発問並びに検証の手続において作成される調書については、改正後民事訴訟規則第六十四条の二、第百五条の二、第百五条の四第三項及び第百三十三条第三項において準用する改正後民事訴訟規則第三十条の二第二項並びに第百五十一条の二第二項中「電子調書に記録しなければ」とあるのは、「調書に記載しなければ」として、これらの規定を適用する。

３　改正後民事訴訟規則第九十六条第三項の規定は、第二条改正後事件における進行協議期日に係る電子調書について適用し、第二条改正前事件における進行協議期日の調書については、なお従前の例による。

（呼出状の公示送達に関する経過措置）

第八条　第二条改正前事件における呼出状の公示送達については、なお従前の例による。

（電磁的記録の直送に関する経過措置）

第九条　第二条改正前事件における電磁的記録の直送については、改正後民事訴訟規則第四十七条の二第一項中「方法」とあるのは、「方法（同項第三号に掲げる方法を除く。）」として、同条の規定を適用する。

（民事訴訟法第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類に関する経過措置）

第十条　改正後民事訴訟規則第四十九条第二項及び第三項の規定は、訴えに係る事件（改正法附則第二条に規定する訴えに係る事件をいう。以下同じ。）であって施行日以後に提起されるもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを除く。以下同じ。）における民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百十七条第一項の訴えの訴状の添付書類について、適用する。

（決定及び命令に関する経過措置）

第十一条　改正後民事訴訟規則第五十条第二項において準用する改正後民事訴訟規則第百五十五条の規定は、第二条改正後事件における決定及び命令について適用し、第二条改正前事件における決定及び命令については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第五十条の二の規定は、第二条改正後事件における電子決定書の作成に代わる電子調書の作成について適用し、第二条改正前事件における決定書の作成に代わる調書の作成については、なお従前の例による。

（訴訟手続の受継の申立てに関する経過措置）

第十二条　改正後民事訴訟規則第五十一条第三項から第七項までの規定は、第二条改正後事件における訴訟手続の受継の申立てについて、適用する。

（証拠収集の処分の申立てに関する経過措置）

第十三条　改正後民事訴訟規則第五十二条の六第四項から第七項までの規定は、施行日以後に申し立てられる訴えの提起前における証拠収集の処分の申立書の添付書類について、適用する。

（電子情報処理組織を使用する申立て等に関する経過措置）

第十四条　改正後民事訴訟規則第一編第七章の規定は、第二条改正後事件における改正法第二条の規定による改正後の民事訴訟法（以下「改正後民事訴訟法」という。）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について、適用する。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿に関する経過措置）

第十五条　改正後民事訴訟規則第五十二条の二十七項及び第九項並びに第五十二条の二十二第二項及び第三項の規定は、第二条改正後事件における文書等又は電磁的記録から秘匿事項記載部分を除いたもの及び閲覧等用秘匿事項届出書面の提出について、適用する。

２　第二条改正前事件における文書等から秘匿事項記載部分を除いたもの及び閲覧等用秘匿事項届出書面が提出された場合の当該文書等及び秘匿事項届出書面の閲覧、謄写又は複製については、なお従前の例による。

（訴状の記載事項及び添付書類等に関する経過措置）

第十六条　改正後民事訴訟規則第五十三条第四項の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける訴状の記載事項について適用し、訴えに係る事件であって施行日前に提起されたもの（施行日前にされた訴え以外の申立てについて、施行日以後に当該申立てに係る法令の規定により当該申立て時に訴えの提起があったものとみなされるものを含む。）における訴状の記載事項については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第五十五条第三項から第六項まで及び第五十五条の二の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける訴状の添付書類及び訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出について、適用する。

（訴状等の却下命令に対する即時抗告に関する経過措置）

第十七条　第二条改正前事件における訴状却下及び控訴状却下の命令に対する即時抗告に係る抗告状については、なお従前の例による。

（速記録に関する経過措置）

第十八条　改正後民事訴訟規則第七十一条及び第七十二条（これらの規定を改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における電子速記録の作成及び電子調書への引用について適用し、第二条改正前事件における速記録の作成及び調書への引用については、なお従前の例による。

２　第二条改正前事件における速記原本の調書への引用、反訳及び訳読については、なお従前の例による。

（更正処分に関する経過措置）

第十九条　改正後民事訴訟規則第七十六条の二第一項（改正後民事訴訟規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における調書の更正処分については、次項及び第三項に定めるところによる。

２　第二条改正前事件における口頭弁論、裁判所の審尋及び口頭弁論の期日外に行う証拠調べ並びに受命裁判官又は受託裁判官が行う手続に係る調書の更正処分をするために作成する調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

３　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、同項に規定する調書に陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

（答弁書等に関する経過措置）

第二十条　改正後民事訴訟規則第八十条第三項の規定は、第二条改正後事件における答弁書について適用し、第二条改正前事件における答弁書については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第八十一条第二項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、第二条改正後事件における準備書面について、適用する。

（書面による準備手続に関する経過措置）

第二十一条　第二条改正前事件における書面による準備手続については、改正後民事訴訟規則第九十一条第二項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録させる」とあるのは「記載させる」と、同条第三項中「記録させなければ」とあるのは「記載させなければ」として、同条の規定を適用する。

（調査結果の報告に関する経過措置）

第二十二条　改正後民事訴訟規則第百五条の三の規定は、第二条改正後事件における改正後民事訴訟法第百八十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告について、適用する。

（証人尋問に関する経過措置）

第二十三条　改正後民事訴訟規則第百七条第一項の規定は、第二条改正後事件における尋問事項書の提出について適用し、第二条改正前事件における尋問事項書の提出については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百十二条第三項（改正後民事訴訟規則第百二十七条（民事訴訟規則第百二十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、第二条改正後事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の宣誓の方式について適用し、第二条改正前事件における証人又は当事者本人若しくは訴訟において当事者を代表する法定代理人の宣誓の方式については、改正後民事訴訟規則第百十二条第三項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させる」と、「これを述べる」とあるのは「宣誓書を朗読する」として、同項の規定を適用する。

（鑑定に関する経過措置）

第二十四条　改正後民事訴訟規則第百三十一条の規定は、第二条改正後事件における鑑定人の宣誓の方式について適用し、第二条改正前事件における鑑定人の宣誓の方式については、同条第一項中「述べさせる」とあるのは「記載した宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させる」と、同条第二項中「次の各号のいずれかに掲げる」とあるのは「良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した宣誓書に鑑定人が署名して裁判所に提出する」と、「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」として、同条（第二項各号を除く。）の規定を適用する。

２　改正後民事訴訟規則第百三十五条の二の規定は、第二条改正後事件における民事訴訟法第二百十八条第一項の嘱託に係る鑑定結果の報告について、適用する。

（書証に関する経過措置）

第二十五条　改正後民事訴訟規則第百三十七条第一項（改正後民事訴訟規則第百四十七条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における書証の申出について適用し、第二条改正前事件における書証の申出については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百三十七条第三項及び第百四十三条第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第百四十七条において準用する場合を含む。）並びに第百三十七条第四項の規定は、第二条改正後事件における書証の申出及び文書の提出又は送付について、適用する。

３　第二条改正前事件における受命裁判官又は受託裁判官により文書の証拠調べがされた場合における調書への当該文書の写しの添付については、なお従前の例による。

（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置）

第二十六条　第二条改正前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、改正後民事訴訟規則第百四十九条の二第一項中「最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製」とあるのは「当該電磁的記録」と、「電磁的記録をいう」とあるのは「書面をいう」と、同項及び同条第二項中「電子証拠説明書」とあるのは「証拠説明書」と、同項及び第百四十九条の四中「電磁的記録の複製」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体」として、改正後民事訴訟規則第百四十九条の二第一項及び第二項並びに第百四十九条の四の規定を適用する。

（判決等に関する経過措置）

第二十七条　第二条改正前事件における判決書の裁判所書記官への交付については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百五十九条の規定は、第二条改正後事件における電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達について適用し、第二条改正前事件における判決書又は判決書に代わる調書の送達については、なお従前の例による。

３　改正後民事訴訟規則第百六十条第一項（同条第二項（民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定について適用し、第二条改正前事件における判決の更正決定及び民事訴訟法第二百五十九条第五項の規定による補充の決定については、なお従前の例による。

４　改正後民事訴訟規則第百六十条第二項（改正後民事訴訟法第二百六十七条の二第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾（以下この項及び次項において「和解等」という。）に係る電子調書の更正決定に係る部分に限る。）において準用する改正後民事訴訟規則第百六十条第一項の規定は、第二条改正後事件における和解等に係る電子調書の更正決定について適用し、第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定については、次項に定めるところによる。

５　第二条改正前事件における和解等に係る調書の更正決定は、和解等に係る調書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、和解等に係る調書の原本又は正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（和解条項案の書面による受諾等に関する経過措置）

第二十八条　改正後民事訴訟規則第百六十三条第三項、第百六十四条第二項及び第三項並びに第百六十九条の規定は、第二条改正後事件における改正後民事訴訟法第二百六十四条第一項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解について適用し、第二条改正前事件における同項の規定による和解条項案の書面による受諾、裁判所等が定める和解条項及び訴え提起前の和解については、なお従前の例による。

２　第二条改正前事件における改正後民事訴訟法第二百六十四条第二項の規定による和解条項案の書面による受諾については、改正後民事訴訟規則第百六十三条第四項中「記録した電子調書」とあるのは、「記載した調書」として、同項の規定を適用する。

（上告提起の場合の費用の予納等に関する経過措置）

第二十九条　第二条改正前事件における上告、上告受理の申立て、民事訴訟法第三百三十条の抗告、同法第三百三十六条第一項の抗告及び同法第三百三十七条第一項の抗告（次項において「上告等」という。）に必要な費用の予納については、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第百八十九条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項、第二百八条及び第二百九条において準用する場合を含む。）、第百九十四条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項において準用する場合を含む。）、第百九十五条（改正後民事訴訟規則第百九十九条第二項、第二百八条及び第二百九条において準用する場合を含む。）及び第二百十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における上告等について適用し、第二条改正前事件における上告等については、なお従前の例による。

（再審の訴状等の添付書類に関する経過措置）

第三十条　改正後民事訴訟規則第二百十一条第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百十二条において準用する場合を含む。）の規定は、訴えに係る事件であって施行日以後に提起されるものにおける再審の訴状又は申立書の添付書類について、適用する。

（手形訴訟等に関する経過措置）

第三十一条　改正後民事訴訟規則第二百二十条第一項及び第四項から第六項まで（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百二十一条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについて適用し、第二条改正前事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについては、なお従前の例による。

２　改正後民事訴訟規則第二百二十条第二項及び第三項（これらの規定を改正後民事訴訟規則第二百二十一条において準用する場合を含む。）の規定は、第二条改正後事件における手形訴訟又は小切手訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述をしてする支払督促の申立てについて適用する。

（最高裁判所裁判事務処理規則の一部改正）

第三十二条　最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　裁判書又は電子裁判書（裁判所が法律の定めるところにより作成した裁判の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。次条において同じ。）に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。	**第十三条**　裁判書に各裁判官の意見を表示するには、理由を明らかにして、これをしなければならない。
第十四条　第十二条の裁判をしたときは、その要旨を官報に公告し、かつその裁判書の正本又は電子裁判書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十三条第二項（同法第百二十二条において準用する場合を含む。）の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（以下この条において「電子裁判書記録事項証明書」という。）を内閣に送付する。その裁判が、法律が憲法に適合しないと判断したものであるときは、その裁判書の正本又は電子裁判書記録事項証明書を国会にも送付する。	**第十四条**　第十二条の裁判をしたときは、その要旨を官報に公告し、且つその裁判書の正本を内閣に送付する。その裁判が、法律が憲法に適合しないと判断したものであるときは、その裁判書の正本を国会にも送付する。

（人身保護規則の一部改正）

第三十三条　人身保護規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（請求の方式） **第七条**　法第二条の請求をするには、左の事項を明らかにし、かつ、第二号、第三号及び第五号から第七号までの事項につき、関係者、参考人等の陳述書、証明書等の文書その他の物件又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によつて疎明方法を提供しなければならない。 ［一～六　略］ 七　第四条ただし書の規定により請求をするときは、同条ただし書に当る事由 （請求の手数料） **第九条**　法第二条の請求をするには、三千二百円（第四十六条の規定によりその例によることとされる民事訴訟法第百三十二条の十第一項の規定による電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、二千七百円）の手数料を納めなければならない。 ２　手数料は、現金をもつて納めなければならない。ただし、法第二条の請求を書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、請求書又は請求の趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。 ３　前項の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、裁判所から得られた納付情報により納付しなければならない。 ４　［略］ （人身保護命令に係る電子命令書の送達） **第二十四条**　人身保護命令が発せられた場合には、その電子命令書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）をいう。）を拘束者に送達しなければならない。 ［２　略］ （人身保護命令の効果） **第二十五条**　前条第一項の電子命令書が拘束者に送達されたときは、被拘束者は、その送達の時から人身保護命令を発した裁判所によつて当該拘束の場所において監護されるものとする。この場合には、被拘束者の監護は、拘束者において当該裁判所の指揮のもとに引き続きこれを行うものとする。 ［２　略］ **第二十六条**　第二十四条第一項の電子命令書が拘束者に送達された後において、他の裁判所、行政庁その他の者が、被拘束者を被告人、証人又は参考人として呼び出す等法の規定による救済手続を遅延させるおそれのある行為をしようとするときは、当該人身保護命令を発した裁判所の同意を得なければならない。	（請求の方式） **第七条**　法第二条の請求をするには、左の事項を明らかにし、且つ、第二号、第三号及び第五号乃至第七号の事項につき、関係者、参考人等の陳述書、証明書等の文書その他の物件によつて疎明方法を提供しなければならない。 ［一～六　同上］ 七　第四条但書の規定により請求をするときは、同条但書に当る事由 （請求の手数料） **第九条**　法第二条の請求をするには、二千円の手数料を納めなければならない。 ２　手数料は、請求書又は請求の趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めるものとする。 ［新設］ ３　［同上］ （人身保護命令書の送達） **第二十四条**　人身保護命令書は、これを拘束者に送達しなければならない。 ［２　同上］ （人身保護命令の効果） **第二十五条**　人身保護命令書が拘束者に送達されたときは、被拘束者は、その送達の時から人身保護命令を発した裁判所によつて当該拘束の場所において監護されるものとする。この場合には、被拘束者の監護は、拘束者において当該裁判所の指揮のもとに引き続きこれを行うものとする。 ［２　同上］ **第二十六条**　人身保護命令書が拘束者に送達された後において、他の裁判所、行政庁その他の者が、被拘束者を被告人、証人又は参考人として呼び出す等法の規定による救済手続を遅延させる虞のある行為をしようとするときは、当該人身保護命令を発した裁判所の同意を得なければならない。

（答弁書）

第二十七条　［略］

2　拘束が裁判によつて行われている場合には、令状その他の裁判書の謄本又は抄本を答弁書に添付しなければならない。

3　拘束者又はその代理人は、前項の裁判書の謄本又は抄本の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該裁判書の謄本又は抄本に係る画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用してファイルに記録する方法により提出することができる。

4　［略］

（審問期日の通知）

第三十二条　［略］

2　［略］

3　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所が第一項の裁判所の裁判官又は検察官との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、意見を述べさせることができる。

4　前項に規定する方法によつて第一項の裁判所の裁判官又は検察官に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によつて手続を実施するために適切なものであること。

5　第一項の裁判所の裁判官又は検察官に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を審問に係る電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）に記録しなければならない。

第四十四条　［略］

2　前条第一項の命令があつたときは、当該下級裁判所の裁判所書記官は、速やかに最高裁判所の裁判所書記官に訴訟記録の管理を引き継がなければならない。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（人身保護規則の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　前条の規定による改正後の人身保護規則第七条の規定は、施行日以後に開始される人身保護事件における疎明方法の提供について適用し、施行日前に開始された人身保護事件における疎明方法の提供については、なお従前の例による。

（少年審判規則の一部改正）

第三十五条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（呼出状の送達・法第十一条）	（呼出状の送達・法第十一条）
第十六条　［略］	**第十六条**　［同上］
2　送達については、民事訴訟の送達に関する規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項、第百三条第二項、第百四条、第百六条第二項、第百七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定並びに民事	2　送達については、民事訴訟の送達に関する規定並びに刑事訴訟法第六十五条第二項及び第三項の規定を準用する。ただし、就業場所における送達、送達場所等の届出及び公示送達に関する規定は、この限りでない。

（答弁書）

第二十七条　［同上］

2　拘束が裁判によつて行われている場合には、令状その他の裁判書の謄本又は抄本を答弁書に添付しなければならない。

［新設］

3　［同上］

（審問期日の通知）

第三十二条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

第四十四条　［同上］

2　前条第一項の命令があつたときは、当該下級裁判所の裁判所書記官は、速やかに訴訟記録を最高裁判所の裁判所書記官に送付しなければならない。

訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十一条から第四十三条まで並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）並びに刑事訴訟法第六十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（民事調停規則の一部改正）

第三十六条　民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民事執行の手続の停止） **第五条**　調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によって解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となった権利に関する民事執行の手続を停止することを命ずることができる。ただし、裁判並びに調書その他裁判所において作成する書面の記載及び電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）その他裁判所において作成する電磁的記録の記録に基づく民事執行の手続については、この限りでない。 ［2・3　略］ 4　民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。 ［5　略］ （当事者に対する住所、氏名等の秘匿） **第二十三条の二**　調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第二十四条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「民事調停規則第二十四条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	（民事執行の手続の停止） **第五条**　調停事件の係属する裁判所は、紛争の実情により事件を調停によって解決することが相当である場合において、調停の成立を不能にし又は著しく困難にするおそれがあるときは、申立てにより、担保を立てさせて、調停が終了するまで調停の目的となった権利に関する民事執行の手続を停止することを命ずることができる。ただし、裁判及び調書その他裁判所において作成する書面の記載に基づく民事執行の手続については、この限りでない。 ［2・3　同上］ 4　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十六条、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、第一項及び第二項の担保について準用する。 ［5　同上］ （当事者に対する住所、氏名等の秘匿） **第二十三条の二**　調停手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「民事調停規則（昭和二十六年最高裁判所規則第八号）第二十四条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「民事調停規則第二十四条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 ［新設］

3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条の二において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（民事調停官の権限）

第二十五条　民事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定（前条において準用する非訟事件手続規則の規定を含む。）及び特定調停手続規則（平成十二年最高裁判所規則第二号）の規定において裁判官が行うものとして規定されている民事調停及び特定調停に関する権限（調停主任に係るものを含む。）のほか、次に掲げる権限を行うことができる。

［一　略］

二　第五条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項、第二項及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの

［三・四　略］

（音声の送受信による通話の方法による小作官等の関与・法第二十七条）

第二十八条の二　法第二十七条第一項の期日において、同条第二項に規定する方法によって小作官又は小作主事に意見を述べさせるときは、調停委員会は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　小作官又は小作主事に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を調停事件の記録上明らかにしなければならない。

（和解の仲介）

第二十九条　［略］

2　第二十八条第一項本文の規定は、前項の規定により和解の仲介をさせるときに準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（法廷等の秩序維持に関する規則の一部改正）

第三十七条　法廷等の秩序維持に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（証拠調べ・法第四条第三項第四項） **第十二条の二**　制裁を科する裁判における証拠調べについては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の四まで、第百七条第三項、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百二十九条第二項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十二条の二第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第	［新設］
（民事調停官の権限） **第二十五条**　［同上］ ［一　同上］ 二　第五条第四項において準用する民事訴訟法第七十六条、第七十九条第一項から第三項まで及び第八十条の規定並びに民事訴訟規則第二十九条第二項において準用する同条第一項の規定において裁判所が行うものとして規定されている権限であって民事調停に関するもの ［三・四　同上］	［新設］
（和解の仲介） **第二十九条**　［同上］ 2　前条第一項本文の規定は、前項の規定により和解の仲介をさせるときに準用する。	［新設］

二項から第四項まで、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十四条、第百四十九条第二項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（証人の宣誓）

第十二条の三　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。［新設］

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第十二条の四　鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十二条の五　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十二条の二において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。［新設］

（制裁を科する裁判等の執行命令・法第七条第一項第六項）

第二十条　［略］

［２　略］

3　前二項の規定は、法第四条第五項の規定による裁判の執行の命令について準用する。

別表（第十二条の二関係）

第百八条第一項		
第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
	電子調書	調書
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ

（制裁を科する裁判等の執行命令・法第七条第一項第六項）

第二十条　［同上］

［２　同上］

3　前二項の規定は、法第四条第四項の規定による裁判の執行の命令について準用する。［新設］

第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「調書に記載しなければ」と読み替えるものとする
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の三
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	事件の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の二において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十二条の三第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項及び前二項の規定	前二項の規定
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の二において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十二条の五
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第二項から第四項まで、第百三十九条、第百四十三条第三項及び第百四十四条を除く。）
	の規定	及び法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の五の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	から第百三十九条まで	、第百三十八条
	提出等）	提出等）並びに法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の五
	文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
	第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条
	読み替える	、法廷等の秩序維持に関する規則第十二条の五中「同条の文書の写し」とあるのは「第十二条の二において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（企業担保権実行手続規則の一部改正）

第三十八条　企業担保権実行手続規則（昭和三十三年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民事訴訟規則及び民事執行規則の準用）	（民事訴訟規則及び民事執行規則の準用）
第六条　特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三	**第六条**　特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編から第四編までの規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第三条第一項、第六条から第八条まで、第十条から第十条の五まで、第十二条、第十四条、第十五条の二から第十五条の十まで及び第二十二条の三の規定は、実行手続に関し準用する。

（民事執行規則の準用）

第二十九条の二　民事執行規則第二十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条の二から第六十二条の四まで及び第百七十二条の規定は、配当に関し準用する。この場合において、同規則第五十七条中「執行官」とあるのは、「管財人」と読み替えるものとする。

別表（第六条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書

２　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第三条第一項、第六条から第八条まで、第十条から第十条の三まで、第十二条、第十四条及び第二十二条の三の規定は、実行手続に関し準用する。

（民事執行規則の準用）

第二十九条の二　民事執行規則第二十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第六十一条まで及び第百七十二条の規定は、配当に関し準用する。この場合において、同規則第五十七条中「執行官」とあるのは、「管財人」と読み替えるものとする。

［新設］

第二十七条	資料	書面
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	実行手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、実行手続に係る事件の記録
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付

第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面

第六十七条第三項	記録する		記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ		調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）	
第六十八条第二項	電子調書の記録	調書の記載	
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ	
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの	
第六十九条	これをファイルに記録して電子調書	実行手続に係る事件の記録に添付して調書	
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録	
第七十一条	電子速記録を	速記録を	
第七十二条	電子速記録	速記録	
第七十二条	ファイルに記録して	実行手続に係る事件の記録に添付して	
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ	

第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び企業担保権実行手続規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	企業担保権実行手続規則第六条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	企業担保権実行手続規則第六条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の八
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び企業担保権実行手続規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の八の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	電磁的記録をいう	当該電磁的記録
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	書面をいう	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製		電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）		提出等）並びに企業担保権実行手続規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の八
	読み替える		、企業担保権実行手続規則第六条第二項において準用する民事執行規則第十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「企業担保権実行手続規則第六条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書	
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書	
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書	
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書	

第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（借地非訟事件手続規則の一部改正）

第三十九条　借地非訟事件手続規則（昭和四十二年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第六十一条） **第二十三条の二**　法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。	（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第六十一条） **第二十三条の二**　法第四十一条の事件の手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第六十一条において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第六十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
4　［略］	2　［同上］
5　［略］	3　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則の一部改正）

第四十条　民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する規則（昭和四十五年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裁判外の文書の送達） **第三条の二**　法第六条第一項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条、第四十二条、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項並びに第四十七条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十七条第一項中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と読み替えるものとする。	（裁判外の文書の送達） **第三条の二**　法第六条第一項の送達及び外国の当局の嘱託により本邦においてする裁判外の文書の送達に関しては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定を準用する。

（地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則の一部改正）

第四十一条　地方裁判所における審理に判事補の参与を認める規則（昭和四十七年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調書の記載） **第三条**　調書又は電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。）には、審理に立ち会つた参与判事補の氏名を記載し、又は記録しなければならない。	（調書の記載） **第三条**　調書には、審理に立ち会つた参与判事補の氏名を記載しなければならない。

（船舶所有者等責任制限事件手続規則の一部改正）

第四十二条　船舶所有者等責任制限事件手続規則（昭和五十一年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（映像等の送受信による通話の方法による制限債権の調査期日） **第二十二条の二**　法第五十九条の二第一項に規定する方法によって制限債権の調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。 一　通話者 二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。 ２　前項の手続を行ったときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を制限債権の調査期日の調書に記載しなければならない。	［新設］
（催告） **第三十七条の二**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 ２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。	［新設］
（事件の記録の閲覧等） **第三十七条の三**　第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。 ２　第三十七条の十三において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十一条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類） **第三十七条の四**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。	［新設］
（呼出状の公示送達） **第三十七条の五**　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。	［新設］
（決定及び命令の方式） **第三十七条の六**　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。	［新設］
（申立書の却下の命令に対する即時抗告等） **第三十七条の七**　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。 ２　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。	［新設］

（証人の宣誓）

第三十七条の八　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第三十七条の九　鑑定人の宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。　［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第三十七条の十　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第三十七条の十三において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。　［新設］

（更正決定の方式）

第三十七条の十一　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。　［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第三十七条の十二　法第十一条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。　［新設］

2　前項の規定は、法第十一条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第三十七条の十三　特別の定めがある場合を除き、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五

（民事訴訟規則の準用）

第三十七条の二　特別の定めがある場合を除き、責任制限手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。　［新設］

十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第三十七条の十三関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書

［新設］

第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	責任制限手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、責任制限手続に係る事件の記録
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条	決定書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

		第六十六条第二項	（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。
			第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）
			電子調書に記録させる
			裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ
			調書に記載させる
			前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
		第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ
			付記して認印しなければ
	第六十七条第一項		記録し
			記載し
	第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条		記録
			記載
第六十七条第一項第七号			電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）
			書面
	第六十七条第三項		記録する
			記載する
第六十七条第四項			記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ
			調書に記載しなければ

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十八条第二項	電子調書の記録	調書の記載
第六十九条	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記録した書面を作成しなければ
第七十一条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	責任制限手続に係る事件の記録に添付して調書
第七十二条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	責任制限手続に係る事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ

第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の八
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十三において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第三十七条の八第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十三において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第三十七条の十
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書

第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	第百四十九条の四	提出等）	電磁的記録の複製
		読み替える	電磁的記録を記録した記録媒体
			提出等）並びに船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十
			、船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第三十七条の十三において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項			電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
第百八十九条第一項			電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第百八十九条第二項及び第三項			電子上告提起通知書
第百九十四条			による電子上告提起通知書
第百九十五条			被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第百九十九条第二項			電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書
第二百九条			電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書
			上告提起通知書
			上告提起通知書
			による上告提起通知書
			被上告人の数に六を加えた数の副本
			上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
			上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書

第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事保全規則の一部改正）

第四十三条　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第六条の十一） ［第二章～第四章　略］ 附則	目次 第一章　総則（第一条―第六条） ［第二章～第四章　同上］ 附則
（催告及び通知） **第五条**　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条（第三項及び第四項を除く。）の規定は、民事保全の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは、「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。 ２　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 ３　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。	（催告及び通知） **第五条**　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四条の規定は、民事保全の手続における催告及び通知について準用する。この場合において、同条第二項、第五項及び第六項中「裁判所書記官」とあるのは「裁判所書記官又は執行官」と読み替えるものとする。
（事件の記録の閲覧等） **第六条**　第六条の十一において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。 ２　第六条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第七条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第七条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］
（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類） **第六条の二**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。	［新設］

（呼出状の公示送達）

第六条の三　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。［新設］

（決定及び命令の方式）

第六条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第六条の五　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。［新設］

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。［新設］

（証人の宣誓）

第六条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。［新設］

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。［新設］

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。［新設］

（鑑定人の宣誓）

第六条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。［新設］

（更正決定の方式）

第六条の八　決定又は命令の更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。［新設］

2　前項の規定は、法第七条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百六十七条の二第一項の規定による和解に係る調書の更正決定について準用する。［新設］

（和解条項案の書面による受諾の通知）

第六条の九　法第七条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。［新設］

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第六条の十　法第七条において準用する民事訴訟法第三百三十条又は第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。［新設］

2　前項の規定は、法第七条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第六条の十一　特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百十二条第三項及び第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百五十九条第二項、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（調書決定）

第十条　［略］

［２・３　略］

４　第一項の調書の送達は、その正本によってすることができる。

（民事執行規則の準用）

第三十一条　民事執行規則第一章（第一条、第三条、第四条、第十条、第十条の四、第十条の五、第十四条及び第十五条の三から第十五条の十二までを除く。）及び同規則第二章第一節（第十六条第二項、第二十条及び第二十二条の三を除く。）の規定は、保全執行について準用する。ただし、同規則第二十一条の規定は、登記若しくは登録をする方法又は第三債務者若しくはこれに準ずる者に保全命令の送達をする方法による保全執行については、この限りでない。

別表（第六条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ

（民事訴訟規則の準用）

第六条　特別の定めがある場合を除き、民事保全の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二及び同規則第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（調書決定）

第十条　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

（民事執行規則の準用）

第三十一条　民事執行規則第一章（第一条、第三条、第四条、第十条、第十四条及び第十五条の二を除く。）及び同規則第二章第一節（第十六条第二項、第二十条及び第二十二条の三を除く。）の規定は、保全執行について準用する。ただし、同規則第二十一条の規定は、登記若しくは登録をする方法又は第三債務者若しくはこれに準ずる者に保全命令の送達をする方法による保全執行については、この限りでない。

［新設］

第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項	記録しなければ	記載しなければ
第三十二条第四項、第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三	電子調書	調書

第二項、第百四十六条第一項、第百六十三条第三項及び第四項並びに第百六十四条第二項及び第三項			
第三十二条第四項及び第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ	
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付	
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方	
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付	
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書	
	電子調書に記録させる	調書に記載させる	

第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ

第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
		これをファイルに記録して電子調書	事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び民事保全規則第六条の六
第百三十四条	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに民事保全規則第六条の六第一項及び第二項
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百五十一条	電子調書について	調書について
第百五十九条第一項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、	判決書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は
第百六十三条第一項	書面又は電磁的記録	書面
	記載し、又は記録して	記載して
	付記し、又は記録する	付記する
第百六十三条第四項	記録した	記載した
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書

第百九十五条		
被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	上告裁判所が最高裁判所であるときは被上告人の数に六を加えた数の副本、上告裁判所が高等裁判所であるときは被上告人の数に四を加えた数の副本	
第百九十九条第二項		
電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書	
第二百九条		
電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書	
第二百十条第一項		
電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書	
第二百十条第二項		
電子抗告提起通知書	抗告提起通知書	
電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正）

第四十四条　少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（決定の告知）	（決定の告知）
第六条　［略］	**第六条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十八条、第九十九条第二項及び第三項、第百条第一項、第百一条から第百二条の二まで、第百三条（本人及びその法定代理人に対する送達にあっては、同条第二項を除く。）、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項並びに第百八条並びに民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十四条の規定は前項の規定による送達について、同規則第五十条第一項の規定は補償に関する決定及び特別関係者に対する補償の決定の告知がされた場合について準用する。	４　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十八条から第百一条まで、第百二条第二項及び第三項、第百三条（本人及びその法定代理人に対する送達にあっては、同条第二項を除く。）、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項、第百八条並びに第百九条並びに民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十九条、第四十条、第四十三条及び第四十四条の規定は前項の規定による送達について、同規則第五十条第二項の規定は補償に関する決定及び特別関係者に対する補償の決定の告知がされた場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（外国倒産処理手続の承認援助に関する規則の一部改正）

第四十五条　外国倒産処理手続の承認援助に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第十二条の十一） ［第二章～第五章　略］ 附則 （事件に関する文書の閲覧等・法第十三条） **第十条**　法第十三条（事件に関する文書の閲覧等）の規定は、この規則又は第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。 ［2　略］ 3　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。 4　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第一項の規定により、法第十五条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十五条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。 （催告） **第十二条**　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。 （送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類） **第十二条の二**　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。 （呼出状の公示送達） **第十二条の三**　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。 （決定及び命令の方式） **第十二条の四**　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。 （申立書の却下の命令に対する即時抗告等） **第十二条の五**　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。 2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。	目次 第一章　総則（第一条―第十二条） ［第二章～第五章　同上］ 附則 （事件に関する文書の閲覧等・法第十三条） **第十条**　法第十三条（事件に関する文書の閲覧等）の規定は、この規則又は第十二条（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件について準用する。 ［2　同上］ ［新設］ <

（証人の宣誓）

第十二条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第十二条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。　［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十二条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。　［新設］

（更正決定の方式）

第十二条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。　［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十二条の十　法第十五条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。　［新設］

2　前項の規定は、法第十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第十五条）

第十二条の十一　特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編まで（総則、第一審の訴訟手続、上訴、再審）の規定（同規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方式）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明

（民事訴訟規則の準用・法第十五条）

第十二条　特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）を準用する。　［新設］

の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第二項及び第三項、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項並びに第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十二条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書

［新設］

第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料						
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	書面				
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	の調書	記載しなければ	調書	書類	書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書						
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ						
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書						
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録						
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること					

第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付	
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書	
	電子調書に記録させる	調書に記載させる	
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ	
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ	
	記録すれば	記載すれば	
第六十七条第一項	記録し	記載し	
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載	
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面	

第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	承認援助手続に係る事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	承認援助手続に係る事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書

第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問	前節（証人尋問）及び外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の六（証人の宣誓
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十二条の六（証人の宣誓）第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書	外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）及び同規則第十二条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等	提出等）並びに外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十二条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書

第百九十五条		
被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）		被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項		
電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書		上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条		
電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書		上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項		
電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）		抗告提起通知書
第二百十条第二項		
電子抗告提起通知書		抗告提起通知書
電子抗告許可申立て通知書		抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定調停手続規則の一部改正）

第四十六条　特定調停手続規則（平成十二年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（調停条項案の書面による受諾等・法第十六条等）	（調停条項案の書面による受諾等・法第十六条等）
第七条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第百六十三条（和解条項案の書面による受諾）第一項から第三項までの規定は法第十六条（調停条項案の書面による受諾）の規定による調停条項案の提示及び受諾並びに同条の規定により当事者間に合意が成立したものとみなされる場合について、同規則第百六十四条（裁判所等が定める和解条項）の規定は法第十七条（調停委員会が定める調停条項）の規定により調停委員会が調停条項を定める場合について準	**第七条**　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第百六十三条（和解条項案の書面による受諾）の規定は法第十六条（調停条項案の書面による受諾）の規定による調停条項案の提示及び受諾並びに同条の規定により当事者間に合意が成立したものとみなされる場合について、同規則第百六十四条（裁判所等が定める和解条項）の規定は法第十七条（調停委員会が定める調停条項）の規定により調停委員会が調停条項を定める場合について準用する。

用する。この場合において、同規則第百六十三条第一項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と、「記載し、又は記録して」とあるのは「記載して」と、「付記し、又は記録する」とあるのは「付記する」と、同条第三項並びに同規則第百六十四条第二項及び第三項中「電子調書」とあるのは「調書」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

２　法第十六条の規定により当事者間に合意が成立したものとみなされたときは、裁判所書記官は、調停条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、合意が成立したものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事再生規則の一部改正）

第四十七条　民事再生規則（平成十二年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第十一条の十一）	第一章　総則（第一条―第十一条）
［第二章～第十五章　略］	［第二章～第十五章　同上］
附則	附則
（申立ての方式等）	（申立ての方式等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［２・３　略］	［２・３　同上］
４　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。	４　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。
（事件に関する文書の閲覧等・法第十六条）	（事件に関する文書の閲覧等・法第十六条）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
［２　略］	［２　同上］
３　第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］

4　第十一条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二（秘匿決定の一部が取り消された場合等の取扱い）第一項の規定により、法第十八条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十八条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四（秘匿決定の取消し等）第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（催告）

第十一条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

［新設］

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十一条の二　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

［新設］

（呼出状の公示送達）

第十一条の三　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［新設］

（決定及び命令の方式）

第十一条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第十一条の五　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

（証人の宣誓）

第十一条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第十一条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十一条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第十一条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十一条の十　法第十八条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十八条）

第十一条の十一　特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編まで（総則、第一審の訴訟手続、上訴、再審）の規定（同規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方式）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十八条）

第十一条　特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）を準用する。

［新設］

の三（電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法）、第百五十一条の二（映像等の送受信による方法による検証）、第百八十九条（電子上告提起通知書の送達等）第四項並びに第二百十一条（再審の訴訟手続）第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［略］

［2　略］

3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条（電子判決書）第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条（言渡しの方式）第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第四十七条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

［4　略］

（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第百十条）

第四十七条　再生債権の確定に関する訴訟についてした判決（電子判決書が作成されているものを除く。）が確定した場合において、法第百十条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。

2　法第百十条の申立てに係る書面には、再生債権の確定に関する訴訟についてした判決（電子判決書が作成されているものに限る。）をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号を記載しなければならない。

（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第百十五条の二）

第四十九条　法第百十五条の二（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会）第一項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（監督委員等の債権者集会への出席等・法第百十六条）

第五十条　［略］

2　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに再生債務者、管財人、届出再生債権者、外国管財人及び再生のために債務を負担し又は担保を提供する者が監督委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、監督委員に意見を述べさせることができる。

（届出の方式・法第九十四条）

第三十一条　［同上］

［2　同上］

3　再生債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、第一項の届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。

［4　同上］

（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載・法第百十条）

第四十七条　再生債権の確定に関する訴訟についてした判決が確定した場合において、法第百十条（再生債権の確定に関する訴訟の結果の記載）の申立てをするときは、当該判決の判決書の謄本及び当該判決の確定についての証明書を提出しなければならない。

［新設］

［新設］

（監督委員等の債権者集会への出席・法第百十六条）

第四十九条　［同上］

［新設］

３　債権者集会において、前項に規定する方法によって監督委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

４　監督委員に前項の意見を述べさせ、かつ、裁判長が裁判所書記官に調書の作成を命じたときは、同項の方法により意見を述べさせた旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

５　前各項の規定は、調査委員について準用する。

第五十一条　削除

（価額に相当する金銭の納付期限等・法第百五十二条）

第八十一条　［略］

［２・３　略］

４　第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条（催告及び通知）第五項の規定は、第二項の規定による通知については準用しない。

（配当等の実施・法第百五十三条）

第八十二条　民事執行規則第十二条（民事執行の調書）、第五十九条（第一項後段を除く。）（配当期日等の指定）、第六十条（計算書の提出の催告）、第六十一条（売却代金の交付等の手続）及び第六十二条の二から第六十二条の四まで（供託に係る債権者の届出の方式、供託の事由が消滅していない旨の届出の方式、配当等の実施の予告）の規定は法第百五十三条（配当等の実施）第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第六十条の二（音声の送受信による通話の方法による配当期日）の規定は法第百五十三条第一項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条第一項、第五十九条第一項、第六十条、第六十条の二第一項及び第六十二条の四中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「担保権者及び再生債務者等」と、同規則第六十条中「各債権者」とあり、及び同規則第六十二条の四中「債権者」とあるのは「担保権者」と、同規則第六十条中「執行費用」とあるのは「民事再生法第百五十一条（費用の負担）第三項の費用」と、同規則第六十二条の二第二号及び第六十二条の三第一項第二号中「債務者」とあるのは「再生債務者」と読み替えるものとする。

［２　略］

別表（第十一条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等）第一項第一号に掲げる方法による閲覧に供するものに限る。）に記録する方法によって調書を作成し、記名押印しなければ

［新設］

２　前項の規定は、調査委員について準用する。

［新設］

第五十条及び第五十一条　削除

（価額に相当する金銭の納付期限等・法第百五十二条）

第八十一条　［同上］

［２・３　同上］

４　第十一条（民事訴訟規則の準用）の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条（催告及び通知）第五項の規定は、第二項の規定による通知については準用しない。

（配当等の実施・法第百五十三条）

第八十二条　民事執行規則第十二条（民事執行の調書）、第五十九条（第一項後段を除く。）（配当期日等の指定）、第六十条（計算書の提出の催告）及び第六十一条（売却代金の交付等の手続）の規定は、法第百五十三条（配当等の実施）第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条、第五十九条第一項及び第六十条中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第一項中「不動産の代金」とあり、同条第二項中「代金」とあり、及び同規則第六十一条中「売却代金」とあるのは「民事再生法第百五十二条（価額に相当する金銭の納付等）第一項に規定する金銭」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「担保権者及び再生債務者等」と、同規則第六十条中「各債権者」とあるのは「担保権者」と、「執行費用」とあるのは「民事再生法第百五十一条（費用の負担）第三項の費用」と読み替えるものとする。

［２　同上］

［新設］

訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ			
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二	電子調書	調書	

第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項			
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録		
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類	
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付	
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付	決定書
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		付記して認印しなければ
	記録すれば		記載すれば

第六十七条第一項	記録し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）
第六十七条第三項	記録する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル
	電子調書の記録
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ
第六十九条	他の電磁的記録
	これをファイルに記録して電子調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）
	電子速記録を
	電子速記録
第七十二条	ファイルに記録して

記載し	
記載	
書面	
記載する	
調書に記載しなければ	
を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）	
調書の記載	
証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ	
書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの	
再生手続に係る事件の記録に添付して調書	
速記録	
速記録を	
速記録	
再生手続に係る事件の記録に添付して	

第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問	前節（証人尋問）及び民事再生規則第十一条の六（証人の宣誓
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	民事再生規則第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百八条（電子呼出状の記録事項等）第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十一条の六（証人の宣誓）第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書	民事再生規則第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べ

		の電子調書）及び同規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	電子調書について	調書について
第百四十七条	（書証の申出等）第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで（	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）（書証の申出等、
	の規定	及び民事再生規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書）の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等	提出等）並びに民事再生規則第十一条の八（受命裁判官等の証拠調べの調書
	読み替える	、民事再生規則第十一条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第四十八条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十一条）	第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十条）
第六章　刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例	第六章　［同上］
第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十二条―第二十四条）	第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十一条―第二十三条）
第二節　審理及び裁判等（第二十五条―第三十七条）	第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第二十九条）
第三節　異議等（第三十八条―第四十二条）	第三節　異議等（第三十条―第三十四条）
第四節　補則（第四十三条―第五十五条）	第四節　補則（第三十五条―第三十八条）
第七章　雑則（第五十六条）	第七章　雑則（第三十九条）
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「法」という。）による訴訟記録の閲覧又は謄写、被害者参加旅費等（法第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）の請求手続に関し法第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、被害者参加弁護士（法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定等、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件（法第三十条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	**第一条**　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「法」という。）による訴訟記録の閲覧又は謄写、被害者参加旅費等（法第五条第二項に規定する被害者参加旅費等をいう。）の請求手続に関し法第六条第一項及び第二項の規定により裁判所が行う手続、被害者参加弁護士（法第十一条第一項に規定する被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）の選定等、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解並びに損害賠償命令事件（法第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。）に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
（刑事訴訟規則の準用等・法第十八条等）	（刑事訴訟規則の準用等・法第十八条等）
第十二条　［略］	**第十二条**　［同上］
2　書類の送達については、前項において準用する刑事訴訟規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の規定を除く。）を準用する。	2　書類の送達については、前項において準用する刑事訴訟規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する部分を除く。）を準用する。
［3　略］	［3　同上］
（和解記録の閲覧等・法第二十条）	［新設］
第十七条　法第二十条第二項によりその例によることとされる民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	（和解記録の保管）
（和解記録の保管）	**第十七条**　［同上］
第十八条　［略］	（刑事被告事件終結後の和解記録謄本の送付）
（刑事被告事件終結後の和解記録謄本の送付）	**第十八条**　［同上］
第十九条　［略］	（民事訴訟規則の準用）
（民事訴訟規則の準用）	**第十九条**　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則
第二十条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則第一編第三章第一節（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項から第四項まで、第十六条、第十七条後段並びに第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第四節（第二十三条第三項を除く。）並びに第八章（第五十二条の十九第一項第二号及び第二項、	

第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

２　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。

３　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

４　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十一条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

［２　略］

（申立書の記載事項等・法第二十四条）

第二十二条　法第二十四条第二項に規定する書面（以下「申立書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又はその代理人が記名押印しなければならない。

［一～四　略］

五　法第四十五条において準用する民事訴訟法第百四条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

［六～八　略］

［２　略］

（申立書の送達・法第二十五条）

第二十三条　［略］

２　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第百四十三条第二項（同法第百四十四条第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

２　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の規定を準用する。

［新設］

［新設］

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

［２　同上］

（申立書の記載事項等・法第二十四条）

第二十一条　［同上］

［一～四　同上］

五　法第四十一条において準用する民事訴訟法第百四条第一項の規定による送達を受けるべき場所の届出及び同項の規定による送達受取人の届出をするときはその旨

［六～八　同上］

［２　同上］

（申立書の送達・法第二十五条）

第二十二条　［同上］

２　前項の規定は、法第四十一条において準用する民事訴訟法第百四十三条第二項（同法第百四十四条第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用する。

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十六条等）

第二十四条　法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十六条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

［削る］

（期日の呼出し・法第三十条）

第二十五条　法第三十条第一項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

（催告）

第二十六条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（呼出状の公示送達・法第三十一条）

第二十七条　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（審理期日における手続・法第三十五条）

第二十八条　裁判所は、最初の審理期日（法第三十五条第一項に規定する審理期日をいう。以下この条において同じ。）において、同条第四項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否並びに申立人の主張の補充を聴くものとする。

2　裁判所は、審理期日を開いたときは、当該審理期日において審理を終結する場合又は当該審理期日において法第四十三条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回の審理期日を指定し、当該審理期日に行う手続及び当該審理期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

（主張書面の提出の方法等）

第二十九条　当事者は、その主張を記載した書面（第四項及び第三十六条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　略］

3　当事者は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を記録した記録媒体二個（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた数）を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十二条等）

第二十三条　法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（審理期日の呼出し・法第三十一条）

第二十四条　審理期日（法第三十一条第一項に規定する審理期日をいう。以下同じ。）の呼出しは、相当と認める方法によることができる。

2　前項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

［新設］

［新設］

（審理期日における手続・法第三十一条）

第二十五条　裁判所は、最初の審理期日において、法第三十一条第四項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、請求の趣旨に対する答弁及び申立書に記載された事実に対する認否並びに申立人の主張の補充を聴くものとする。

2　裁判所は、審理期日を開いたときは、当該審理期日において審理を終結する場合又は当該審理期日において法第三十九条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回の審理期日を指定し、当該審理期日に行う手続及び当該審理期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第二十八条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　同上］

［新設］

４　主張書面の提出又は第二項若しくは前項の申出をする当事者は、主張書面の写し又は相手方に送付すべき第二項の文書の写し及びその文書に係る証拠説明書若しくは相手方に送付すべき前項の電磁的記録を記録した記録媒体及びその電磁的記録に係る証拠説明書について直送をすることができる。ただし、損害賠償命令事件に係る刑事被告事件において、刑事訴訟法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等（同項に規定する起訴状抄本等をいう。）の提出があった場合又は同法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。）の提出があった場合は、この限りでない。

５　裁判所書記官は、第一項及び第二項の写し並びに第三項の記録媒体又は当該記録媒体に記録されている事項を出力することによって作成した書面（以下この項において「出力書面」という。）並びに第二項及び第三項の証拠説明書（第二項の写し並びに同項及び第三項の証拠説明書についてはそのうちの一通を、同項の記録媒体についてはそのうちの一個を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十六条第一項の決定があった場合であって、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録された部分があるときは、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

６　前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

７　第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

（呼出状の記載事項等）

第三十条　証人の呼出状には、次に掲げる事項を記載し、尋問事項書を添付しなければならない。

一　当事者の表示

二　出頭すべき日時及び場所

三　出頭しない場合における法律上の制裁

２　前項の規定は、鑑定人の呼出状について準用する。

（証人等の宣誓）

第三十一条　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

２　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

３　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

４　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

５　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

６　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

７　前各項の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

［新設］

３　裁判所書記官は、前二項の写し及び前項の証拠説明書（同項の写し及び証拠説明書については、そのうちの一通を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項の決定があった場合であって、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

［新設］

４　前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第三十二条　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。

3　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第三十三条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［２　略］

（調書の記載に代わる録音テープ等への記録）

第三十四条　裁判所書記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第六十七条第一項（第五十三条において準用する同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官の許可があったときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）に記録し、これをもって調書（前条第一項の調書をいう。以下同じ。）の記載に代えることができる。この場合において、当事者は、裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が許可をする際に、意見を述べることができる。

2　前項の場合において、損害賠償命令事件に関する手続が完結するまでに当事者の申出があったときは、証人等の陳述を記載した書面を作成しなければならない。損害賠償命令事件に関する手続が上訴審に係属中である場合において、上訴裁判所が必要があると認めたときも、同様とする。

（速記録の作成等）

第三十五条　裁判所速記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第七十条（第五十三条において準用する同規則第七十八条において準用する場合を含む。）の規定により速記した場合には、速やかに、速記原本を反訳して速記録を作成しなければならない。ただし、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が速記録を作成する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2　裁判所速記官が作成した速記録は、調書に引用し、損害賠償命令事件の記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、裁判所、受命裁判官又は受託裁判官が速記録の引用を適当でないと認めるときは、この限りでない。

（決定における申立書等の引用・法第三十七条）

第三十六条　法第三十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十七条）

第三十七条　法第三十七条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十八条）

第三十八条　法第三十八条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　略］

3　法第四十五条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

［新設］

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第二十七条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［２　同上］

［新設］

［新設］

（決定における申立書等の引用・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十三条）

第二十九条　法第三十三条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十四条）

第三十条　法第三十四条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　同上］

3　法第四十一条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八条）

第三十九条　［略］

［２・３　略］

（法第三十九条第一項等の規定による指定等）

第四十条　法第三十九条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　略］

（特例による書証の申出の方式・法第四十一条）

第四十一条　法第四十一条（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十条第二項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　略］

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条）

第四十二条　法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　略］

（調書の様式等）

第四十三条　調書には、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

２　調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるものを引用し、損害賠償命令事件の記録に添付して調書の一部とすることができる。

３　法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第一項に規定する筆跡又は印影の対照の用に供した書類の原本、謄本又は抄本は、調書に添付しなければならない。

４　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

５　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第五十三条において準用する民事訴訟規則第百四十二条に規定する文書の証拠調べについての調書に当該文書の写しを添付することができる。

６　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百二十九条第二項において準用する同法第二百十九条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条の規定により提出され、若しくは送付された文書その他の物件の取調べ又は提示若しくは送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における調書、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の証拠調べについて準用する。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第四十四条　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（決定及び命令の方式）

第四十五条　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四条）

第三十一条　［同上］

［２・３　同上］

（法第三十五条第一項等の規定による指定等）

第三十二条　法第三十五条第一項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　同上］

（特例による書証の申出の方式・法第三十七条）

第三十三条　法第三十七条（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六条第二項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　同上］

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七条）

第三十四条　法第三十七条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

（更正決定の方式）

第四十六条　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（和解条項案の書面による受諾）

第四十七条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

（費用額の確定処分の方式）

第四十八条　裁判所書記官は、損害賠償命令事件に関する手続費用又は和解の費用の負担の額を定める処分をするときは、処分の内容を記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければならない。

［新設］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・法第四十四条等）

第四十九条　［略］

2　第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

3　第五十三条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第五十条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

［新設］

2　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（抗告提起通知書の送達等）

第五十一条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告の提起があった場合においては、抗告状却下の命令又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十一条において準用する同法第三百十六条第一項第一号若しくは法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第三項において準用する同法第三百十六条第一項第一号の規定による抗告却下の決定があったときを除き、当事者に抗告提起通知書を送達しなければならない。

［新設］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式・法第四十条等）

第三十五条　［同上］

［新設］

２　前項の規定により当該抗告の相手方に抗告提起通知書を送達するときは、同時に、抗告状を送達しなければならない。

３　原裁判所の決定書又は決定書に代わる調書の送達前に第一項の抗告の提起があったときは、同項の規定による抗告提起通知書の送達は、決定書又は決定書に代わる調書とともにしなければならない。

４　前三項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による許可があった場合について準用する。この場合において、前三項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（再抗告等の抗告理由書の提出期間）

第五十二条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告及び法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告においては、抗告理由書の提出の期間は、抗告人が前条第一項の規定による抗告提起通知書の送達を受けた日から十四日とする。

２　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てに係る理由書の提出の期間について準用する。この場合において、前項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と、「抗告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第五十三条　［略］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十六条）

第五十四条　法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条　［略］

（刑事訴訟規則の準用等）

第五十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部改正）

第四十九条　配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（平成十三年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
（保護命令事件における調書の省略等） **第三条**　第十一条において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。 ［２・３　略］	（保護命令事件における調書の省略等） **第三条**　第十一条において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。 ［２・３　同上］

［新設］

（民事訴訟規則の準用）

第三十六条　［同上］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十七条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第三十八条　［同上］

（刑事訴訟規則の準用等）

第三十九条　［同上］

4　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第七十八条において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調書は、作成することを要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（催告）

第十一条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十一条の二　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第十一条の三　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（決定及び命令の方式）

第十一条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（事件の記録の閲覧等）

第十一条の五　第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2　第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第十一条の六　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

4　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項（第十一条において準用する民事訴訟規則第七十八条において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調書は、作成することを要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（証人の宣誓）

第十一条の七　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第十一条の八　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。　［新設］

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十一条の九　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条の十二において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。　［新設］

（更正決定の方式）

第十一条の十　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。　［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十一条の十一　法第二十一条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。　［新設］

2　前項の規定は、法第二十一条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用）

第十一条の十二　この規則に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第

（民事訴訟規則の準用）

第十一条　この規則に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。　［新設］

四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表（第十一条の十二関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書

［新設］

第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	電子調書
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	
第四十七条第一項	書類又は電磁的記録	書類
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
電子調書に記録させる		調書に記載させる

記録しなければ		事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
	第三十三条第二項	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録
	第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	調書
	第四十七条第一項	書類
	第四十八条第一項及び第二項	交付
	第五十条の二	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる

第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
第六十六条第三項	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十八条第一項	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ

第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の七
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の十二において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十一条の七第一項及び第二項

第百四十二条			
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	原本、謄本又は抄本は、
	画像情報を		
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の十二において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十一条の九	
	電子調書について	調書について	
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）	
	の規定	及び配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九の規定	
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録	
	電磁的記録をいう	書面をいう	
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書	
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体	
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九	
	読み替える	、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「第	

	十一条の十二において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える	判決書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は
第百五十九条第一項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、	判決書
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	上告提起通知書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書による上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十四条	による電子上告提起通知書	
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書

第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（会社更生規則の一部改正）

第五十条　会社更生規則（平成十五年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第十条の十一）	第一章　総則（第一条―第十条）
［第二章　略］	［第二章　同上］
第三章　更生手続開始の決定及びこれに伴う効果等	第三章　［同上］
［第一節～第四節　略］	［第一節～第四節　同上］
第五節　関係人集会（第二十八条の二・第二十九条）	第五節　関係人集会（第二十九条）
［第六節・第七節　略］	［第六節・第七節　同上］
［第四章～第十章　略］	［第四章～第十章　同上］
附則	附則
（申立ての方式等）	（申立ての方式等）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。	3　裁判所（法第二条第四項に規定する更生裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。
［4　略］	［4　同上］
（事件に関する文書の閲覧等・法第十一条）	（事件に関する文書の閲覧等・法第十一条）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　第十条の十一において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	［新設］

5　第十条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十三条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十三条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（催告）

第十条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

［新設］

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十条の二　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

［新設］

（呼出状の公示送達）

第十条の三　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［新設］

（決定及び命令の方式）

第十条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第十条の五　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

（証人の宣誓）

第十条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第十条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十条の十一において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第十条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十条の十　法第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第十三条）

第十条の十一　特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い・法第百十条）

第二十八条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十二条、第五十九条（第一項後段を除く。）、第六十条、第六十一条及び第六十二条の二から第六十二条の四までの規定は法第百十条第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第六十条の二の規定は法第百十条第一項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条第一項、第五十九条第一項、第六十条、第六十条の二第一項及び第六十二条の四中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「更生計画認可の決定前に更生手続が終了した」と、同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「更生手続が終了した」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び更生会社」と、同規則第六十条中「各債権者」とあり、及び同規則第六十二条の四中「債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、同規則第六十条中「執行費用」とあるのは「会社更生法第百七条第三項の費用」

［新設］

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十三条）

第十条　特別の定めがある場合を除き、更生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（更生計画認可前に更生手続が終了した場合の納付された金銭の取扱い・法第百十条）

第二十八条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十二条、第五十九条（第一項後段を除く。）、第六十条及び第六十一条の規定は、法第百十条第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条第一項、第五十九条第一項及び第六十条中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第一項中「不動産の代金が納付された」とあるのは「更生計画認可の決定前に更生手続が終了した」と、同条第二項中「代金が納付された」とあるのは「更生手続が終了した」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者」と、「執行費用」とあるのは「会社更生法第百八条第一項又は同法第百十二条第二項の規定により納付された金銭」と読み替えるものとする。

と、同規則第六十一条中「売却代金」とあるのは「会社更生法第百八条第一項又は同法第百十二条第二項の規定により納付された金銭」と、同規則第六十二条の二第二号及び第六十二条の三第一項第二号中「債務者の氏名又は」とあるのは「更生会社の」と読み替えるものとする。

2　第十条の十一の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については準用しない。

（映像等の送受信による通話の方法による関係人集会・法第百十五条の二）

第二十八条の二　法第百十五条の二第一項に規定する方法によって関係人集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に関係人集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（調査委員の関係人集会への出席等）

第二十九条　［略］

2　裁判所は、前項の場合において、相当と認めるときは、裁判所並びに管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主、外国管財人及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者が調査委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、調査委員に同項に規定する報告又は意見の陳述をさせることができる。

3　関係人集会において、前項に規定する方法によって調査委員に報告又は意見の陳述をさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

4　調査委員に第二項に規定する方法によって報告又は意見の陳述をさせ、かつ、裁判長が裁判所書記官に調書の作成を命じたときは、同項に規定する方法により報告又は意見の陳述をさせた旨及び前項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条　［略］

［2・3　略］

4　更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この項において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

［5　略］

2　第十条の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については準用しない。

［新設］

（調査委員の関係人集会への出席）

第二十九条　［同上］

［新設］

（更生債権等の届出の方式・法第百三十八条）

第三十六条　［同上］

［2・3　同上］

4　更生債権等が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写しを添付しなければならない。

［5　同上］

別表（第十条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	

［新設］

第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書				
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録				
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること			
	書類	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付			
	書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付			
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付			
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書			
	電子調書に記録させる	調書に記載させる			
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ			

第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	更生事件の記録に添付して調書

第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	更生事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び会社更生規則第十条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	会社更生規則第十条の十一において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、

第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	会社更生規則第十条の十一において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十条の八
第百四十七条	電子調書について	調書について
	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条までの規定	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）及び会社更生規則第十条の八の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに会社更生規則第十条の八
	読み替える	、会社更生規則第十条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書

第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（仲裁関係事件手続規則の一部改正）

第五十一条　仲裁関係事件手続規則（平成十五年最高裁判所規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民事訴訟規則の準用）	（民事訴訟規則の準用）
第一条　特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。第二条において同じ。）により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項か	**第一条**　特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定（他の法律において準用する場合を含む。次条において同じ。）により裁判所が行う手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

ら第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（催告）

第一条の二　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。　［新設］

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（事件の記録の閲覧等）

第一条の三　第一条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。　［新設］

2　第一条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、仲裁法第十条（他の法律において準用する場合を含む。以下この項並びに第一条の十二第一項及び第二項において同じ。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から仲裁法第十条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第一条の四　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。　［新設］

（呼出状の公示送達）

第一条の五　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。　［新設］

（決定及び命令の方式）

第一条の六　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。　［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第一条の七　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。　［新設］

（証人の宣誓）

第一条の八　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第一条の九　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第一条の十　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第一条において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第一条の十一　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第一条の十二　仲裁法第十条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2　前項の規定は、仲裁法第十条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

別表（第一条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ

第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録

第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書				
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録				
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること			
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）			
第五十条の二	電子調書に記録させる				
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ				
			調書	書類	
			書類の相手方	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付	
			交付	決定書	
			調書に記載させる		
			前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ		

第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	事件の記録に添付して調書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）を	速記録を	速記録
第七十二条	電子速記録	速記録	速記録を
第七十六条	ファイルに記録して	事件の記録に添付して	事件の記録に添付して
第七十六条の二第一項前段	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	録音テープ
第七十六条の二第二項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第八十条第三項	電磁的記録	調書	調書
第百八条第一項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百十六条第三項	電子呼出状	呼出状	呼出状
第百十八条第二項	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百二十七条	の作成に用いる場合	への添付	への添付
第百三十四条	記録させなければ	記載させなければ	記載させなければ
	前節（証人尋問）	前節及び仲裁関係事件手続規則第一条の八	前節及び仲裁関係事件手続規則第一条の八
	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	仲裁関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百八条第一項	仲裁関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第一条の八第一項及び第二項	第二項及び第五項並びに同規則第一条の八第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	仲裁関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第一条の十	仲裁関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第一条の十
	電子調書について	調書について	調書について

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）及び仲裁関係事件手続規則第一条の十の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに仲裁関係事件手続規則第一条の十
	読み替える	、仲裁関係事件手続規則第一条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第一条において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書

第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（破産規則の一部改正）

第五十二条　破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第十二条の十一）	第一章　総則（第一条―第十二条）
［第二章・第三章　略］	［第二章・第三章　同上］
第四章　破産債権	第四章　［同上］
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
第四節　債権者集会及び債権者委員会	第四節　［同上］
第一款　債権者集会（第四十五条の二―第四十八条）	第一款　債権者集会（第四十六条―第四十八条）
［第二款　略］	［第二款　同上］
［第五章～第十二章　略］	［第五章～第十二章　同上］
附則	附則

（電磁的方法による情報の提供等）

第三条　裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十二条第四項第二号において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

［２　略］

（事件に関する文書の閲覧等・法第十一条）

第十条　［略］

［２・３　略］

４　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

５　第十二条の十一において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十三条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十三条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（催告）

第十二条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第十二条の二　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第十二条の三　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（決定及び命令の方式）

第十二条の四　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（電磁的方法による情報の提供等）

第三条　裁判所（破産裁判所を含む。以下この項において同じ。）は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十六条第一項第二号において同じ。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

［２　同上］

（事件に関する文書の閲覧等・法第十一条）

第十条　［同上］

［２・３　同上］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第十二条の五　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

２　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

（証人の宣誓）

第十二条の六　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第十二条の七　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十二条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十二条の十一において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第十二条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十二条の十　法第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第十三条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十三条）

第十二条の十一　特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、

（民事訴訟規則の準用・法第十三条）

第十二条　特別の定めがある場合を除き、破産手続等に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

第三十二条　［略］

［2・3　略］

4　前項の届出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

［一　略］

二　破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面

［三　略］

［5　略］

（映像等の送受信による通話の方法による一般調査期日又は特別調査期日・法第百二十一条の二等）

第四十三条の二　法第百二十一条の二第一項に規定する方法によって一般調査期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に一般調査期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

3　前二項の規定は、法第百二十二条第二項において準用する法第百二十一条の二第一項に規定する方法によって特別調査期日における手続を行う場合について準用する。

（書面による破産債権の調査に関する規定の準用）

第四十四条　第三十八条の規定は、破産管財人が一般調査期日又は特別調査期日において述べた法第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否を認める旨に変更する場合並びに届出をした破産債権者が第四十三条第一項前段（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する異議を撤回する場合及び破産者が同条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する異議を撤回する場合について準用する。

［2～4　略］

（破産債権の届出の方式・法第百十一条）

第三十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一　同上］

二　破産債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し

［三　同上］

［5　同上］

［新設］

（書面による破産債権の調査に関する規定の準用）

第四十四条　第三十八条の規定は、破産管財人が一般調査期日又は特別調査期日において述べた法第百十七条第一項各号に掲げる事項についての認否を認める旨に変更する場合並びに届出をした破産債権者が前条第一項前段（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する異議を撤回する場合及び破産者が同条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する異議を撤回する場合について準用する。

［2～4　同上］

（映像等の送受信による通話の方法による債権者集会・法第百三十六条の二）

第四十五条の二　法第百三十六条の二第一項に規定する方法によって債権者集会の期日における手続を行うときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

2　前項の手続を行い、かつ、裁判長が裁判所書記官に債権者集会の期日の調書の作成を命じたときは、同項の方法による手続を行った旨及び同項第二号に掲げる事項をその調書に記載させなければならない。

（配当等の手続・法第百九十一条）

第六十二条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十二条、第五十九条（第一項後段を除く。）、第六十条、第六十一条及び第六十二条の二から第六十二条の四までの規定は法第百九十一条第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について、同規則第六十条の二の規定は法第百九十一条第一項の配当の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条第一項、第五十九条第一項、第六十条、第六十条の二第一項及び第六十二条の四中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第一項中「不動産の代金」とあり、同条第二項中「代金」とあり、及び同規則第六十一条中「売却代金」とあるのは「破産法第百八十六条第一項第一号に規定する売得金の額（同法第百八十八条第八項に規定する届出がされなかった場合であって同号に掲げる場合にあっては、その売得金の額から同号に規定する組入金の額を控除した額）に相当する金銭」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び破産管財人」と、同規則第六十条中「各債権者」とあり、及び同規則第六十二条の四中「債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、同規則第六十条中「附帯の債権の額並びに執行費用」とあるのは「附帯の債権」と、同規則第六十二条の二第二号及び第六十二条の三第一項第二号中「債務者」とあるのは「破産者」と読み替えるものとする。

2　第十二条の十一の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については、準用しない。

別表（第十二条の十一関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で

［新設］

（配当等の手続・法第百九十一条）

第六十二条　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第十二条、第五十九条（第一項後段を除く。）、第六十条及び第六十一条の規定は、法第百九十一条第一項の配当の手続及び同条第二項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。この場合において、同規則第十二条第一項、第五十九条第一項及び第六十条中「執行裁判所」とあるのは「裁判所」と、同規則第五十九条第一項中「不動産の代金」とあり、同条第二項中「代金」とあり、及び同規則第六十一条中「売却代金」とあるのは「破産法第百八十六条第一項第一号に規定する売得金の額（同法第百八十八条第八項に規定する届出がされなかった場合であって同号に掲げる場合にあっては、その売得金の額から同号に規定する組入金の額を控除した額）に相当する金銭」と、同規則第五十九条第三項及び第六十一条中「各債権者及び債務者」とあるのは「被申立担保権者及び破産管財人」と、同規則第六十条中「各債権者」とあるのは「被申立担保権者」と、「附帯の債権の額並びに執行費用」とあるのは「附帯の債権」と読み替えるものとする。

2　第十二条の規定にかかわらず、民事訴訟規則第四条第五項の規定は、前項において準用する民事執行規則第五十九条第三項の規定による通知については、準用しない。

［新設］

第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書	
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面	
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面	
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項及び第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ	
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書	
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類	

第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面

第六十七条第三項	記録する	記載する	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ	
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	調書の記載	
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ	
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの	
	これをファイルに記録して電子調書	破産手続等に係る事件の記録に添付して調書	
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録	
	電子速記録を	速記録を	
第七十二条	電子速記録	速記録	
	ファイルに記録して	破産手続等に係る事件の記録に添付して	
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ	
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書	
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書	

第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び破産規則第十二条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	破産規則第十二条の十一において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十二条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	破産規則第十二条の十一において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第十二条の八
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び破産規則第十二条の八の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう

第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書	
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体	
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに破産規則第十二条の八	
	読み替える	、破産規則第十二条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第十二条の十一において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える	
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書	
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書	
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書	
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書	
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本	
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書	

第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（労働審判規則の一部改正）

第五十三条　労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書類の送付）	（書類の送付）
第二十条　［略］	**第二十条**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　当事者が次に掲げる書面を提出するときは、これについて直送をしなければならない。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
［削る］	四　証拠書類の写し（第九条第四項の規定により提出されたものを除く。）
［削る］	五　証拠説明書（第九条第四項の証拠書類の写しとともに提出されたものを除く。）
四　［略］	六　［同上］
［4・5　略］	［4・5　同上］
（証拠調べ・法第十七条第二項）	［新設］
第二十七条の二　証拠調べについては、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第二編第三章の規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百四条から第百五条の三まで、第百五条の五、第百八条第二項、第百十一条、第百十二条第三項及び第四項、第百十三条、第百十四条、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百二十五条、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十二条の三、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十二条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
2　当事者が前項において準用する民事訴訟規則第九十九条第一項の証拠の申出を記載した書面を裁判所に提出する場合には、当該書面について直送をしなければならない。	

（証人の宣誓）

第二十七条の三　労働審判官は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、労働審判官は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　労働審判官は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第二十七条の四　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における労働審判官による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（審判書の送達・法第二十条）

第二十九条　［略］

2　民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条、第四十二条及び第一編第五章第四節第三款から第五款までの規定を除く。）は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

（費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等）

第三十五条　［略］

2　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）第二十条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条）

第三十六条　民事訴訟規則第三十四条（第八項から第十一項までを除く。）の規定は、法第二十六条第二項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定による秘密記載部分の閲覧等について準用する。

2　前項において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第二十八条の二）

第三十六条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五

［新設］

（審判書の送達・法第二十条）

第二十九条　［同上］

2　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第五章第四節の規定（第四十一条、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を除く。）は、法第二十条第四項の規定による送達について準用する。

（費用の負担等の申立ての方式等・法第二十五条等）

第三十五条　［同上］

2　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、労働審判事件に関する手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「労働審判規則（平成十七年最高裁判所規則第二号）第二十条第一項」と読み替えるものとする。

（閲覧等の制限の申立ての方式等・法第二十六条）

第三十六条　民事訴訟規則第三十四条の規定は、法第二十六条第二項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十二条の規定による秘密記載部分の閲覧等について準用する。

［新設］

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第二十八条の二）

第三十六条の二　労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」

十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「労働審判規則第三十七条において準用する非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「労働審判規則第三十七条において準用する非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十八条の二において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十八条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（非訟事件手続規則の準用）

第三十七条　特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続規則の規定（同規則第八条から第十一条までの規定中忌避に関する部分並びに同規則第十五条、第二十一条（民事訴訟規則第七十七条前段を準用する部分を除く。）、第二章第八節、第三章第三節及び第五十条の規定を除く。）を準用する。この場合において、非訟事件手続規則第二条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十八条の二」と読み替えるものとする。

［新設］

別表（第二十七条の二関係）

第百五条の四第三項、第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する		準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは「記録上明らかにしなければ」と読み替えるものとする
第百八条第一項	電子呼出状		呼出状
	記録しなければ		記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項及び第百四十六条第一項	電子調書		調書
第百十六条第三項	の作成に用いる場合		への添付
第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	電子調書に		記録上

第百十八条第二項	記録させなければ	明らかにさせなければ
第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	明らかにしなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び労働審判規則第二十七条の三
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	労働審判手続の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）の電子呼出状	労働審判規則第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第百八条第一項の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第二十七条の三第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
	、第百二十五条（受命裁判官等の権限）の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する	準用する
第百三十七条第二項	同項の写し	文書の写し（労働審判規則第九条第四項の規定により提出された証拠書類の写しを除く。）
	証拠説明書	証拠説明書（労働審判規則第九条第四項の証拠書類の写しとともに提出されたものを除く。）
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	労働審判規則第二十七条の二第二項
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項	、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百十九条（書証の申出）、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条	準用する

	第百四十七条	（文書送付の嘱託）の規定により提出され、又は送付された文書その他の物件の取調べを受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する
	第百四十九条の二第一項	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで
		最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製
	第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書
	第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製
	第百四十九条の四	から第百三十九条まで
		第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）、第百四十五条
		文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製
		第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条
	第百五十一条	、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、提示又は送付に係る検証の目的の検証を受命裁判官又は受託裁判官にさせる場合における電子調書について準用する
		当該電磁的記録
		書面をいう
		証拠説明書
		電磁的記録を記録した記録媒体
		、第百三十八条
		第百四十五条
		文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
		第百四十八条
		準用する

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（会社非訟事件等手続規則の一部改正）

第五十四条　会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申立書の記載事項） **第二条**　会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により会社非訟事件手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。 ［一・二　略］ ２　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 ［一～八　略］ 九　法第八百四十条第二項（法第八百四十一条第二項及び第八百四十二条第二項において準用する場合を含む。）又は第八百四十三条第四項の申立てについては、法第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項若しくは第八百四十二条第一項又は第八百四十三条第一項に規定する判決（電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（第四十二条第一項において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）をいう。次条第一項第三号及び第四十二条第一項において同じ。）が作成されているものに限る。）をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号 十　［略］ ［３・４　略］ （申立書の添付書類） **第三条**　前条第一項の申立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　法第八百四十条第二項（法第八百四十一条第二項及び第八百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについては、法第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項又は第八百四十二条第一項に規定する判決（電子判決書が作成されているものを除く。次号において同じ。）の判決書の写し及び当該判決の確定についての証明書 ［四　略］ ［２　略］ （裁判による登記の嘱託等） **第四十二条**　法第九百三十七条及び第九百三十八条第一項から第三項までの規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本又は電子判決書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容がファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを添付してしなければならない。 ［２～４　略］	（申立書の記載事項） **第二条**　会社非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。 ［一・二　同上］ ２　［同上］ ［一～八　同上］ ［新設］ 九　［同上］ ［３・４　同上］ （申立書の添付書類） **第三条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　法第八百四十条第二項（法第八百四十一条第二項及び第八百四十二条第二項において準用する場合を含む。）の申立てについては、法第八百四十条第一項、第八百四十一条第一項又は第八百四十二条第一項に規定する判決の判決書の写し及び当該判決の確定についての証明書 ［四　同上］ ［２　同上］ （裁判による登記の嘱託等） **第四十二条**　法第九百三十七条及び第九百三十八条第一項から第三項までの規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。 ［２～４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（一般社団法人等非訟事件手続規則の一部改正）

第五十五条　一般社団法人等非訟事件手続規則（平成二十年最高裁判所規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申立書の記載事項） **第二条**　一般社団法人等非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により一般社団法人等非訟事件手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。 ［一・二　略］ ２　前項の申立書には、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。 ［一～七　略］ 八‖　法第二百七十五条第四項の申立てについては、同条第一項に規定する判決（電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（第十三条において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）をいう。次条第一項第二号及び第十三条において同じ。）が作成されているものに限る。）をした裁判所の名称、事件番号及び当該判決を識別するために裁判所が付した符号 九‖　［略］ ［３・４　略］ （申立書の添付書類） **第三条**　前条第一項の申立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一　略］ 二　法第二百七十五条第四項の申立てについては、同条第一項に規定する判決（電子判決書が作成されているものを除く。）の判決書の写し及び当該判決の確定についての証明書 ［２　略］ （裁判による登記の嘱託） **第十三条**　法第三百十五条の規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本又は電子判決書に記録されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容がファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものを添付してしなければならない。	（申立書の記載事項） **第二条**　一般社団法人等非訟事件手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。 ［一・二　同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ 八‖　［同上］ ［３・４　同上］ （申立書の添付書類） **第三条**　［同上］ ［一　同上］ 二　法第二百七十五条第四項の申立てについては、同条第一項に規定する判決の判決書の写し及び当該判決の確定についての証明書 ［２　同上］ （裁判による登記の嘱託） **第十三条**　法第三百十五条の規定による登記の嘱託は、嘱託書に裁判書の謄本を添付してしなければならない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律による外国等に対する訴状等及び判決書等の送達に関する規則の一部改正）

第五十六条　外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律による外国等に対する訴状等及び判決書等の送達に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子判決書等記録事項証明書の翻訳文の添付・法第二十一条） **第二条**　前条第一項の規定は、外国等に対して電子判決書等記録事項証明書（法第二十一条第二項に規定する電子判決書等記録事項証明書をいう。）の送達をする場合について準用する。	（判決書等の翻訳文の添付・法第二十一条） **第二条**　前条第一項の規定は、外国等に対して判決書等（法第二十一条第二項に規定する判決書等をいう。）の送達をする場合について準用する。

（非訟事件手続規則の一部改正）

第五十七条　非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章・第二章　略］ 第三章　第一審裁判所における非訟事件の手続 ［第一節・第二節　略］ 第三節　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十五条の四） ［第四節・第五節　略］ ［第四章～第七章　略］ 附則	目次 ［第一章・第二章　同上］ 第三章　［同上］ ［第一節・第二節　同上］ 第三節　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条・第四十五条） ［第四節・第五節　同上］ ［第四章～第七章　同上］ 附則
（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名（当該書面がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。 ［一～六　略］ ［2　略］	（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項） **第一条**　申立書その他の当事者、利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。 ［一～六　同上］ ［2　同上］
（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。 ［一　略］ 二　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（第三十六条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。） ［三～五　略］ ［2・3　略］	（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出） **第二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面 ［三～五　同上］ ［2・3　同上］
（催告及び通知） **第三条の二**　非訟事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。 2　裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。 3　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。 4　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。 5　この規則の規定による通知（第三十五条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。 6　当事者、利害関係参加人その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。	［新設］

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第一条第二項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十六条）

第十二条　非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条第一項の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第二十八条）

第十七条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、非訟事件の手続の費用（第四十八条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第三十六条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十一条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。

（受命裁判官の期日指定等・法第三十四条）

第三十条　受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は非訟事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は非訟事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は非訟事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第十六条）

第十二条　非訟事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、非訟事件の手続における法定代理権及び手続行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を準用する。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第二十八条）

第十七条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、非訟事件の手続の費用（第四十八条において「手続費用」という。）の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第三十一条）

第二十一条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、非訟事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「非訟事件手続規則第二十条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十七条第二項」と読み替えるものとする。

（音声の送受信による通話の方法による専門委員の関与・法第三十三条）

第二十八条　法第三十三条第三項の期日において、同条第四項に規定する方法によって専門委員に意見を述べさせるときは、裁判所は、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

［新設］

２　専門委員に前項の意見を述べさせたときは、その旨及び通話先の電話番号を非訟事件の記録上明らかにしなければならない。この場合においては、通話先の電話番号に加えてその場所を明らかにすることができる。

（受命裁判官の期日指定・法第三十四条）

第三十条　受命裁判官又は受託裁判官が行う非訟事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（送達・法第三十八条）

第三十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十一条第二項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（秘匿の申立ての方式等・法第四十二条の二）

第三十六条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第四十二条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（証拠調べ・法第五十三条）

第四十五条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の五まで、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［2・3　略］

（証人の宣誓）

第四十五条の二　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第四十五条の三　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（送達・法第三十八条）

第三十五条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第四十一条第二項中「訴状、答弁書又は支払督促に対する督促異議の申立書」とあるのは「非訟事件の申立書、答弁書又は非訟事件手続法第二十条第二項（同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の書面」と読み替えるものとする。

［新設］

（秘匿の申立ての方式等・法第四十二条の二）

第三十六条の二　非訟事件の手続における申立て等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十、第五十二条の十二及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二中「この規則」とあるのは、「非訟事件の手続に関する最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

［新設］

（証拠調べ・法第五十三条）

第四十五条　非訟事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「非訟事件手続規則第三十六条第一項の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「非訟事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

［新設］

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第四十五条の四　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第四十五条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（和解・法第六十五条）

第五十条　非訟事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。この場合において、同規則第百六十三条第一項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と、「記載し、又は記録して」とあるのは「記載して」と、「付記し、又は記録する」とあるのは「付記する」と、同条第三項及び第四項並びに同規則第百六十四条第二項及び第三項中「電子調書」とあるのは「調書」と、同規則第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項中「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同規則第百六十三条第四項中「記録した」とあるのは「記載した」と読み替えるものとする。

2　法第六十五条第一項において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十六条）

第六十六条　［略］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条、第百九十七条第一項後段及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の提出期間）」とあるのは「同規則第六十六条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同規則第百九十七条第一項後段中「この場合」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合」と読み替えるものとする。

［3・4　略］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十八条）

第六十七条　［略］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第七十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第七十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第百九十七条第一項後段の規定は前項において読み替えて準用する第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第

［新設］

（和解・法第六十五条）

第五十条　非訟事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。

［新設］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十六条）

第六十六条　［同上］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条、第百九十七条第一項後段及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十六条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同規則第百九十七条第一項後段中「この場合」とあるのは「非訟事件手続規則第六十六条第一項において準用する同規則第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合」と読み替えるものとする。

［3・4　同上］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用等・法第七十八条）

第六十七条　［同上］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第七十七条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第七十七条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第百九十七条第一項後段の規定は前項において読み替えて準用する第六十三条第一項の規定により事件を抗告裁判所に送付する場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告

百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項の申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

［３・４　略］

別表第一（第二十一条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	電子調書の記録	非訟事件手続規則第二十条第一項
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
第六十九条	他の電磁的記録	これをファイルに記録して電子調書	非訟事件の記録に添付して期日調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	電子速記録を	速記録
第七十二条	電子速記録	速記録を	速記録
	ファイルに記録して		非訟事件の記録に添付して

［３・４　同上］

［新設］

の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「非訟事件手続法第七十七条第二項の申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「非訟事件手続規則第六十七条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

別表第二（第四十五条関係）

第七十二条及び第七十六条	電子調書	直送	第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項
		電子呼出状	第百八条第一項
		記録しなければ	第百十六条第三項
		電子調書の作成に用いる場合	第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項
		記録させなければ	第百十八条第二項
		記録しなければ	第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項
		準用する	第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項
		前節（証人尋問）	第百二十七条
		口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	第百二十九条の二
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ	非訟事件手続規則第三十六条第一項の直送
		呼出状	記載し、尋問事項書を添付しなければ
		非訟事件手続法第三十一条の調書（以下「期日調書」という。）への添付	期日調書
		記載させなければ	記載しなければ
		準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする	前節及び非訟事件手続規則第四十五条の二
		非訟事件の手続の期日	
	期日調書		

［新設］

第百三十四条		
第百八条（電子呼出状の記録事項等）	の電子呼出状	非訟事件手続規則第四十五条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十五条の二第一項及び第二項
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	非訟事件手続規則第四十五条第三項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	非訟事件手続規則第四十五条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十五条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び非訟事件手続規則第四十五条の四の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体

第百四十九条の四から第百三十九条まで	、第百三十八条
提出等）	提出等）並びに非訟事件手続規則第四十五条の四
文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条
読み替える	、非訟事件手続規則第四十五条の四中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第五十八条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　子の返還に関する事件の手続	第一章　［同上］
［第一節　略］	［第一節　同上］
第二節　子の返還申立事件の手続	第二節　［同上］
［第一款　略］	［第一款　同上］
第二款　第一審裁判所における子の返還申立事件の手続	第二款　［同上］
［第一目・第二目　略］	［第一目・第二目　同上］
第三目　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条の四）	第三目　事実の調査及び証拠調べ（第四十四条―第四十六条）
［第四目・第五目　略］	［第四目・第五目　同上］
［第三款～第五款　略］	［第三款～第五款　同上］
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）	（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）
第一条　申立書その他の当事者、子の返還に関する事件の手続に参加した子（以下この条及び第三条の二第六項において単に「手続に参加した子」という。）又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、手続に参加した子又は代理人が記名（当該書面がその提出により子の返還に関する事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をするものとする。	**第一条**　申立書その他の当事者、子の返還に関する事件の手続に参加した子（以下この条において単に「手続に参加した子」という。）又は代理人が裁判所に提出すべき書面には、次に掲げる事項を記載し、当事者、手続に参加した子又は代理人が記名押印するものとする。
［一～六　略］	［一～六　同上］
［2　略］	［2　同上］

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

［一　略］

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十九条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（第三十三条の二第二項において「秘匿事項届出書面」という。）

［三～五　略］

［２・３　略］

（催告及び通知）

第三条の二　子の返還に関する事件の手続における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

２　裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を子の返還に関する事件の記録上明らかにしなければならない。

３　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

４　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

５　この規則の規定による通知（第三十二条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第四十六条第二項の規定による通知を除く。）は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、することを要しない。この場合においては、裁判所書記官は、その事由を子の返還に関する事件の記録上明らかにしなければならない。

６　当事者、手続に参加した子その他の関係人に対する通知は、裁判所書記官にさせることができる。

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則第一条第一項及び第二項の規定は子の返還に関する事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第五条の規定は子の返還に関する事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。この場合において、同規則第一条第二項中「陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ」とあるのは、「調書を作成し、記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第四十三条）

第十三条　子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条第一項の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条第一項の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則第十七条前段の規定を準用する。この場合において、同項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは、「書面で」と読み替えるものとする。

（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）

第二条　［同上］

［一　同上］

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十九条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面

［三～五　同上］

［２・３　同上］

［新設］

（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）

第四条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一条の規定は子の返還に関する事件の手続における申立てその他の申述の方式について、同規則第四条の規定は子の返還に関する事件の手続における催告及び通知について、同規則第五条の規定は子の返還に関する事件の手続における書類の記載の仕方について準用する。

（法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出等・法第四十三条）

第十三条　子の返還申立事件の手続における法人でない社団又は財団の当事者能力の判断資料の提出については民事訴訟規則第十四条の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権及び手続上の行為をするのに必要な授権の証明については同規則第十五条前段の規定を、子の返還申立事件の手続における法定代理権の消滅の届出については同規則第十七条前段の規定を準用する。

（手続代理人の代理権の証明等・法第五十条等）

第十七条　手続代理人の権限の証明及び消滅の届出については、民事訴訟規則第二十三条第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と読み替えるものとする。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第五十八条）

第十八条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十四条第二項中「第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第三十三条第一項」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第六十一条）

第二十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条前段の規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、別表第一の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定等・法第六十三条）

第二十七条　受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日の指定及び変更は、その裁判官が行う。

（送達・法第六十七条）

第三十二条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項及び第一編第五章第四節第五款の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

3　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第六十九条の二）

第三十三条の二　子の返還申立事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の十八（第二号に係る部分を除く。）、第五十二条の十九第一項、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十二第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

（手続代理人の代理権の証明等・法第五十条等）

第十七条　手続代理人の権限の証明及び消滅の届出については、民事訴訟規則第二十三条の規定を準用する。

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第五十八条）

第十八条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第六十一条）

第二十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十六条まで及び第七十七条前段の規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百十一条第二項」と読み替えるものとする。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第六十三条）

第二十七条　受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（送達・法第六十七条）

第三十二条　送達については、民事訴訟規則第一編第五章第四節の規定（同規則第四十一条第二項及び第四十七条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第三十九条中「地方裁判所」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第六十九条の二）

第三十三条の二　子の返還申立事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（音声の送受信による通話の方法による家庭裁判所調査官の関与・法第八十条）

第四十四条の二　法第八十条第三項に規定する方法によって家庭裁判所調査官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　前項の方法によって家庭裁判所調査官に同項の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を子の返還申立事件の記録上明らかにしなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による裁判所技官の関与・法第八十一条）

第四十四条の三　前条の規定は、法第八十一条第二項において準用する法第八十条第三項に規定する方法によって裁判所技官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせる場合について準用する。

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の五まで、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［２・３　略］

（証人の宣誓）

第四十六条の二　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送」と、同規則第百四条中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

［２・３　同上］

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第四十六条の三　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第四十六条の四　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第四十六条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の期日調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（和解・法第百条）

第五十三条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。この場合において、同規則第百六十三条第一項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と、「記載し、又は記録して」とあるのは「記載して」と、「付記し、又は記録する」とあるのは「付記する」と、同条第三項及び第四項並びに同規則第百六十四条第二項及び第三項中「電子調書」とあるのは「調書」と、同規則第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項中「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、同規則第百六十三条第四項中「記録した」とあるのは「記載した」と読み替えるものとする。

［2　略］

3　法第百条第一項において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十条）

第六十七条　［略］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十二条）

第六十八条　［略］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第百十一条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第百十一条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審

［新設］

（和解・法第百条）

第五十三条　子の返還申立事件における和解については、民事訴訟規則第三十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条の規定を準用する。

［新設］

［2　同上］

［新設］

（即時抗告の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十条）

第六十七条　［同上］

2　民事訴訟規則第五十条の二、第百九十条第一項、第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第二百二条の規定は、特別抗告及びその抗告審に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第一項及び第二項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十七条第二項において準用する第百九十条第一項」と読み替えるものとする。

（即時抗告等の規定及び民事訴訟規則の準用・法第百十二条）

第六十八条　［同上］

2　民事訴訟規則第百九十二条、第百九十三条、第百九十六条及び第百九十九条第一項の規定は法第百十一条第二項の申立てについて、同規則第二百条の規定は法第百十一条第二項の規定による許可をする場合について、同規則第五十条の二及び第二百二条の規定は許可抗告の抗告審

に関する手続について準用する。この場合において、同規則第五十条の二中「電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）」とあるのは「決定書」と、「電子調書に記録させる」とあるのは「調書に記載させる」と、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

別表第一（第二十三条関係）

第六十八条第一項	前条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項
	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第六十一条の調書（以下「期日調書」という。）の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	口頭弁論に係る電子調書	期日調書
	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	子の返還申立事件の記録に添付して期日調書

［新設］

に関する手続について準用する。この場合において、同規則第百九十六条第一項中「第百九十四条（上告理由書の提出期間）」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第一項において読み替えて準用する同規則第六十一条」と、「第百九十条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）又は第百九十一条（法第三百十二条第三項の上告理由の記載の方式）」とあるのは「同規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と、同条第二項中「法第三百十六条（原裁判所による上告の却下）第一項第二号の規定による上告却下」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百十一条第二項の規定による申立ての不許可」と、「法第三百十五条（上告の理由の記載）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第六十八条第二項において準用する第百九十九条第一項」と読み替えるものとする。

第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	子の返還申立事件の記録に添付して
第七十二条及び第七十六条	電子調書	期日調書
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ

別表第二（第四十六条関係）

第百四条	地方裁判所又は簡易裁判所	家庭裁判所
第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項、第百三十八条第一項、第百四十九条第二項及び第百四十九条の二第二項	直送	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	電子調書の作成に用いる場合	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第六十一条の調書（以下「期日調書」という。）への添付
第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	期日調書
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ

［新設］

第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ
第百二十三条第四項、第百三十二条の五第三項及び第百三十三条第三項	準用する	準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論に係る電子調書に記録しなければ」とあるのは、「期日調書に記載しなければ」と読み替えるものとする	記載しなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の二	子の返還申立事件の手続の期日
第百二十九条の二	口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項	子の返還申立事件の手続の期日
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第四十六条の二第一項及び第二項
	の電子呼出状	の呼出状	
	、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び	及び	
第百四十条第三項	第九十九条（証拠の申出）第二項	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項	記載すべき
第百四十二条	記録すべき	記載すべき	
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、	

第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第四十六条の四
	電子調書について	期日調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の四の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	から第百三十九条まで	、第百三十八条
	提出等）	提出等）並びに国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の四
	文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製	文書の写し」とあるのは「電磁的記録を記録した記録媒体
	第百三十九条中「書証の写し」とあるのは「電磁的記録の複製」と、第百四十八条	第百四十八条

		読み替える
		、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条の四中「同条の文書の写し」とあるのは「同項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の一部改正）

第五十九条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章・第二章　略］	［第一章・第二章　同上］
第三章　対象債権等の確定手続	第三章　［同上］
第一節　簡易確定手続	第一節　［同上］
［第一款～第五款　略］	［第一款～第五款　同上］
第六款　補則（第三十五条―第三十五条の十二）	第六款　補則（第三十五条）
［第二節　略］	［第二節　同上］
［第四章・第五章　略］	［第四章・第五章　同上］
附則	附則
（訴状の記載事項等・法第五条）	（訴状の記載事項等・法第五条）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　共通義務確認の訴えを提起する者（次項に規定する者を除く。）は、前項の資料が書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）をもって作成されているときは、当該書面等の添付に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、当該書面等の画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第三十七条第二項において同じ。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）に備えられたファイル（次項及び第三十七条第二項において単に「ファイル」という。）に記録する方法により提出することができる。	［新設］

5　共通義務確認の訴えを提起する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一第一項第一号に掲げる者は、第三項の資料を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、最高裁判所の細則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定めるものを電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

一　当該資料が書面等をもって作成されているとき　当該書面等の画像情報

二　当該資料が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成されているとき　当該電磁的記録

6　裁判所は、前二項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提示を求めることができる。

（保全開示命令の申立てについての手続における審尋に係る電子調書・法第九条）

第五条の二　保全開示命令の申立てについての手続における審尋に係る電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）は、民事訴訟規則第七十八条において準用する民事訴訟法第百六十条第一項の規定にかかわらず、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告に係る事件記録の引継ぎ・法第九条）

第五条の三　保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告があった場合において、原裁判所が共通義務確認訴訟に係る事件の記録の管理を引き継ぐ必要がないと認めたときは、民事訴訟規則第二百五条において準用する同規則第百七十四条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録の管理のみを抗告裁判所の裁判所書記官に引き継げば足りる。

［削る］

（保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告があった場合の判決又は決定の確定証明・法第九条）

第五条の四　保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告に係る事件がなお抗告審に係属中であるときは、民事訴訟規則第五十条第二項において準用する同規則第四十八条第二項の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟に係る事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、判決又は決定の確定した部分のみについて同規則第四十八条第一項（同規則第五十条第二項において準用する場合を含む。）の書面の交付又は電磁的記録の提供を行う。

（簡易確定手続開始の申立期間の伸長・法第十六条）

第十条の二　法第十六条第二項の規定による申立てに係る申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～四　略］

五　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決又は法第十三条に規定する請求の認諾等を識別するために裁判所が付した符号

［新設］

（保全開示命令の申立てについての手続における審尋の調書・法第九条）

第五条の二　保全開示命令の申立てについての手続における審尋の調書は、民事訴訟規則第七十八条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六十条第一項の規定にかかわらず、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

［新設］

（保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告に係る事件記録の送付・法第九条）

第五条の三　保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告があった場合において、原裁判所が共通義務確認訴訟に係る事件の記録を送付する必要がないと認めたときは、民事訴訟規則第二百五条において準用する同規則第百七十四条第二項の規定にかかわらず、原裁判所の裁判所書記官は、抗告事件の記録のみを抗告裁判所の裁判所書記官に送付すれば足りる。

2　前項の規定により抗告事件の記録が送付された場合において、抗告裁判所が同項の共通義務確認訴訟に係る事件の記録が必要であると認めたときは、抗告裁判所の裁判所書記官は、速やかに、その送付を原裁判所の裁判所書記官に求めなければならない。

（保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告があった場合の判決又は決定の確定証明書・法第九条）

第五条の四　保全開示命令の申立てについての手続における決定に対する即時抗告に係る事件がなお抗告審に係属中であるときは、民事訴訟規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第二項の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟に係る事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、判決又は決定の確定した部分のみについて同規則第四十八条第一項（同規則第五十条第三項において準用する場合を含む。）の証明書を交付する。

（簡易確定手続開始の申立期間の伸長・法第十六条）

第十条の二　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

六　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は法第十三条に規定する請求の認諾等によって共通義務確認訴訟が終了した日

七　［略］

［削る］

２　前項の申立書には、既に法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法第十七条）

第十一条　法第十七条の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～四　略］

五　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決又は法第十三条に規定する請求の認諾等を識別するために裁判所が付した符号

六　［略］

七　［略］

［２・３　略］

（簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法第十七条）

第十二条　簡易確定手続開始の申立書には、法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法第五十一条等）

第三十四条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定（同規則第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項及び第二十六条後段の規定を除く。）は、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条中「資料」とあるのは「書面」と、同規則第二十五条第一項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、同規則第二十六条前段中「記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ」とあるのは「記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ」と読み替えるものとする。

（簡易確定手続における催告）

第三十五条　簡易確定手続における催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

五　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解若しくは和解金債権が存することを認める旨の和解によって共通義務確認訴訟が終了した日

六　［同上］

２　前項の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付しなければならない。

一　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書の写し及び当該判決の確定についての証明書

二　請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解の調書の写し

３　前項に規定するほか、第一項の申立書には、既に法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続開始の申立書の記載事項・法第十七条）

第十一条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

五　［同上］

六　［同上］

［２・３　同上］

（簡易確定手続開始の申立書の添付書面・法第十七条）

第十二条　簡易確定手続開始の申立書には、次に掲げるいずれかの書面を添付しなければならない。

一　共通義務確認訴訟における請求を認容する判決についての判決書又は民事訴訟法第二百五十四条第二項の調書の謄本及び当該判決の確定についての証明書

二　請求の認諾、法第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解又は和解金債権が存することを認める旨の和解の調書の謄本

２　前項に規定するほか、同項の申立書には、法第十六条第二項の決定があるときは、その旨及び伸長された期間を証する文書を添付しなければならない。

（簡易確定手続の費用及び個別費用の負担・法第五十一条等）

第三十四条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、簡易確定手続の費用及び個別費用の負担について準用する。

［新設］

（簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧等）

第三十五条の二　第三十五条の十二において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文又は第七項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

（簡易確定手続において送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第三十五条の三　簡易確定手続において送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

［新設］

（簡易確定手続における呼出状の公示送達）

第三十五条の四　簡易確定手続における呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［新設］

（簡易確定手続における決定及び命令の方式）

第三十五条の五　簡易確定手続における決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

２　合議体の構成員である裁判官が前項の決定書に記名押印することに支障があるときは、他の裁判官が当該決定書にその事由を付記して記名押印しなければならない。

［新設］

（簡易確定手続における証人の宣誓）

第三十五条の六　簡易確定手続において、証人に宣誓させる場合は、裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（簡易確定手続における鑑定人の宣誓）

第三十五条の七　簡易確定手続における鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　簡易確定手続における鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（簡易確定手続における受命裁判官等の証拠調べの調書）

第三十五条の八　簡易確定手続において、受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第三十五条の十二において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（簡易確定手続における更正決定の方式）

第三十五条の九　簡易確定手続における決定又は命令の更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

２　前項の規定は、法第五十三条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百六十七条の二第一項の規定による和解に係る調書の更正決定について準用する。

［新設］

（簡易確定手続における和解条項案の書面による受諾の通知）

第三十五条の十　法第五十三条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

（簡易確定手続において特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第三十五条の十一　法第五十三条において準用する民事訴訟法第三百三十条又は第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2　前項の規定は、法第五十三条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟規則の準用・法第五十三条）

第三十五条の十二　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章（第一条第三項、第一条の二並びに第四条第三項及び第四項を除く。）、第二章（第六条、第六条の二及び第八条を除く。）、第三章（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二節、第二十条第一項から第三項まで、第二十二条並びに第二十三条第三項を除く。）及び第五章（第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第二節、第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第四十八条並びに第五十一条第三項から第七項までを除く。）、第五十六条、第二編第二章（第六十条、第六十三条の二、第六十四条、第七十六条の二第一項後段、第八十条、第八十一条、第八十二条第三項及び第四項、第三節並びに第九十五条第三項を除く。）、第三章（第百一条、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二並びに第七節を除く。）及び第五章（第百六十二条を除く。）、第三編第三章、第四編（第二百十一条第二項及び第三項を除く。）並びに第九編の規定を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（異議後の訴訟についての授権の証明等・法第五十七条）

第三十七条　法第五十七条第一項の授権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

2　民事訴訟法第百三十二条の十一第一項第一号に掲げる者は、最高裁判所の細則で定めるところにより、前項の授権を証明する書面の画像情報又は電磁的記録を電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法により提出しなければならない。ただし、同条第三項に規定する場合は、この限りでない。

3　裁判所は、前項の規定により書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

4　［略］

5　［略］

（手続の受継の申立ての方式・法第六十六条）

第四十三条　民事訴訟規則第五十一条の規定（法第六十六条第一項第一号及び第二号の簡易確定手続並びに同項第一号の仮差押命令に係る仮差押えの手続にあっては、同規則第五十一条第三項から第七項までの規定を除く。）は、法第六十六条第一項の規定による手続の中断について準用する。

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第五十三条）

第三十五条　特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編第一章、第二章（第六条、第六条の二及び第八条を除く。）、第三章（第二節、第二十条第一項及び第二項、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三を除く。）及び第五章（第二節及び第四十八条を除く。）、第五十六条、第二編第二章（第六十条、第六十四条、第八十条、第八十一条、第三節及び第九十五条第三項を除く。）及び第三章（第百一条及び第百五十七条第二項、第百六十条、同編第五章（第百六十二条を除く。）、第三編第三章、第四編並びに第八編の規定を準用する。

（異議後の訴訟についての授権の証明等・法第五十七条）

第三十七条　法第五十七条第一項の授権は、書面で証明しなければならない。

［新設］

2　［同上］

3　［同上］

（手続の受継の申立ての方式・法第六十六条）

第四十三条　民事訴訟規則第五十一条の規定は、法第六十六条第一項の規定により手続が中断したときについて準用する。

別表（第三十五条の十二関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ	
第三条の二第一項	電子判決書	判決書	
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で	
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書の調書	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書	
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百六十三条第三項並びに第百六十四条第二項及び第三項	記録しなければ	記載しなければ	
第三十二条第四項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十六条第一項、第百四十六条第三項及び第四項並びに第百六十四条第二項及び第三項	電子調書	調書	

［新設］

第三十二条第四項、第九十六条第三項及び第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	簡易確定手続に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、簡易確定手続に係る事件の記録
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ

第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	簡易確定手続に係る事件の記録に添付して調書

第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
ファイルに記録して	簡易確定手続に係る事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第九十六条第三項	電子調書を	調書を
電子調書に	調書に
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の六
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の十二において読み替えて準用する第百八条第一項
の電子呼出状	の呼出状
第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第三十五条の六第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
画像情報を	原本、謄本又は抄本は、

第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則同規則第三十五条の八及び第三十五条の十二において読み替えて準用する第百四十二条
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八
	読み替える	、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則第三十五条の八中「同条の文書の写し」とあるのは「第三十五条の十二において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える

第百六十三条第一項	書面又は電磁的記録	書面
	記載し、又は記録して	記載して
	付記し、又は記録する	付記する
第百六十三条第四項	記録した	記載した
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六十条　前条の規定による改正後の消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（次項において「改正後消費者特例規則」という。）第十条の二、第十一条及び第十二条の規定は、施行日以後に提起される共通義務確認訴訟の結果を前提とする簡易確定手続開始の申立期間の伸長及び簡易確定手続開始の申立書について適用し、施行日前に提起された共通義務確認訴訟の結果を前提とする簡易確定手続開始の申立期間の伸長及び簡易確定手続開始の申立書については、なお従前の例による。

2　改正後消費者特例規則第三十七条第一項の規定は、施行日以後にされる消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第三十三条第一項の規定による届出に係る同法第五十七条第一項の異議後の訴訟における同項の授権の証明について適用し、施行日前にされた同法第三十三条第一項の規定による届出に係る同法第五十七条第一項の異議後の訴訟における同項の授権の証明については、なお従前の例による。

（発信者情報開示命令事件手続規則の一部改正）

第六十一条　発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第十七条） **第九条**　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第八章の規定（同規則第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 ［２・３　略］ （発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等） **第九条の二**　前条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。	（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第十七条） **第九条**　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。 ［２・３　同上］ ［新設］

2　前条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十七条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十七条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則の一部改正）

第六十二条　共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則（令和四年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申立書の記載事項） **第五条**　民法第二百五十一条第二項、第二百五十二条第二項及び第二百五十二条の二第二項（これらの規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該申立書がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。 ［一・二　略］ ［2　略］ （申立書の記載事項） **第九条**　民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名（当該書面がその提出により非訟事件の手続の開始、続行、停止又は完結をさせるものである場合にあっては、記名押印）をしなければならない。 ［一・二　略］ ［2　略］	（申立書の記載事項） **第五条**　民法第二百五十一条第二項、第二百五十二条第二項及び第二百五十二条の二第二項（これらの規定を同法第二百六十四条において準用する場合を含む。）の規定による裁判に係る非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。 ［一・二　同上］ ［2　同上］ （申立書の記載事項） **第九条**　民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件の手続に関する申立書には、申立ての趣旨及び原因並びに申立てを理由づける事実を記載するほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならない。 ［一・二　同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際和解合意関係事件手続規則の一部改正）

第六十三条　国際和解合意関係事件手続規則（令和六年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民事訴訟規則の準用） **第一条**　特別の定めがある場合を除き、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号。以下「法」という。）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三	（民事訴訟規則の準用） **第一条**　特別の定めがある場合を除き、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（催告）

第一条の二　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。　［新設］

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（事件の記録の閲覧等）

第一条の三　第一条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。　［新設］

2　第一条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第十二条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第十二条において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第一条の四　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。　［新設］

（呼出状の公示送達）

第一条の五　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。　［新設］

（決定及び命令の方式）

第一条の六　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。　［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第一条の七　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。　［新設］

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

（証人の宣誓）

第一条の八　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第一条の九　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第一条の十　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第一条において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第一条の十一　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第一条の十二　法第十二条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第十二条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等）

第二条　第一条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

［２～４　略］

別表（第一条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書

（申立ての方式等）

第二条　前条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

［２～４　同上］

［新設］

第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項	書面で
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二	電子調書	調書

項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項			
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録		
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付	決定書
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ		前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	記録すれば	付記して認印しなければ
			記載すれば

第六十七条第一項	記録し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）
第六十七条第三項	記録する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル
	電子調書の記録
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ
第六十九条	他の電磁的記録
	これをファイルに記録して電子調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）
	電子速記録を
第七十二条	電子速記録
	ファイルに記録して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録

記載し	記載
	書面
記載する	調書に記載しなければ
	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	調書の記載
	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	事件の記録に添付して調書
	速記録
	速記録を
	速記録
	事件の記録に添付して
	録音テープ

第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び国際和解合意関係事件手続規則第一条の八
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）	国際和解合意関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第一条の八第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	国際和解合意関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第一条の十
	電子調書について	調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び国際和解合意関係事件手続規則第一条の十の規定

第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録
	電磁的記録をいう	書面をいう
第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに国際和解合意関係事件手続規則第一条の十
	読み替える	、国際和解合意関係事件手続規則第一条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第一条において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定によ	被上告人の数に六を加えた数の副本

		り当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「上告提起通知書	上告受理申立て通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定和解関係事件手続規則の一部改正）

第六十四条　特定和解関係事件手続規則（令和六年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（民事訴訟規則の準用） **第一条**　特別の定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号。以下「法」という。）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	（民事訴訟規則の準用） **第一条**　特別の定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の規定による執行決定の手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二及び第三十条の三の規定を除く。）を準用する。

（催告）

第一条の二　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

［新設］

（事件の記録の閲覧等）

第一条の三　第一条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

2　第一条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十七条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十七条の十において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類）

第一条の四　送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

［新設］

（呼出状の公示送達）

第一条の五　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

［新設］

（決定及び命令の方式）

第一条の六　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

［新設］

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第一条の七　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

2　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

［新設］

（証人の宣誓）

第一条の八　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第一条の九　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

［新設］

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第一条の十　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第一条において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

［新設］

（更正決定の方式）

第一条の十一　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第一条の十二　法第二十七条の十において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第二十七条の十において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

（申立ての方式等）

第二条　第一条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

［２～４　略］

別表（第一条関係）

第一条第二項	調書を作成し、記名押印しなければ	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ
第三条の二第一項	判決書	電子判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面で	書面又は電磁的記録により
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	第一項	前三項

（申立ての方式等）

第二条　前条の手続の申立ては、書面でしなければならない。

［２～４　同上］

［新設］

第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書					
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面					
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面					
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ					
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書					
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ					
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三（訴訟に関する事項の証明）に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付					
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求（事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。）は、事件の記録					
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百四十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書					

第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類又は電磁的記録の相手方	書類又は電磁的記録について直送（当事者が前条（書類又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること
			書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	交付又は電磁的記録の提供	交付
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、決定に係るものをいう。第六十七条（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六条第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ	
第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ	
	記録すれば	記載すれば	
第六十七条第一項	記録し	記載し	
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載	

第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八条第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ

第七十六条の二第二項	電磁的記録
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付
第百八条第一項	電子呼出状
	記録しなければ
第百十六条第三項	の作成に用いる場合
第百十八条第二項	記録させなければ
第百二十七条	前節（証人尋問）
第百三十四条	第百八条（電子呼出状の記録事項等）
	の電子呼出状
	第二項、第四項及び第五項
	記録すべき
第百四十二条	裁判所書記官は、法
第百四十六条第一項	画像情報を
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）
	電子調書について
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで
	の規定
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の
	調書
	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
	呼出状
	記載し、尋問事項書を添付しなければ
	への添付
	記載させなければ
	前節及び特定和解関係事件手続規則第一条の八
	特定和解関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百八条第一項
	の呼出状
	第二項及び第五項並びに同規則第一条の八第一項及び第二項
	記載すべき
	法
	原本、謄本又は抄本は、
	特定和解関係事件手続規則第一条において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則第一条の十
	調書について
	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）
	及び特定和解関係事件手続規則第一条の十の規定
	当該電磁的記録

	電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	第百四十九条の二第一項及び第二項	
	電磁的記録をいう	電子証拠説明書	
		第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	
		電磁的記録の複製	
		第百四十九条の四	
		提出等）	
		読み替える	
		第百八十四条及び第百八十九条第三項	
		電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	
		第百八十九条第一項	
		電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
		第百八十九条第二項及び第三項	
		電子上告提起通知書	
		第百九十四条	
		による電子上告提起通知書	
		第百九十五条	
		被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	
	書面をいう	証拠説明書	
		電磁的記録を記録した記録媒体	
		提出等）並びに特定和解関係事件手続規則第一条の十	
		、特定和解関係事件手続規則第一条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第一条において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える	
		判決書	
		上告提起通知書	
		による上告提起通知書	
		被上告人の数に六を加えた数の副本	

第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則の一部改正）

第六十五条　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	
（秘匿事項届出書面の記載事項等・法第三十五条）	
第六条　法第三十五条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この条において「秘匿事項届出書面」という。）には、秘匿事項を記載するほか、秘匿事項届出書面である旨を表示しなければならない。	
［2　略］	
（秘匿決定があった場合における秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十五条）	
第七条　民事訴訟規則第五十二条の二十、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十二の規定は、法第三十五条第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える民事訴訟規則の規定	読み替えられる字句
第五十二条の二十第一項	申立て
第五十二条の二十第二項	秘匿対象者
第五十二条の二十一第一項	この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者

改正前	
（秘匿事項届出書面の記載事項等・法第三十五条）	
第六条　法第三十五条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る秘匿事項届出書面には、秘匿事項を記載するほか、秘匿事項届出書面である旨を表示しなければならない。	
［2　同上］	
（秘匿決定があった場合における秘匿事項記載部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十五条）	
第七条　民事訴訟規則第五十二条の十一、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定は、法第三十五条第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	
読み替える民事訴訟規則の規定	読み替えられる字句
第五十二条の十一第一項	申立て
第五十二条の十一第二項	秘匿対象者
第五十二条の十二第一項	この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）による押印（当該秘匿決定に係る秘匿対象者

第五十二条の二十一第一項	この規則の規定による押印（当該秘匿決定に係る撮影対象者等（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的
第五十二条の十二第一項	この規則の規定による押印（当該秘匿決定に係る撮影対象者等（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的

（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十六条）

第八条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の申立てをするときは、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体（以下この条において「記録媒体等」という。）から対象姿態等該当部分を除いたもの（以下この条において「申立時除外媒体」という。）を作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る対象姿態等該当部分が当該証拠の申出に係る記録媒体等の全部であるときは、この限りでない。

5　第一項の申立てをする被告は、申立時除外媒体の複製物について直送をしなければならない。

［6・7　略］

8　第六項の決定があったときは、被告は、前項ただし書の場合を除き、決定後除外媒体の複製物について直送をしなければならない。

9　第一項の申立てをする被告は、申立時除外媒体又は決定後除外媒体の提出に代えて、最高裁判所の細則で定めるところにより、これらに係る画像情報を電子情報処理組織（民事訴訟規則第五十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録する方法により提出することができる。

10　民事訴訟法第百三十二条の十一第一項（第三号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、申立時除外媒体及び決定後除外媒体（同法第二百三十一条に規定する物件を除く。）の提出について準用する。この場合において、同法第百三十二条の十一第一項中「前条第一項」とあるのは、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則第八条第九項」と読み替えるものとする。

11　被告は、第一項の申立てをした場合において、申立時除外媒体の複製物又は決定後除外媒体の複製物の直送をしたときは、民事訴訟規則第百三十七条第二項の規定による同条第一項の写しの直送をすることを要しない。ただし、第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

12　第一項の申立てがされた場合における被告及び対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る民事訴訟法第九十一条の二第一項の規定による電磁的訴訟記録の閲覧は、民事訴訟規則第三十三条の三第一項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる方法に限るものとする。ただし、第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでない。

		記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。）
第五十二条の二十二第一項	法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者	被告

（対象領置物件及び対象電磁的記録等の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第三十六条）

第八条　［同上］

［2・3　同上］

4　第一項の申立てをするときは、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体（以下この条において「記録媒体等」という。）から対象姿態等該当部分を除いたもの（以下この条において「申立時除外媒体」という。）及びその複製物一個（申立時除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）をも作成し、裁判所に提出しなければならない。

5　被告は、原告に送付すべき申立時除外媒体の複製物について直送をすることができる。

［6・7　同上］

8　被告は、前項本文の規定により決定後除外媒体を提出するときは、その複製物一個（決定後除外媒体を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

9　被告は、原告に送付すべき決定後除外媒体の複製物について直送をすることができる。

10　第四項の規定により申立時除外媒体が提出された場合には、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等の閲覧、謄写又は複製は、申立時除外媒体（第七項本文の規定により決定後除外媒体が提出された場合にあっては、決定後除外媒体）によってさせることができる。

11　第一項の申立てを却下する裁判が確定したときは、被告は、速やかに、法第三十六条第一項に規定する証拠の申出に係る記録媒体等について、その複製物一個（記録媒体等を送付すべき原告の数が二以上であるときは、その数と同じ個数）を提出しなければならない。

12　被告は、原告に送付すべき記録媒体等の複製物について直送をすることができる。

		記録の消去等に関する法律第九条第二項に規定する撮影対象者等をいう。）
第五十二条の十三第一項	法第百三十三条（申立人の住所、氏名等の秘匿）第一項の申立てをした者	被告

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

○最高裁判所規則第十五号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則を次のように定める。

令和六年九月十七日

最高裁判所

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則

（識別符号の付与の方法）

第一条　民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続において、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）その他の法令に定める電子情報処理組織（民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則（平成十八年最高裁判所規則第十号）で定める電子情報処理組織を除く。）を使用して、裁判所との間で電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項において同じ。）の送受信をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項をその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三条及び第四条第三号において同じ。）から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

一　氏名及び住所（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　電話番号

三　電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メール（最高裁判所の細則で定める通信方式を用いるものに限る。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）

四　生年月日（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては代表者又は管理人の生年月日）

五　その他必要な事項として最高裁判所が定める事項

２　前項の規定による届出を行う者（法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものにあっては、その代表者又は管理人をいう。以下この項において同じ。）は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）を送信しなければならない。ただし、最高裁判所が定める方法により前項の規定による届出を行う者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

３　最高裁判所は、第一項の規定による届出を受理したとき（次条第二項に規定する場合を除く。）は、当該届出をした者に対し、識別符号を付与するものとする。

（弁護士等に対する識別符号の付与の方法）

第二条　弁護士又は司法書士その他の隣接法律専門職者（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第一条に規定する隣接法律専門職者をいう。）のうち最高裁判所が定める者（以下この条及び第四条第五号において「弁護士等」という。）が、その業務として前条第一項の規定による届出をする場合には、弁護士等であることを証明しなければならない。

２　最高裁判所は、前項に規定する場合において、当該届出を受理したときは、当該届出をした弁護士等に対し、弁護士等の業務として前条第一項の電磁的記録の送受信をするための識別符号を付与するものとする。

（届出事項の変更等）

第三条　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、第一条第一項の電子計算機において暗証符号を設定し、遅滞なく、設定した暗証符号を当該電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

２　第一条第三項又は前条第二項の規定により識別符号を付与された者は、第一条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、前項の規定により設定した暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、その旨を第一条第一項の電子計算機から入力して送信する方法により最高裁判所に届け出なければならない。

（識別符号の使用の停止）

第四条　最高裁判所は、次に掲げる場合には、第一条第三項又は第二条第二項の規定により付与された識別符号の使用を停止することができる。

一　当該識別符号を付与された者が偽りその他不正な手段により当該識別符号の付与を受けたものであるとき。

二　当該識別符号を付与された者以外の者が当該識別符号を不正に取得したとき。

三　当該識別符号を付与された者が裁判所の使用に係る電子計算機に対して不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をしたとき。

四　第一条第三項の規定により当該識別符号を付与された者が一年間当該識別符号を使用しなかったとき。

五　第二条第二項の規定により当該識別符号を付与された者が法令の規定により弁護士等の業務を行うことができなくなったとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、当該識別符号を付与された者が第一条第一項の電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認める特別の事情があるとき。

附　則

この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一、一四四円（本体一、〇四〇円）　（配送料別）